

「知的財産推進計画 2021」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

1. 一般社団法人インターネットユーザー協会	1
2. 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構 (CODA)	7
3. 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会	7
4. 一般社団法人全国美術館会議事務局	10
5. 一般社団法人 日本知的財産協会	11
6. 一般社団法人電子情報技術産業協会	26
7. 一般社団法人日本レコード協会	27
8. 一般社団法人日本映像ソフト協会	28
9. 一般社団法人日本音楽著作権協会	28
10. 一般社団法人日本自動車工業会	31
11. 一般社団法人日本民間放送連盟	32
12. 一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン	34
13. 株式会社日本国際映画著作権協会	44
14. 株式会社KADOKAWA	47
15. 株式会社NTT ドコモ	50
16. 公益財団法人日本関税協会知的財産情報センター	52
17. 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会	53
18. ソフトバンク株式会社	55
19. 中小企業知的財産交流・研究会	58
20. 日本行政書士会連合会	66
21. 日本ジェネリック製薬協会	66
22. 日本製薬工業協会	68
23. 日本製薬団体連合会	71
24. 日本弁護士連合会	73
25. 日本弁理士会	74
26. 本田技研工業株式会社	79
27. Patent Island 株式会社	80
28. YKK 株式会社/アパレル戦略推進部	82
29. 一	83

法人・団体名
1. 一般社団法人インターネットユーザー協会
意見の分野
(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの
意見

■著作物の保護と利用のバランスを取り戻すためにフェアユース制度の導入を

先般の著作権法の改正により、違法なダウンロードの対象範囲を拡大すること（以下違法ダウンロード対象範囲拡大）、リーチサイトに対する規制（以下リーチサイト規制）、アクセスコントロール回避規制の強化など、著作物の大幅な保護強化策が盛り込まれた。これはインターネットの活用が一般化した我が国の社会において、今回の改正は国民の情報の活用に負担を追加する内容である。また ACTA や TPP に批准する際に著作権保護期間の延長、著作権侵害の非親告罪化、そしてアクセスコントロール回避規制など、著作権は文化の振興という本意から外れ、権利者の権利保護強化の方向にのみ拡大し続けてはいないか。

権利保護強化に対して技術を用いた消費者の著作物の利活用を促進する手当はその間なかった。2018年5月改正では「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定」が取り入れられたが、これはどれも産業の変容に対応するものであって、言論の自由を担保し、教育やエンタテインメント、ユーザーによる技術検証・改善 (Freedom of Tinker : いじる自由) に資するものではなかった。

今回の著作権法の改正案、そしてこれまでの我が国の著作権法制度をめぐる経過は、国民の情報や著作物の

利活用を制限し、さらには萎縮させる内容が一方的に導入され続けてきた。

著作権法は、権利を守りつつ利用を促進することで文化を発展させるものである。国民の啓蒙という実効性のあやふやな保護強化が改正の主眼になり、かたや国民の知る権利や表現の自由の実現手段であるインターネット上の情報収集・発表等への萎縮が懸念される現状は、法改正として本末転倒であり、日本の知の競争力を削いでいるといつても過言ではない。国民の権利や自由を担保するように、例えは米国型フェアユースの4要件を範とした、柔軟かつ包括的な権利制限規定を導入するなど、権利の保護と利用のバランスを取り戻す施策が求められる。

■柔軟な権利制限規定について

知的財産推進会議 第2回構想委員会にて行われた「知的財産推進計画 2021 に向けた検討」において、著作権法の権利制限規定に係る議論に対し「柔軟な権利制限規定が導入された背景には、これまでの立法の手法において、著作物の利用実態が急速に変わり得るという事実を考慮に入れた制度設計が必ずしも十分には行われていなかつた面があるとの認識」との記載がある。このような指摘が知的財産推進会議内で共有されている点は評価できる。

さらに「著作権法における柔軟な権利制限規定の導入の際、専門性、迅速性、柔軟性等の観点から、ソフトローの活用が適切な場合があるとの議論がなされている」との記載もある。確かにソフトローを用いての著作物の利活用を進める手法もある。昨今では、コンテンツホルダーが自らガイドラインを示すようになった事例も増え、評価の声も高まっている。産業振興策およびCGMを推進するという意味で知的財産推進会議が推進する動きとしてネガティブなものではない。

ただし著作権は言論の自由、そして情報技術を用いた教育やエンタテインメントの拡張、そして技術検証や改善などのオープンイノベーションとも表裏一体であることに引き続き注意する必要がある。利用者の保護に一定の法的な後ろ盾は必要であり、ソフトローではその保護には足りない。米国型フェアユースを念頭に置いた権利制限規定を創設し、その理念の上でガイドラインを示すような、ハードローとソフトローを組み合わせた形で柔軟な権利制限規定の拡張を行っていくことが必要である。

デジタル化やネットワーク化による著作物の利用について、その多様化は今に始まったものではない。ただし新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会変化は、その多様化を加速したというのは間違いない。自宅のPCからオフィスのPCにVPNを用いてアクセスすることによるテレワークや遠隔授業は一般的なものとなった。入院や隔離措置によって自宅のメディアサーバにアクセスして治療期間を過ごすようなケースも考えられる。対して現在の規定はメディア変換やタイムシフト・プレイスシフト、アーカイビングなどの消費者が求めるニーズに応えるものとなっていない。リアルに対する強い制約から、リアルからオンラインへのシフトが生じており、この流れは国として推進していくべきものである。

■クリエイターへの適切な対価還元に関する議論について

クリエイターへの対価の還元については、常にユーザー側の利便性との関係で論じる必要がある。ユーザーの複製の自由と対価の還元は密接に関係する、いわば車の両輪だからだ。現在文化審議会で行われているクリエイターへの適切な対価の還元の議論では「複製はすなわち不利益」という形で議論が進んでいるが、すべての複製に不利益が伴うものではない。仮に不利益があっても、補償までの必要がないものも存在する。そもそも権利制限は権利者の犠牲において行われるのではなく、文化の発展産業の発達に沿う範囲で行われるものである。についてはメディア変換やタイムシフト・プレイスシフト、アーカイビングなどを目的とした複製は、対価還元の対象から外すことを求める。

またクリエイターへの対価還元における議論においては、ユーザーの利便性を制限するDRMとのバランスという観点を盛り込んで行われることを引き続き要望する。これは保護と利用のバランスのとれた新しい制度設計につながる。

弊団体としては、新しいクリエイターへの還元措置として、契約モデルによる対価還元と、補償金制度のクリエイター育成基金化を提案している。現状の補償金をベースとしたモデルに拘泥せず、新しい制度のあり

方の議論を進めていくべきである。

■著作権侵害を理由としたサイトブロッキングについて

【要旨】

著作権侵害を理由としたサイトブロッキングについては行うべきでない。サイトブロッキングは通信全般を監視し、なんらかのアルゴリズムで不適当と判断された通信を遮断するというもので、憲法で保障されている「表現の自由」「通信の秘密」を侵す事実上の検閲行為にあたる。

【本文】

著作権侵害を理由としたサイトブロッキングについては行うべきでない。違法アップロードサイトが社会問題となり、その対策がさまざまなところで議論され、その対応の手法としてサイトブロッキングが挙げられることがある。対して当会はこれまで知的財産推進計画策定に当たっての意見募集において、著作権侵害を理由としたサイトブロッキングについて意見を提出してきた。出版社などが中心となって海賊版サイトを摘発・削除するための取り組みを進めていることは理解しているが、サイトブロッキングは憲法で保障されている「表現の自由」「通信の秘密」を侵す事実上の検閲行為に他ならない。2021年も引き続き下記の内容を求める、拙速な議論とならないよう注意する必要がある。

[著作権侵害を理由としたサイトブロッキングをすべきでない理由]

サイトブロッキングは通信全般を監視し、なんらかのアルゴリズムで不適当と判断された通信を遮断するというもので、憲法で保障されている「表現の自由」「通信の秘密」を侵す事実上の検閲行為にあたる。そしてこの件は2010年の児童ポルノサイトブロッキングに関する議論において通信の秘密と違法性阻却事由の観点から大きく議論され、著作権侵害についてのサイトブロッキングは不適当であるという結論がすでに出ていている。については著作権侵害を理由としたサイトブロッキングは憲法で保障された人権を侵害するものであるから、決して導入されるべきではない。

実際にイギリスやフランスなどの諸外国で著作権侵害を理由としたサイトブロッキングは行われていることは事実だが、効果としては低いとされている。ブロッキングを行ったとしても、海賊版サイトはドメインやサーバをすぐに変えてしまうため、ブロックの判決が出た数日後には使えるようになっていることが多い。これはサイトブロッキングは単にアクセスを遮断して見えなくするだけであり、海賊版サイト自体は厳然として存在するのであるから当然である。なお、児童ポルノと同様に裁判所を通さずに行政手続きでサイトブロッキングを行えば十分なスピードでブロッキングができるという主張もあるが、これは「表現の自由」への影響が大きく、諸外国でも採用されていないことに留意すべきである。

また、サイトブロッキングが行われている地域では、接続経路を偽装するツールやサービスが発達するなど、サイトブロッキングを回避する手法が充実してきている。サイトブロッキングの導入により、こうした匿名化ツールやサービスにユーザーを誘導してしまえば、ブロッキングが容易に回避されるばかりか、海賊版サイトの大胆な利用を誘発し、事態の悪化を招く恐れもある。

ISPに負担をかけるだけで、を侵害するにもかかわらず効果の少ないサイトブロッキングを行うよりも、おおもとの海賊版サイトを摘発・削除するための取り組みに力を注ぐべきだ。

■アクセス警告方式について

【要旨】

著作権侵害を理由としたウェブサイトアクセスへの警告表示は行うべきでない。アクセス警告方式はエンドツーエンド原則に反する。また技術的には第三者が通信の中身を確認する点でサイトブロッキングと全く同様に通信の秘密を侵す行為である。現状でもスマートフォンには消費者の同意のもとでフィルタリングをかけることができ、必要な場合は外すことができる環境が整備されている。

【本文】

著作権侵害を理由としたウェブサイトアクセスへの警告表示は行うべきでない。インターネットは自律分散協調により維持されてきたシステムであることに加え、そのネットワークをシンプルに保つため、通信の操作はその終端で行う「エンドツーエンド原則」によって成り立っている。るべきネットワークの姿を取り上げるのであれば、エンドツーエンド原則も合わせて考慮すべきである。そしてネットワークレベルで警告画面を出す「アクセス警告方式」はエンドツーエンド原則に反する。

またアクセス警告方式の実施の前提についてより議論することが必要だ。アクセス警告方式については既に多くの法律的、技術的な批判に晒されたウェブサイトブロッキングの議論を前提とすべきだ。なぜなら、アクセス警告方式はサイトへのアクセスが可能かどうかという点においてサイトブロッキングとは表面上異なるものの、技術的には第三者が通信の中身を確認する点でサイトブロッキングと全く同様に通信の秘密を侵す行為であるからだ。通信の秘密が保障するのは秘密そのものであり、アクセスの保障はその附隨的効果に過ぎないため、前提としてサイトブロッキングの議論において表出した種々の問題点をそのまま引き継ぐものと考える。

次にユーザによる海賊版コンテンツのダウンロード行為が違法か違法でないかについては、まず違法でないコンテンツについてはアクセス警告方式で通信の秘密を侵す理由がない。一方、違法なコンテンツについてはアクセス警告方式で通信の秘密を侵す理由があるとする考えも想定され得るが、アクセス先に違法コンテンツがあるかどうかはアクセスしてみて初めて判明することである。つまりアクセス先が違法か違法でないかは通信の秘密を侵さずに判断することができない。

なお、昨今問題とされるユースケースのほとんどはダウンロード行為が伴わないと、目的効果の観点からダウンロード行為が違法か違法でないかをアクセス警告方式の実施の前提の論点の俎上に載せることは不適切であり、アクセス警告方式の実施の前提として論点にあげることは必要ない。

アクセス警告方式の導入に関する議論ではオプトアウトの原則が挙げられているが、現状でもスマートフォンには消費者の同意のもとでフィルタリングをかけることができ、必要な場合は外すことができる環境が整備されている。「どのようなサイトをフィルタリングするか」という点についてはEMA（モバイルコンテンツ審査・運用監視機構）による認定が終了している今、客観性をどのように持たせるかについて議論せねばならないが、ユーザーによるオプトアウトが確保されており、エンドツーエンド原則に則った解決策のひとつだと考える。

■同時配信、アーカイブ配信等の権利処理について

文化庁の文化審議会 著作権分科会 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関するワーキングチームでの議論によれば、放送番組のインターネット同時配信の対象サービスとして、同時配信（サイマル配信）、追っかけ配信、一定期間の見逃し配信が基本として議論され、その期間としては毎週放送の場合は1週間（月一放送の場合は1ヶ月）が念頭とされている。リアルタイム配信と次回放送までの見逃し配信が検討のベースであり、もちろん見逃し期間後のサブスクリプションサービスなどを使った展開も見据えているのだろうが、配信期間を前提とした議論は一時的な問題解決にしかならない。放送番組のインターネット同時配信に関する議論を急ぎ進める必要があったことは理解しており、議論の端緒をつけたところは評価できる。ただし視聴者が長く放送番組にオンラインで触れられるよう、配信期間を前提としない放送番組の配信権利処理モデルまで議論するよう、知的財産推進計画として一歩踏み込むべきである。

また現在の放送番組のインターネット同時配信に係る議論は、あくまでも現在ままで行われている放送番組に関する施策であり、過去の放送番組についても、著作権保護期間の満了を待たずともデジタルアーカイブとしてそれらの番組を見られるようにするような議論も合わせて知的財産推進計画として進めていくべき

である。

特に放送番組は著作権に限らないさまざまな権利処理を行う必要があり、ネット配信・アーカイブ配信を前提とした契約も行われていないため、すべての権利を明確にクリアしなければアーカイブとして配信することが難しい。しかしアーカイブは、蓄積しても利用されなければただの死蔵であり、利用開始が長引けばそれだけ資産価値を減少させ続ける結果となる。放送番組のアーカイブ利活用については、最終的には国民の直接視聴に繋がることを睨みつつも、史料としての価値を優先する形で、研究および教育利用などの利用目的を限定したり、ナショナルアーカイブサイトでの視聴に限定したりなどの現実的な制限の上でオプトアウトで始めたらどうか。

■オープンデータのさらなる推進を

政府はオープンデータの推進を進めており、官民データ活用推進基本計画の下、政府のだけでなく自治体単位でも取組を進めてきた。特に自治体については2020年度末までに全ての自治体においてオープンデータの提供を開始することを目標に掲げている。しかし実際には実施率は50%程度にとどまっており、大幅な未達成となる見込みである。規模の大小に関わらず全ての地方自治体がオープンデータに取り組むことは我が国における知的財産のコモンズ形成において重要な要件であるため、特に小規模な地方自治体において取組が進まない理由や県ごとの偏りについて原因を分析し、政策的支援等を行うべきである。

新型コロナウイルスに関する情報提供においては、官民が協力してオープンデータを活用した情報ダッシュボードが開発され、国民の情報収集に役立ったことは一つの大きな成果だ。また新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響を官民ビッグデータの活用により可視化するために内閣府が開発したV-RESASはスマートフォンアプリやクレジットカード、検索サイト、会計ソフトなど民間企業が取得しているデータを統計化して政府が利用するBtoGのデータ活用事例として画期的な取組である。しかし携帯電話の位置情報などは個人のプライバシー性が高いため、統計化に不安を覚える国民がいてもおかしくない。感染症対策や災害対応などで政府と民間が連携した官民データ活用が効果を発揮するのは間違いないが、少なくとも官民連携を行う際には、データを利用する目的や期間、管理体制、撤退条件などを取り決め、それらを公表し、成果を報告するなど透明性を高めていくことが求められる。

そしてオープンデータを地方自治体や独立行政法人、交通機関など公共性の高い民間事業者、社会全体へと広げていく動きはいまだ弱い。またより制約の少ないパブリックドメインのコンテンツを増やすことには政府のオープンデータ政策は取り組んでいない。米国連邦政府のように、公開されたコンテンツは原則パブリックドメインとし、難しい場合にはクリエイティブ・コモンズ・ライセンスや政府標準利用規約に代表されるオープンライセンスのもとで公開するように知的財産計画として方針を示すべきだ。また国費を使って開発されたソフトウェアや研究論文のオープンライセンスでの公開など、米国での先進事例についても知的財産推進計画として視野に入れるべきだ。

■著作権を報酬請求権として取り扱うべき

わが国では、著作権の許諾権としての性格が強く意識されすぎている。著作権者に強力な許諾権があることは、企業がコンテンツを活かした新規事業に乗り出す上で不透明な「著作権リスク」をもたらし、企業活動を萎縮させる一方、ユーザーのコンテンツ利活用における利便性も損ねている。かつ、学界では、強力な許諾権があるからといって必ずしも著作権者に代価がもたらされるわけではないとする研究が有力である。このように、現状の許諾権としての著作権は、ユーザーの利便性と産業の発展を無意味に阻害していると言わざるを得ない。そこで、より高度なコンテンツ活用を目指すべく、著作権を報酬請求権として扱うようにシフトしていくべきであろう。

近年はICT技術やインターネットの普及に伴い、ユーザー=クリエイターという関係が強く見られるようになった。ユーザーのコンテンツ利活用における利便性を高めることは、新たに多様なコンテンツを生み出すこととなり、結果的にコンテンツホルダーにとっても利益になる。ひいては経済活動の活性化をもたらし、日本経済にも貢献することになる。なお、ハーバード大学では著作権の報酬請求権化についての研究が進んでおり、参考になる。日本でも、例えば著作権法上のレベルでは許諾権のままでも、産業界の自主的な取り組みとして、合理的な範囲で報酬請求権として運用することが可能である。産業界にイノベーションをもた

らし、経済を拡大するために、政府は報酬請求権としての可能性の啓発に取り組むべきである。

■ 「プライツ」から「プロイノベーション」へ

今後の経済政策としてふさわしいのは、権利を囲い込み、墨守するだけの「プライツ」ではない。権利を活かしてリターンを最大化する「プロイノベーション」の形を目指すべきである。安直なプライツ（プロパテント・プロコピーライト）は結果としてイノベーションや競争を阻害し、ひいてはユーザーの利便性が向上する機会を損なう。ゆえに、コンテンツ産業戦略全般において、プロイノベーションという方針を明記し、それに従った具体策を策定すべきである。これから時代のコンテンツの利用や創作は、それを鑑賞するためのイノベーションと不可分である。ユーザーの利便性を高めてコンテンツを活用していくためには、イノベーションを阻害しないことに最大限留意すべきである。

■ 政策立案プロセスへのユーザー代表の参加とエビデンスベースの議論を

知財戦略としての政策目的を促進するためには、公的な議論にユーザー代表が参加する必要がある。業界内やコンテンツホルダーとの間の短期的な利害対立に対する政府の調整能力は、既に限界にきている。一方、ICT産業やコンテンツ産業の一部においては、ユーザーの利便性への要求が産業を成長させてきた。特に近年では、ユーザー生成メディアが莫大な利益を生み、あらゆるコンシューマビジネスがこれを取り入れつつあることは周知のとおりである。このようにユーザーの利便性を高めることが産業界のイノベーションを産み、コンテンツの利用の拡大をもたらすことに鑑みれば、技術やコンテンツの利用態様に明るいユーザーの代表が知財政策で強く発言していくべきである。

「知的財産推進計画 2021」に向けた検討課題内にて引用されている「GOVERNANCE INNOVATION Society5.0 の実現に向けた法とアキテクチャのリ・デザイン」では「企業がアキテクチャの設計又はコードの記述において参考できるようなガイドラインや標準を、マルチステークホルダーの関与によって策定」とあるが、ガイドライン作成だけでなく、そのベースとなる法規制策定の議論でもマルチステークホルダープロセスを実施すべきである。

またあわせてエビデンスベースの政策立案議論が行われることを強く希望する。海賊版サイトブロッキングの議論においては、海賊版サイトがもたらす商業上の悪影響について恣意的な統計による議論が行われていたのではという疑義がある。そのような数値をベースに行われたウェブサイトブロッキングに関する政策意思決定過程に対しての反省と、その失敗を活かした今後の改革が行われるべきだ。2021年2月に発表された公益社団法人全国出版協会・出版科学研究所の統計

(<https://www.ajpea.or.jp/book/2-2102/index.html>) によれば、コミック市場は少なくともこの5年間一貫した拡大傾向にあり、特に電子書籍市場の大幅な売上増が示されていることも付言したい。

■ アクセスコントロール回避規制の廃止を

無条件のアクセスコントロール回避規制は、ユーザーによるコンテンツのアーカイブを不可能とし、国民の正当なコンテンツ利活用を妨げる。またアクセスコントロール回避規制はわが国のICT技術の発展を不当に妨げ、ひいては日本製品の競争力をも損なっており、それに対する手当は一切なされていない。

アクセスコントロール回避規制によって、権利者に不当な損害を与えない「視聴のための複製」が不可能となっている状況は看過できない。また本来著作権法で認められている範囲での映像の引用が不可能となっており、それによって技術批評や映像に関する教育が難しくなっている。また自身の使う機器やソフトウェアの安全性チェックや、イノベーションを促進する「いじる自由」(freedom of tinker)を害している現状がある。また技術の互換性や相互運用性を担保するうえでもアクセスコントロールの回避が必要となる場合がある。

近年の技術進歩は急速であり、今後自動車や家電など、従来はそう見なされていなかった機器でもコンピュータ化、ネットワーク化、ブラックボックス化が進む可能性がある。また技術革新に伴って、コンテンツの新たな用途や利用形態が開拓されることもある。これらに伴い、アクセスコントロール回避の新たな形態が

「知的財産推進計画 2021」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

求められるようになる可能性は非常に高いと考えられる。

特にコンテンツの視聴のためであっても、オープンソースソフトウェアの利用を制限する現状の制度は、コンテンツ利用促進の観点からも負の影響が大きく、早急に手当が必要だ。またコンテンツの批評や引用など、著作権法で認められた用途においても著作物を利用することができない状況を解決する必要がある。ユーザーが購入したコンテンツを長く、そしてオープンソースソフトウェアによっても利用できるように規制のあり方を再度検討すべきであり、柔軟かつ定期的に適用除外規定を追加できるような仕組みを考慮すべきである。さらにアクセスコントロール回避行為自体を違法とすることは、上記で述べてきた行為を現状行っている人全てを違法状態に置くこととなり、実効性がない。

法人・団体名
2. 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）
意見の分野
(B2) 模倣品・海賊版対策の強化
意見
海賊版サイト対策に関する政府からの支援強化について要望する。
2020年5月27日決定の「知的財産推進計画2020」においては、2019年10月に決定した「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」に則り諸対策を実施することとされ、現在、関係省庁においてこれに沿った海賊版対策が行われている。
CODA及び会員社は、同対策メニューに掲げられている著作権に関する普及啓発、正規版流通促進の支援、海賊版サイトへの共同エンフォースメント、違法コンテンツの削除要請、CDNへの要請、ドメイン停止要請、検索エンジンにおける検索結果表示抑止、広告への対策、フィルタリングなどはすでに実施しており、今後も引き続き対策を継続する。
また、CODAでは「国際連携・国際執行の強化」を目的に、悪質な海外の海賊版サイトを対象として、エシカルハッカーと連携の上、合法的な各種調査を実施することにより、海賊版サイトの運営者を特定し、居住する当該国に対して国際執行を求めていく。この国際執行の実現にあたっては、我が国政府及び当該国在外公館等の支援・協力は必要不可欠である。
政府として、対策メニューに限定することなく、また権利者ばかりでなく、関係者が一丸となってあらゆる海賊版対策を講じることへの支援の強化を要望する。

法人・団体名
3. 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
意見の分野
(B2) 模倣品・海賊版対策の強化
意見
「知的財産推進計画 2021」の策定に向けた意見（全文）
「知的財産推進計画 2020」重点事項
(A) 主として産業財産権分野に関するもの
(A1) 創造性の涵養・尖った人財の活躍
(知財創造教育・知財人材育成の推進)
国立大学法人山口大学では、全学部の1年生全員を対象に知財科目を必修化するとともに、学士課程から大学院まで知財教育カリキュラムの体系化を整備するなど先進的な取組を実施しており、弊協会も本取組に協

力しています。また、同大学知的財産センターは文部科学省令和元年度教育関係共同利用拠点として認定されており、知的財産教育の導入や必修化などを検討している大学に対して、同大学の教材・ノウハウ等の提供を進めております。このような組織的な研修等が展開されることにより、大学等における知財教育がより推進されると考えますので、山口大学の取組をはじめ、知財人材の育成に大きく資する活動に対しては、継続的な支援が行われることを希望いたします。

(教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進について)

平成 30 年著作権法改正により、教育機関の授業過程における公衆送信による著作物の利用が権利制限の対象となるとともに、この公衆送信には補償金が払われることとなりました。新型コロナウィルス感染症の影響により一年度限定で補償金を無償として令和 2 年に施行されましたが、令和 3 年度より本格的に運用されることが決定しました。法改正以降、権利者団体と教育関係者による著作物の教育利用に関する関係者フォーラムでは、補償金の支払い、著作権法の解釈に関するガイドライン、著作物利用のライセンス環境、教育現場における著作権に関する研修・普及啓発について検討が進められています。いずれのテーマも教育機関において著作物をより円滑に利用され著作物の適正利用が促進するとともに、著作権者がその利用によって不利益とならないよう正当な対価を得るために不可欠なものであり、特にガイドライン策定や教育現場における著作権に関する研修・普及啓発は、教員が正確な著作権の知識を有するためにも、今後ますます重要なと考えておりますので、引き続き、当該フォーラムの活動について支援いただくことを要望します。

(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの

(B2) 模倣品・海賊版対策の強化

(EC サイトにおける知的財産権侵害品対策の強化について)

我が国においても電子商取引の市場規模は年々拡大しておりますが、知的財産権侵害品の取引が市場の拡大とともに増加しており、それら不正な取引への対策が喫緊の課題となっております。特に、アマゾンやアリババに代表される BtoC 取引については、知的財産権侵害品対策のための窓口を設けるなどの対応を行っているデジタル・プラットフォーム提供者もあるものの、出店基準が甘いために侵害者が出店を繰り返したり、出店者の連絡先が虚偽あるいは不正確であることも多く、権利者は有効な侵害対策が講じられません。併せて、当該侵害品販売をやめさせるようデジタル・プラットフォーム提供者に要請しても、明らかな侵害であっても削除要請も認められず、出店者と直接やりとりするよう促されるだけのケースが多く生じています。また、一部の EC サイトでは、出品する商品と関係のない画像のみが掲載され、取引対象を第三者が確認することができないものがあります。これにより、比較的、侵害品を販売しやすい状況にあると考えられます。出品物と関係のない画像を掲載する行為は、EC サイトの利用規約違反に該当する場合がありますが、実際には、このような取引が多数見られ、出品物を確認することができないため、侵害品対策を困難にしております。

さらに、国際的な趨勢としても、欧州のデジタルサービス法案 (DSA) をはじめ、グローバル化しつつある EC サイトをはじめとしたインターネット・サービス・プロバイダーに対して、違法製品や偽造品の販売など、違法コンテンツの存在を認知していなかったことを証明できない限り、法的責任を負うことが明文化 (DSA 法, Article 8 等) されつつあります。これらのことから、業態にかかわらずすべての EC サイトにおいて、権利者が権利行使を滞りなく行えるように利用規約、ガイドライン、申請窓口等を設けるほか、利用規約やガイドラインの遵守、BtoC デジタル・プラットフォームの出店者の登録情報の正確性を担保すること、特に侵害品の排除に対して努力義務を課すなど、今後の電子商取引市場をより健全に発展させるべく、知的財産権の保護対策に具体的に取り組んでいくよう関係省庁による新法の創設を要望いたします。

上記に関連するものとして、消費者庁「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」報告書では、デジタル・プラットフォームを利用する消費者を保護するために新法を創設することが提言されております。新法では、デジタル・プラットフォーム提供者の努力義務の一つとして、販売業者等に対し、当該販売業者等の所在地等の確認のための資料の提出等を求めることがされておりますが、これは上述の権利者の侵害対策にも大きく資するものと考えます。また、官民協議会を組織し、消費者保護のための取組の効果的かつ円滑な実施のため協議を行うものとされており、当該検討

会でも言及されている通り、EC サイトにおいて大量の知的財産権侵害品が販売される事態は消費者にとって安全で安心な取引の場であるとは到底言えず、デジタル・プラットフォーム提供者による、知的財産権侵害品の流通等不正な取引を防止するための厳格な出店者の事前及び事後の定期的な審査に加え、権利者による知的財産権侵害品の削除要請等を滞りなく行うことも、消費者の保護につながるものと考えますので、官民協議会を通じて、各デジタル・プラットフォーム提供者による知的財産権侵害品対策のためのガイドライン、申請窓口の設置等進めていただくことを要望いたします。

また、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における商標制度の在り方について」において、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権および意匠権侵害行為とすることが提言されました。本改正により、税関における知的財産権侵害品の取締がさらに強化されるものと期待しております。なお、法改正後には、具体的手続や運用に関する詳細なガイドラインを制定いただくとともに、一定の期間運用の検証を行い、必要な場合にはさらに法制度を見直していただくよう要望します。

(不正競争防止法について)

平成 30 年不正競争防止法改正により、「技術的制限手段」の効果を妨げる行為に対する規律が強化され、効果を妨げる指令符号を提供する行為が不正競争行為として追加されました。法改正後、当協会も周知活動や会員企業の権利執行の支援を行って参りましたが、残念ながら不正流通は減少しておりません。ビジネスソフトに利用されるプロダクトキーなど指令符号につきましては、国内において不正な発行はされていないものの、海外で不正に発行されたものが多数国内で流通していることが確認されており、これらが流入し、EC サイト等で販売されております。これらの指令符号の販売状況では、外形上正規プロダクトキーとの区別がつかず、権利者による対策が困難であるとともに、一般消費者が不正な指令符号を購入させられてしまう事態となっております。さらに、前述の通り、EC サイトの中には出店者情報が正確でない場合も多く、このことも対策を困難ならしめております。権利者といたしましては、今後とも権利執行等対策を積極的に継続して参りますが、現行法でこれ以上の対策が困難となりました際には、法改正についてご検討いただけるよう要望いたします。

また、ゲーム機本体やソフトウェアに施された技術的制限手段を無効化するプログラムへのリンク、無効化の方法を示したマニュアル提供、手順を示した動画が、海外サイト等において公開されており、これらを通じた被害が看過できないものとなっております。これら技術的制限手段の無効化に直接寄与するような情報の提供行為やリーチサイトなどにつきましても、不正競争行為として規制の対象とすることを、引き続き検討いただくことを要望します。

(税関手続の電子化・簡素化について)

デジタル・トランスフォーメーションの推進を目的としたデジタル庁の設置が予定されており、本構想委員会でも「ニューノーマルと知財戦略」についてご検討頂いている状況ではございますが、行政手続きのうち特に税関の水際取締手続におきましては、個人輸入の増加にも伴い差し止め件数が増加傾向にある一方知的財産侵害疑義物品に対する認定手続は紙ベースで行われており、権利者は、通知から 10 日以内に意見書の提出等を行うことが必要となっております。権利者の申出により、疑義物品の画像での確認等、部分的に電子メールでのご対応を頂いている状況ではございますが、これに限らず、輸入差止申立から認定手続の一連の手続きを、電子メールやオンライン・システムで行えるようにご検討いただくことを要望します。

また、輸入差止申立の受理された商標権及び著作権にかかる疑義貨物においては、輸入者から争う旨の申出が行われない場合は輸入差止申立書及びその添付資料等により税関長が侵害の該否を認定する簡素化手続が導入されております（関税法施行令第 62 条の 16）。現在、特許権、及び意匠権等にかかる疑義貨物においては当該簡素化手続の対象となっていないものの、権利者の作業としては基本的には、疑義貨物の画像から、輸入差止申立書に記載の識別ポイント等に沿って侵害品か否かを判断しており、商標権及び著作権の疑義貨物と同様の作業を行っております。そこで、輸入差止申立が受理されている特許権や意匠権等にかかる

「知的財産推進計画 2021」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

疑義貨物に関しましても、簡素化手続の対象としてご検討いただくことを要望します。

「知的財産推進計画 2021」の策定について（要旨）

● 知財創造教育・知財人材育成の推進

先進的な知財教育の実践に取り組む大学や、知財教育に関するノウハウを他大学に展開するなど知財教育の推進に大きく資する活動に対する継続的な支援を希望。また、知財創造教育推進コンソーシアムによる「知財創造教育」の推進にあたっては、産業財産権、著作権について同様の比重を以て取り組むことを要望。

● 教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進について

「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」における活動への支援を要望。

● EC サイトにおける知的財産権侵害品対策の強化について

・健全な電子商取引市場の発展のため、すべての EC サイトにおいて知的財産権保護に関する具体的取組が実施されるよう関係省庁による新法創設を要望。

・消費者庁のデジタル・プラットフォームに関する新法について、同法に基づき、消費者保護にもつながる知的財産権侵害対策についても進めることを要望。

・商標法改正について、規制強化とその運用に関するガイドラインの制定、運用開始後の検証を要望。また、検証後必要な場合には更なる法改正についても要望。

●（不正競争防止法について）

・技術的制限手段の効果を妨げる指令符号であるビジネスソフトのプロダクトキーの不正流通対策について、現行法での対策が困難となりつつあり不正流通が減少していない。今後さらに対策が困難となった場合、法改正の検討を要望。

・技術的制限手段の無効化プログラムへのリンクやリーチサイト等を、不正競争行為となる技術的制限手段の無効化にかかる情報提供の対象とすることについて、検討の継続を要望。

●（税関手続の電子化・簡素化について）

・知的財産侵害疑義物品に対する認定手続の電子化、及び簡素化手続の対象拡大を要望。

以上

法人・団体名
4. 一般社団法人全国美術館会議事務局
意見の分野
(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの
意見
(B-1) 「デジタル時代のコンテンツ戦略」について
意見：主として美術館へのコンテンツ開発支援の拡充を図っていただきたい
近年、国公立私立を問わず、多くの美術館でオンライン・システムを使用するデジタルでの展覧会案内、所蔵作品紹介、教育普及プログラム等の活用が様々に探られてきたが、昨年来の新型コロナ・ウィルス感染拡大のもとで、この分野は急激に広まっている。しかし、ほとんどの美術館で人員不足のため、自らの手で

開発を十分に行なうことが叶わない。こうしたプログラム開発に対して、財政的な支援策と、技術的な支援のシステム及び美術館をはじめ各種の施設での同様なコンテンツに関する情報の共有化を図り、デジタルの需要供給が進む将来にむけて全体的な拡充のために利用しやすい支援網を立ち上げる効果は大きいと考えられる。

(B-2) 「模造品・海賊版対策の強化」

意見：複製芸術と著作権の関係の検討の必要がある

最近一部の日本画家の偽物版画が出回っているニュースが話題になった。美術界では版画の本物偽物の境界は曖昧な部分がある。その鑑定は現在、画廊の組合組織の手にゆだねられているが、「模造品」が著作権侵害に触れるのは言うまでもないとして、美術の世界での複製芸術、つまり版画、写真、映像作品（ビデオ、コンピュータ・アート等）の市場が増大する今後、著作者と著作権の在り方を複製芸術との関係で整理する必要が重要になる。

(B-3) 「デジタル・アーカイブ社会の実現」

意見：アーカイブ自体とデジタル化の重要性を周知することを望む

全国の美術館では一体に、アーカイブの概念は、作品を筆頭に図書、作家関連資料等が蓄積されている。そしてそれに基づいた活動を充実させる目論見が広がっている。しかし有効な利用を十全にするためには、まずアーカイブをなす資料の現物の整理を進め、それを土台にしたデジタル化が必須になる。その手順は美術に限らずどの分野でも同じであろう。一方でここでもまた、財政不足、人員不足のためにアーカイブをデジタル化するまで手が回らないのが実情である。この点は、公立美術館の範囲で見ると、設置主体の各自治体の理解がデジタル・アーカイブの必要性に理解が行き届いていないことが大きな障害になっていると思われる。現状で問題はないと思い込んでいる設置主体側に予算人員の配置を行うよう働きかけることが不可欠と考える。

(B-4) 「国内外の映像作品支援」

意見：ビデオ、コンピュータ・アートを視野に入れる必要性

このことについては、映画作品を中心に意見が求められていると思えるが、映画以外の美術領域でも、最近は、一般的な映画とは異なるビデオ作品、コンピュータ技術を駆使した映像作品の制作が急激に増大している。そしてしばしばこの領域と映画領域とは相互に浸透する。映像作品支援を考える場合、現時点でも存在感を大きくしている、個人作家、作家グループなどの手になる新たな映像作品を視野に置くことの必要性は非常に大きい。例えば、現代美術の中で重要な作家の一人であるビデオ作家ビル・ビオラは日本の特定の地域での葬儀に取材したすぐれた作品を制作している。

法人・団体名
5. 一般社団法人 日本知的財産協会
意見の分野
—
意見
意見《要旨》
本意見は以下の要望を含む。 ・WIPO GREEN 登録の日本特許を LOR 対象として減免する施策を検討頂きたい ・差止請求権の在り方に関する具体的検討を速やかに実行頂きたい

- ・個人輸入に対する著作権侵害行為の位置付を再検討頂きたい
- ・文化庁も含めた行政手続のオンライン化・デジタル化を望む
- ・大学等の知財情報が一元化されたDB機能の整備拡充を望む
- ・AI生成物を巡る知財制度上の在り方につき議論を深めて頂きたい

意見《全文》

(1) 「知的財産推進計画 2020」 重点事項 に関する意見

「(A) 主として産業財産権分野に関するもの」 「(A2) 産学連携の推進／大学における知財戦略の強化」に関する意見

●大学等の知財情報が一元化されたデータベース機能の整備・拡充をお願いします

現状、省庁・独立行政法人で個別に作成されていると思われるデータベースについて、大学等の有する知的財産情報を一元化して頂き、さらにそのデータベース上にマッチングプラットフォームの機能を搭載して頂きたく存じます。

大学等の有する知的財産情報が一元化された（企業が使いやすい）ユーザフレンドリーなデータベースが、現状では無いように思われます。J-STOR、INPIT 開放特許データベースなどはあるものの、各研究機関側に情報の登録が委ねられており、科研費データベースも成果物としての特許データの紐づけは不充分なように思われます。内閣府の下、文部科学省、経済産業省に紐づく独立行政法人がそれぞれ施策を行っており、横串での連携は取れていないように見受けられます。

●工程表「知財推進計画 2020」【重点項目 13】に関する意見

製薬企業が希少疾患等の治療・予防に有用な遺伝子治療、細胞治療、再生医療、デジタルヘルス、バイオ製品などのニューモダリティを持続的に研究開発し、社会に貢献して行くには、今後ますます産学連携やオープンイノベーションを加速して行くと共に、これら技術を適切に知的財産で保護して行く必要があります。現在、大学や地域単位で産学官連携プラットフォームを設立する活動が進んでいると思われますが、特定の対象技術にフォーカスしたプラットフォームも重要であると考えます。そこで、引き続き、これら技術において必要な知財実務について検討するための産学官連携プラットフォームの設立について関係省庁、民間の関係団体と協議を進めて頂くことを要望します。

ご参考 :

長崎国際大学の九州連合の産官学連携プラットフォーム

<https://www1.niu.ac.jp/platform/>

千葉の産官学連携プラットフォーム

<https://www.thu.ac.jp/public/chibapf>

(株) 山口フィナンシャルグループ

https://www.ymfg.co.jp/news/assets_news/news_20201117.pdf

●工程表「知財推進計画 2020」【重点項目 17】～産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン～に関する意見

「産学官連携」の最大の役割は、優れた最先端技術の創出と社会実装（イノベーション）の有機的な連携であり、今後の「革新領域」の創出に向けては、将来のあるべき社会像等のビジョンを企業・大学・研究開発法人等が共に探索・共有し、基礎・応用や人文系・理工系等の壁を越えて様々なリソースを結集させて行う「本格的な共同研究」を通じてイノベーションが加速することが、重要であると認識します。

この点、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」追補版の公開により、本格的な連携の具体的な事案が広く共有され、各当事者の連携に向けた具体的な検討が促進されるものと歓迎致します。

一方、実際の連携協議においては、大学によってガイドラインの認識・理解についての差があり、ガイドラインの周知・利用推進に向けた取り組みが望まれます。引き続き、共同研究成果の活用方策の類型化や不実施補償の課題解決に向けたベストプラクティス等の追加・補充を要望します。

また、公開されたガイドライン（さくらツール等の契約書雛形を含む）について、継続的な効果検証と実情に見合った見直しを要望します。

産学連携に慣れていない大学が円滑かつ適正な協議を進められるよう支援する仕組みについても、早期の整備を要望します。

「(A) 主として産業財産権分野に関するもの」「(A4) DX の加速化/AI・データ等の利活用の推進」に関する意見

●オープンソースソフトウェア (OSS) の利活用促進について、日本企業における諸課題への組織的対応及び人材育成の推進に関する取り組みを要望します（工程表「知財推進計画 2020」【重点項目 36】）

現在、世界的なオープンソースの潮流として、OSS の利活用が進んでおり、世界中を振り回す COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の対策においても、OSS を用いた様々な取り組みが立ち上がっております。

しかしながら、未だ OSS に関するリテラシー不足に起因する問題や、OSS ライセンスの履行責任分担も含めた品質管理についての問題等が発生しており、OSS に関するリテラシー向上や OSS ライセンスコンプライアンスが今一層重要になってきております。

このような中、2020 年 12 月、OSS ライセンスコンプライアンスの標準である ISO/IEC5230 (Open Chain 2.1) が国際規格として承認されました。この国際的な動きに日本企業が乗り遅れないためにも、人材育成を含めた組織的対応が行えるようにすることが我が国の国際競争力を維持、向上するためにも急務であると言えます。つきましては、昨年度より取り組んで頂いている啓発活動に加え、日本企業における OSS 諸課題への組織的対応及び人材育成の推進に関する、以下のような取り組みを要望します。

＜取り組みの具体案＞

- ・昨年度より推進頂いている OSS 啓発の取り組みの継続
- ・OSS コンプライアンスに関する企業内管理体制構築を促進する取り組み（ガイドライン整備など）、および人材育成に資する取り組み（教育資料整備、OSS 関連業務遂行に必要な個人スキルの明確化、OSS コンプライアンスの専門家としてふさわしい知識、判断を備わっている人材を認定など）。

●データの利活用・流通促進に対するルール整備・運用（工程表「知財推進計画 2020」【重点項目 32】）

取引実態を集積し更なるルール・指針の制定・改定及び支援を望みます

AI・データの利用に関する契約ガイドラインの策定、不正競争防止法改正（限定提供データ）及び限定提供データに関する指針の策定等、データ利活用に資する施策を講じて頂いております。

今後リアルデータの利活用シーンの増加が想定される中、日本は米国、EU、中国等と比して人口・市場規模等から保有する又は生み出せるデータの全体量はどうしても少なくなってしまいますので、質の高いデータを保有する強みに加えて、それらデータの流通を促進し、利活用可能なデータ量を増やす必要があると考える所、検討の方向性には賛意を示すものであり、是非推進頂きたいと存じます。

データ利活用・流通のルール整備に際しては、データへの権利付与（独占的排他権の付与）よりは緩やかなルール（例：著作権法の柔軟な権利制限規定）やガイドライン（不競法にかかる営業秘密管理指針）を設け

る方が日本の産業には適しやすく、また技術の進歩が非常に速い分野ですので、技術に合わせて柔軟に対応できると考えます。特に、データを用いてよいシーンを明確に示して頂くことや日本企業が用いてよい公共データを示して頂くことで日本企業の利活用は加速すると考えております。

策定されている AI・データの利用に関する契約ガイドラインにつきましても、連携事例の蓄積に基づいたモデル契約の更新、ユースケースの拡充や国内外への認知が高まる取り組みを要望するとともに、今後必要になってくるであろう異業種に跨ったデータの提供者と利活用者が異なる参加者間でのオープン型プラットフォームのデータ共用型契約についての考え方の整理がされることを要望します。

既に制定頂いている不正競争防止法の限定提供データにつきましても、取引実態を集積し、実態に応じて更なる利活用・流通促進に資する法改正や指針の改定を望みます。

また、データ囲い込みの動きが欧州等で見られ、個人情報のみならず一部の産業データも越境移転に制限や条件を課されることが想定されます。企業は各国の制度を適宜把握し対応することが求められ、データ利活用・流通のハードルとなることが懸念されます。従い、グローバルでのデータ利活用が円滑に進められるよう、各国制度の把握と対応へのご支援および国際的に協調したルール策定を望みます。

加えて、日本国内でも内閣府にて産業データ全般、経済産業省にて営業秘密、限定提供データ、総務省にて個人情報、公正取引委員会にて独占禁止法の観点から、また他にも国土交通省や農林水産省等でもご検討を頂いている状況です。企業のデータ利活用に際しては、複数の種類のデータを用いる場合が多く、各省庁にて管掌されている法令、ガイドライン等に沿った事業が必要となります。そのため、各省庁にて一定の平仄を合わせたルール形成と、国内のデータ関連制度の把握へのご支援を頂けますと幸いです。

●工程表「知財推進計画 2020」【重点項目 38】に関する意見

2020年初頭から全世界に拡がった COVID-19 パンデミックの事態に対応するためにデータの利活用や AI といった最新技術を活かしていくことが求められているところ、当該事態は日本におけるデータの利活用や共有システムの整備が喫緊の課題であることを改めて想起させました。世界的に実体経済の動きが鈍化する中で経済活動の情報集約化が加速しており、日本の強みといわれている製造業などが有するリアルデータの活用、また日本の高齢化などの社会課題解決に関するデータの活用など、データや AI 等の利用により新しい価値、イノベーションを創出し、日本の国際競争力を高めていく必要性が一層高まっています（「製造業を巡る環境変化に関する課題と方向性」 参照 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/pdf/007_04_00.pdf）。

データ保護とともにデータ利活用を促進するためには多様な課題がありますが、米国をはじめとした海外のデジタル機器活用等の政策動向を参考に日本に適した仕組みを検討すること、次世代医療基盤法など既存制度の迅速な実施の実現、ヘルスケアデータの取り扱いについて患者団体などの関係者団体を含めた検討の枠組みの構築などを通して、データの利活用についての課題解決に向けてさらにご検討をお願いできればと思います。

●工程表「知財推進計画 2019」【重点項目 63】に関する意見

健康・医療分野において、データ提供や利活用に関する契約条項例や条項作成時の考慮要素等をガイドライン等の形で示すとともに、NDB（医療保険データベース）・介護 DB（介護保険データベース）等の連結データの民間企業への提供に向けて、提供にかかる審査基準・手続き等を検討し、ガイドラインとして公表する

ことが表明されていますが、ここで具体的に言及されているのは健診情報に限られています。しかし、データ提供や利活用に関して契約条項が重要であるのは必ずしも健診情報に限らず、工程表「知財推進計画2019」【重点項目62】で言及されているようながんゲノム情報、特定の疾病に関する因子の数値データ等多岐にわたります。そのため、ガイドライン作成にあたっては複雑化を避け、このような情報を含む網羅的なものとするなど、利用者にとって簡便でデータ利活用の促進に資するものとして頂くことを要望します。

●AI生成物を巡る知財制度上の在り方について議論を深めて頂きたい

AI技術の急速な進歩により、定型的なニュース記事やキャラクターの顔のイラスト等のコンテンツをAIが自動で生成するサービスは既に実用化されており、近い将来にはより高度なコンテンツについてもAIが自律的に生成するようになることが予想され、その際には、著作権侵害時の依拠や類似性なども問題となってくるであろうと思われます。2019年には米国特許商標庁(USPTO)が、2020年には世界知的所有権機関(WIPO)、英国知的財産庁(UKIPPO)が、それぞれ、AIに関する知的財産保護についてのパブリックコメントの募集を行うなど、国際的にも関心が高まっている状況です。

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会「新たな情報財検討委員会報告書」(平成29年3月)においては、AI生成物の知財制度上の在り方は継続検討事項とされました。今後の国際ハーモナイゼーションへ向けた議論を我が国がリードするためにも、我が国において、産業政策及び文化政策の観点を踏まえながら、AI生成物の定義、それに対する法的保護(保護の要否や要件等)や権利侵害(侵害成立要件や法的責任主体等)に関する諸問題について、著作権、特許のみならず、意匠、商標も含めて議論を深めることを希望します。

●工程表「知財推進計画2019」【重点項目35】に関する意見

製品のデジタル化やIoTが急速に進み、様々な場面で画像デザインが使用され、グラフィカルユーザーインターフェース(GUI)の重要性が増す中、意匠法改正により、「画像」単体およびVR/ARといった新しい画像形態も登録が可能となりました。「画像」においての審査および権利範囲は不明瞭なところもあります。紛争の際に混乱を来すことない審査・類否判断を要望します。

日本においては、物品と離れた画像単体も意匠の保護対象となりましたが、海外での画像の取り扱いは様々です。コンテンツ戦略を推進するにあたり、画像を保護する制度を持たない国も存在するため、海外の法律制度の整備の支援をお願いします。

●主として商標権分野に関する要望

商標審査における「類似商品・役務審査基準」の見直し【進展がなく再掲】

現在の商標出願の審査では「類似商品・役務審査基準」が極めて重要な役割を擁しており、登録権利の範囲設定、安定性の面で重要であることに異論はありません。

一方で、「類似商品・役務審査基準」と各グループの「類似群コード」が、商品役務の類似判断で画一的に運用され、取引実情と乖離してきている面があります。市場規模や競合・類似製品の数や流通量など、事業実態に合わせた見直しを進めることを要望します。

特に、IoT、AIやビッグデータに深く関連するソフトウェア(審査基準上「電子計算機用プログラム」)やコンピュータ(同じく「電子応用機械器具」)等の電気応用機械器具に対応する類似群コードは、現状1つ(11C01)となっています。インターネット上の商取引やプロモーション活動を行う事業者においては、スマートフォン等モバイル端末用のアプリケーションをはじめとして、ソフトウェアの利用は必須であり、当該類似群コードは広い産業分野の事業者が権利化を検討する領域となっています。現在は、コンシューマ向け・エンタープライズ向け等利用・用途目的が異なる分野であっても、ソフトウェアの名称であれば一律に当該類似群コードが割り当てられるため、商標の選択の幅が限られる事態となっています。このような分野

では、需要者・取引者間の出所の混同が生じがたいと思われる商品・役務に関しては、登録が認められるような、審査運用の何らかの見直しが必要と考えます。すなわち、「類似商品・役務審査基準」における類似群コードは、取引実情及びビジネスモデルの変化に合わせた弾力的な見直しが必要であると考えます。

審査官とのコミュニケーションツールの拡充【更なる進展を求める再掲】

2020 年度に審査官とのオンラインによる面接が行えるようになったこと、また電子メールにより面接記録の送受信や補正案等を送付することが可能となったことは、出願人との意思疎通を向上させ、また審査品質および審査速度の向上に寄与する施策として大いに歓迎しております。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/mensetu_guide_syohyo.html

一方、昨年からの COVID-19 感染拡大防止策により、官公庁や各企業における働き方が大きく変化し、インターネット上での会議や在宅勤務が広がりましたが、このような変化に対応したコミュニケーション体制の確立を強く求めます。具体的には、特許庁における出願等事件担当者（審査官等）が在宅勤務の場合であっても、出願人あるいは権利者との連絡手段を維持すること、および幅広いインターネット会議システム利用への対応があげられます。特に後者の場合、各企業によって使用可能なシステムが異なるのが実情であるところ、特定のシステムのみへの対応では出願人等間の公平性が担保されないこととなるため、早急な対応が求められます。このような施策は、審査品質の維持・向上とともに、審査の迅速化を実現できるものと思料します。

商標審査期間の短縮【大きな進展がなく再掲+追加】

DX の進展に伴い、異業種を含む複数者が連携してスピード一新事業を創造するが多くなる一方で、近年の商標出願件数の急増により依然として審査期間が長期化しており、事業創造のスピードと商標審査のスピードとの相違が拡大しています。

特許庁では、人員の増強や、調査の外部委託、ファストトラック審査の拡充等の運用施策をとっており、今後は一定の効果が期待されるところですが、日本の平均審査期間は諸外国のそれと比べて依然として長い実情にあります。特に、日本で出願した商標について、マドリッド協定議定書に基づく国際登録手続を検討する際、セントラルアタックによる国際登録の取消を回避すべく、日本における登録の可否を重要な判断要素として考慮することから、より一層の審査期間の短縮化に向けた施策を期待します。

例えば、以下のような施策の検討をお願い致します。

- i. ファストトラック審査の対象として、出願にかかる指定商品及び指定役務が、「類似商品・役務審査基準」「商品・サービス国際分類表（ニース分類）」等に掲載されている商品等記載であることが要件とされているが、商標五庁（TM5）で取り決めた「TM5 ID リスト」も対象に加えるべきと考えます。
- ii. ファストトラック審査や早期審査が認められたとしても、審査において他人の先願に係る商標と同一であること、あるいは類似すること（商標法第 4 条第 1 項第 11 号）を理由として拒絶される場合、当該先願の帰趣が確定するまで以降の審査が進まないという実情があるため、審査期間全体の長期化が解消されません。したがって、ファストトラック審査や早期審査が認められた出願の審査において引用された先願についても、速やかに審査を進めるよう、運用の変更を求めます。
- iii. 上述の「類似商品・役務審査基準」の見直しを行って、取引実情及びビジネスモデルの変化に合わせることも、特許庁と出願人との不必要なやり取りを減らし、審査期間の短縮に資するものと思料します。
- iv. AI を活用した商標調査ツールは、未だ発展途上の段階ですが、審査官が類否判断する前に、確実に類似しない商標を除外する補助的な手段としては実用の見込みが出てきていると考えます。そのような調査ツールの導入を引き続きご検討頂きますようお願いします。また、審査官が類否判断等の思考業務に集中できるよう、定型的なパソコン作業の自動化（RPA）も審査業務の効率に資すると考えます。

「(A) 主として産業財産権分野に関するもの」「(A6) オープンイノベーションに向けた知財マネジメントの推進」に関する意見

●WIPO GREEN に登録された日本特許を LOR 対象として減免する施策を検討頂きたい

オープンイノベーションや協働・共創への取り組みは主として民間の努力に期待されていますが、日本国特許庁も 2020 年に WIPO GREEN のパートナーになる等、こうした取り組みへの支援をしています。WIPO GREEN は、元々当協会が提出した提案を 2013 年に WIPO が正式採用してスタートしたものですが、コンセプトは実施許諾の用意があることを世界に示す、というものです。もし日本において、WIPO GREEN に登録された日本特許をライセンス・オブ・ライト (License of Right : LOR) の様に扱い減免の対象とするならば、世界に先駆けて明確な形で、環境保護のために行う施策であるとのメッセージを発信することができます。尚、日本における LOR 制度（実施許諾用意制度）の導入については、2009 年の特許庁主催の特許制度研究会で検討の結果、保留とされています（2009 年 12 月特許制度研究会報告書「特許制度の関する論点整理について」）。これは出願人の申請によるものを全て減免の対象とする制度として検討したためと考えられます。

●工程表「知財推進計画 2020」【重点項目 25】～中小企業等と大企業の知財取引ガイドライン・契約ひな形～に関する意見

知的財産取引における企業間の共存共栄を推進する観点から、ガイドラインや契約ひな形を策定し、より円滑なビジネス・取引を加速する方向性には賛意を示すものです。他方こうしたガイドライン等では、本来全体判断すべき条件総体の一部分（知的財産取引条件）を切り出しその理念形を示す形とならざるを得ず、それだけでは、個別条件の部分最適に固執し、条件総体に鑑みた全体最適に思いを致す契約交渉や合意形成の支障となり、頭記の方向性にかえって反するところも危惧されます。このような弊害が生じない様な形でのガイドライン・契約ひな形の策定・頒布を希望致します。また、策定・頒布後も継続的な双方へのヒアリングによる改善状況・新たに生じた問題の把握およびそれに基づくガイドライン・契約ひな形の見直し等、企業間の共存共栄を図る取り組みが行われることを要望します。さらに、このようなガイドライン・契約ひな形を知的財産の取引に慣れていない企業が適正に活用し、円滑な協議を進められるよう支援する仕組みについても早期の整備を要望します。

●工程表「知財推進計画 2020」【重点項目 26】～スタートアップ企業と大企業とのオープンイノベーション手引きと標準的なモデル契約～に関する意見

今後の日本産業界の発展のために、スタートアップとのオープンイノベーションがますます重要となると思われる中、当該連携の具現化に必須の連携契約の交渉でも Win-Win な交渉による双方の事業価値の総和最大化を期し、彼我の諸事情を充分勘案し現実的な折り合い点を協力して探ってゆく事が肝要と考えられ、それに資する様な手引き・モデル契約のとりまとめには賛意を表します。他方こうした、手引き・モデル契約も硬直的に運用されると公正かつ自由な競争環境が制約される等上記目的実現の支障となる事が危惧されるところです。実際の事業連携に当っては、本指針の考え方を参考にしつつも、掲載されている個別の条例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、望ましい理想的な解を指向しつつ、案件個別の経緯など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を当事者が協力して探ることが事業連携の実現には肝要であることを明確にした形での手引き・モデル契約の策定・頒布を希望致します。また、策定・頒布後も継続的な双方へのヒアリングによる改善状況・新たに生じた問題の把握およびそれに基づく指針の見直し等、双方の事業価値の総和最大化を図る取り組みが行われることを要望します。

また、AI・データの利用に関する契約ガイドラインなど、他の契約ガイドラインも存在しており、オープンイノベーション企業間の交渉スキームの中で参考すべきガイドラインの位置づけを明確にして頂きますようお願いします。

「(A) 主として産業財産権分野に関するもの」「(A7) 価値デザイン経営の考え方の普及と実践の促進」に関する意見

●経営デザインシートの普及について（工程表「知財推進計画2020」【重点項目48、49】）

経営デザインシートの普及に関して、未未来投資会議、成長戦略会議での流れの中で議論されている「中小企業の生産性向上に関する政策」とも連携や整合性をとって進めて行って頂きたいと存じます。

経営デザインシートの実践的な使い方として、オープンイノベーションで他社とのコンセプト共有や企業間連携をする際の共有化ツール、フレームワークとしての展開、さらには大企業や海外企業との連携に必要となるツールとしての展開も視野に入れるとともに、上記のような視点での展開策やプロセスの具体的イメージがあればこれを「見える化」して頂くことが、中小企業の生産性向上により資すると思われます。

●デザイン経営の普及浸透について（工程表「知財推進計画2020」【重点項目48、49】）

デザイン経営の普及浸透という観点で社会の現状を鑑みると、依然としてそれを阻む、根強く厚く高い壁があるのでと思われます。日本の組織・教育ひいては国民の認識が「内発的動機に基づき新たな価値に向かってチャレンジできる個人の育成、個人中心の組織づくり」に現実的に向かっているのか疑問が感じられます。個が創造的な力を発揮するには、他と違っていることへのリスクと安心感が欠かせないところ、日本の社会は他と同じであることで安心する同調圧力と異端を排除するメンタリティが依然として非常に強い社会であるように思われます。そのような中で、個々に他と違っていることへのリスクと安心感を与える社会を変えていくためには、指導層のリードが欠かせないところですが、現状、国の行政レベルでそのコンセンサスが得られてはいないように思われるため、コンセプトだけでなく、より現実的な施策をご検討頂ければと期待する次第です。

「(A) 主として産業財産権分野に関するもの」「(A8) 知財の戦略的な活用と社会実装に向けた環境整備」に関する意見

●差止請求権の在り方に関する具体的検討の速やかな実行を希望します

特許制度創設以来、特許権に基づく差止請求権は、特許制度における根本的な権利行使の手段として機能し、産業の発展に寄与してきました。一方、技術の高度化や技術開発環境変化そしてビジネス環境変化に伴い、特許を巡る紛争の形態も従来とは大きく変わってきております。そのため、特許権に基づく差止請求権の在り方については、欧米でも議論がなされているように、これまでの使われ方に加えて、昨今の環境変化に応じた在り方についての議論が必要になってきていると考えます。

AI・IoT 技術の時代になり、その議論の必要性がより明確になってきたこともあり、産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会では、「AI・IoT 技術の時代にふさわしい特許制度の在り方 一中間とりまとめ」（令和2年7月10日）の中で、差止請求権の在り方の検討について「権利の保護強化と技術の幅広いバランスを図る観点に十分留意しつつ、検討を進める」としてまとめられました。その後、同小委員会における報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における 特許制度の在り方」（令和3年2月）において、「今後引き続き、調査研究を通じた実態調査等を通じ、検討を継続していくことが適當」としてとりまとめ

られています。

第四次産業革命の時代において、イノベーションを更に引き起こし、世の中を益々豊かなものとするためには、取り巻く環境を踏まえた差止請求権のあり方を検討することが必要であると考えるため、具体的な検討が速やかに実行されてゆくことを希望します。

●工程表「知財推進計画 2019」【重点項目 54】に関する意見

AI 関連発明に関するさらなる資料の充実と、国際会議等での発信をお願いします

2019年1月にAI関連技術に関する事例追加がなされたものの、依然としてユーザーにとってわかりにくいうものであると考えます。公開されている事例に関して、どのようにすれば拒絶理由が解消できるのか（どのような記載があれば拒絶理由を解消できたのか）を含めて頂くなど、ユーザーの理解がより深まる取組をお願いします。

また、AI関連発明については、日本特許庁の主導で審査ハーモナイゼーションの取組を進めて頂きたいと考えます。具体的には、AI関連技術に関する事例が他国ではどのように審査がなされるかを調査・分析頂くことで、各国での審査の相違点を明らかにし、国際会議等を通じて発信する等して、ハーモナイゼーションに向けて取組を進めて頂きたいと考えます。特に実施可能要件については、他国の審査結果を分析し、どこまで書けばグローバルな権利取得が可能かを調査したうえで、速やかに審査ハーモナイゼーションを進めて頂くようお願いします。

また、他国に対しても「データ構造」や「学習済モデル」の発明の取扱いについて明確化するように働きかけ、ユーザーへグローバルな権利取得を支援する情報の提供をお願いします。

●特許庁における審査品質向上のための取組の一層の充実をお願いします(工程表なし)

権利となった請求項の記載だけを見ると、権利範囲が広く先行技術との構成の差が小さいように思える件が存在します。審査官が、過度に明細書等の記載を考慮して請求項の記載よりも狭く発明を認定して審査を行っているのであれば、権利の外縁が明確でなくなり第三者にとってクリアランスの負担が増加します。また、特許権者にとっても権利の安定性が低下する恐れがあります。そのため、請求項に係る発明を適切に認定頂き、その認定に基づく文献サーチ等を行って審査頂きたいと考えます。

また、2020年1月には、進歩性の審査の進め方の要点と参考事例が特許庁HPに公表され、特許庁における審査の質を向上させる取組が進んでいるものと思われます。引き続き、文献サーチ漏れ等が低減できるような仕組みの検討等を進めて頂く等、世界最高品質の特許審査の実現をお願いします。

●工程表「知財推進計画 2019」【重点項目 26】に関する意見

国際調査報告は、適時に作成するだけでなく、審査の質も向上するよう特許審査体制を整備頂きたい

国際調査報告については、適時に作成するだけでなく、審査の質を高めることが重要と考えます。

国際特許出願を請求項の補正なしに日本に移行して審査を受けた際に、サーチ漏れにより新たな引例が発見されることがないよう、十分な時間を確保して審査をすべきと考えます。

また、各国移行された他国の審査結果（内容）と比較評価することで、日本の特許審査の質をグローバル視点で検証・評価する仕組みを構築し、運用して頂きたいと考えます。

●新技術に対応した審査体制の整備の強化をお願いします(工程表なし)

AI関連発明として、様々な社会的事象をもとに新しい因果関係を利用した発明などが想定されますが、特許出願や論文などの一般的な技術文献だけを対象として先行技術調査を行うだけでは、技術文献としては開示されていないものの経験則などによって既に知られた知見を単に利用したに過ぎない発明について新規性・進歩性判断を見誤る可能性があります。このような知見について調査範囲から漏れないように取り組ん

で頂きたいと考えます。さらに、公開されているソースコードや、かつてクラウド上で広く利用されていたが、その後のアップデートによりアクセスできなくなったソフトウェアなども、同様に、先行技術調査範囲から漏れないよう取り組んで頂けるよう審査体制整備の強化を、お願いします。

●グローバルな権利取得のサポートをお願いします(工程表なし)

PPHに関しては、日本のユーザーが権利を取得したいと考えている国との新規試行および既に実施されている国においても上限数の増加・撤廃を進めて頂くようお願いします。また、日米協働調査に関しては、第3期の試行期間が開始されております。第2期の試行結果のレビューを行って頂き、更なる利便性の向上、他国との協働調査の試行開始など、様々な取り組みを進めて頂くようお願いします。

「(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの」「(B1) デジタル時代のコンテンツ戦略」に関する意見

コンテンツのデジタル化、流通の多様化、利用態様の多様化が急速に進む中、権利処理の円滑化や権利者への適正な対価還元、アナログとデジタル、リアルとバーチャルとで同様の著作物利用行為であっても著作権法上の扱いが異なる場合が存在することなど、様々な課題が顕在化しています。これらの課題に対し、権利者の利益保護を劣後させることなくコンテンツ利活用が促進されるよう速やかに検討が行われることを希望します。

●ウェブキャスティングに係る権利処理の円滑化

放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化策については先般の文化庁審議会での検討を経て一定の進捗がみられたところ、コンテンツ産業振興の観点や視聴者の利便性向上の観点では、放送番組の同時配信等に限らず、ウェブキャスティングについても、権利処理の更なる円滑化を図ることが重要であるため、その点についても速やかな検討を希望します。

●放送・放送同時配信等とインターネット配信に係る権利制限適用のアンバランスの是正

先般の文化庁審議会における検討で、放送番組のインターネット同時配信等については、放送に係る権利制限が基本的に全て適用される方向が確認されているところ、インターネット配信、とりわけ(コンテンツの流通範囲、対価の有無、コンテンツの内容等に照らし)放送番組と類似の性質を有するとの評価が可能なインターネット配信について、放送や放送番組同時配信等に適用されている権利制限とのあいだで特段の差を設ける合理性が見いだせないものが散見されます。例えば、著作権法第34条第1項(学校教育番組の放送等)、第38条第3項(営利を目的としない公の伝達等)、第39条第1項(時事問題に関する論説の転載等)、第40条第2項(国会等での演説等の利用)などについて、コンテンツの性質と利用態様、権利制限の趣旨に鑑み、放送・放送同時配信等とインターネット配信とで権利制限の適用にアンバランスが生じていないかを検証し、アンバランスが生じているのであれば是正に向けた見直しが行われることを希望します。

●権利者への適切な対価還元策の検討と実行

私的録音録画をはじめとする消費者の著作物利用について、コンテンツの視聴等利用環境の変化を踏まえつつ、例えばコンテンツの利用契約による当事者間の直接取引や技術を活用したコンテンツ管理手法など、より公平で透明な経済効率の高い適切な対価還元の仕組みについて検討が行われることを期待します。

●その他権利制限の見直し検討

障害者による著作物利用、病気やケガ、高齢などの理由でご自身での私的利用目的での著作物利用が困難な方々をサポートする事業や行為を行うことが、著作権の権利制限との関係で困難であったり、行為主体の考

え方との関係から委縮を招いている事例があります。COVID-19感染拡大を巡る環境変化により急速に進んでいるリモート化への対応（インターネット等を介したサポートサービス）の視点とあわせ、権利制限の見直しを行い、権利者の利益を不当に害しない利用については権利制限の範囲を拡大する方向での対応がとられることを希望します。

また、文化庁で行われている研究目的での著作物利用に係る権利制限のあり方については、引き続きの検討を期待します。

「(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの」「(B2) 模倣品・海賊版対策の強化」に関する意見

●商標権分野における要望

日本企業が被っている模倣品・海賊版の被害について、国内外それぞれにおける対策を講じることが肝要である。そのため、日本および各国の所管当局との連携と協力関係の促進を進め、情報提供や指導などの支援を実施して頂きたい。特に新興国での模倣品・海賊版対策において商標権を適切に活用できるよう、権利の取得、侵害の捕捉、罰則の執行に関し、法律制度の整備の促進を支援頂きたい。

海外でよく知られている日本ブランドの保護【引き続き対策の検討を求めて再掲】

日本企業のブランドは、海外販売先の拡大やインターネットでの情報拡散等により海外でもよく知られています。これらのブランドに関する商標の第三者による剽窃的な出願や商標権の侵害を含む模倣品の製造販売が多数受けられます。このような第三者の行為に対し、日本企業は多額の費用と時間を費やし対応しており、この負担は重く企業活動の妨げにもなっています。また、国・地域によっては、著名な商標であることが認められず、日本企業としては、第三者に自らのブランドを権利化されまたは意に反して使用されるといった事態が生じています。このような事態を解消すべく、各官庁に対し、それぞれの国において著名であると認める商標をリストとして公開して積極的に保護することで著名ブランドへのフリーライドや冒認出願を防ぐ制度の創出を、日本政府として働きかけることを望みます。

また、商標としての使用を目的としない悪意の商標出願に対する対策についても、引き続き検討頂くよう要望します。

個人使用目的を仮装した模倣品輸入行為の取り締まり【今後の法改正・運用において留意頂きたい点】

模倣品の輸入行為が商標権侵害に該当する要件として、当該輸入行為が「業として」なされていることが必要であると解されているところ、個人が自己における使用のみを目的として輸入する行為は商標権侵害を構成しません。この点に関し、今年度、第8回の産業構造審議会 知的財産分科会 商標制度小委員会において「海外の事業者を侵害主体として、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害行為と位置づける方向で検討する」ことが取りまとめられたことを歓迎します。

一方で、上記方向での法改正検討にあたり、購入者にとって安全な取引の仕組みを確立すること、および商標権者のレピュテーションリスクについても検討が必要です。前者に関し、越境取引の多くの場合は代金先払いの取引となることが想定されますが、税関における差止めの結果として没収され、商品を入手できないという履行不能の状態に陥るにも拘わらず、海外事業者が払い戻しに応じない場合は購入者が一方的に不利益を被ることになります。このような取引の購入者の多くは高度な法律的判断が容易でない個人であり、差止めにより生じる不利益を直ちに負わせるのは酷です。また、模倣品と知って販売する悪意の海外事業者であっても、模倣品の差止めの有無に関係なく相応の代金を入手することとなるため、本法改正によってもこのような販売行為に対する抑止力は事実上生じません。したがって、税関における差止めが行われた模倣

品取引においては、海外事業者が得た利益を購入者に戻す仕組み（クレジット決済のキャンセル等）、あるいは代金後払いの仕組みなど、差止めによって生じる不利益を海外事業者に転嫁する仕組みと合わせて検討を進めるべきです。

一方、権利者のレビューテーションリスクに関し、税関における差止めによって商品を入手することができなかつた購入者のうち、正規品の取引であると認識している者による権利者への苦情や誹謗中傷がなされる、ということが想定されます。したがって、差止めを実施する際は、購入者に対し、取引の対象となった商品が正規品ではなく模倣品であることを明示したうえで、法改正により新たに差止めの対象となったことを通知する等、購入者の誤認を避けるような対応を求めます。

また、法改正の施行にあたっては、国民に対し、越境取引にて購入した商品が模倣品である場合は税関での差止めにより入手できない点を周知させるとともに、購入にあたっては製造元直営店あるいは正規販売代理店を利用することを強く奨励する必要があると思料します。

さらに、模倣品を水際で規制したとしても、模倣品を扱う海外事業者は、規制ができればその規制を避ける方法を見つけることが多く、この繰り返しが続くことが想定されます。このため、模倣品を流通させない施策の検討もお願いします。特に、COVID-19 感染拡大の影響もあって電子商取引による商品の流通は今後ますます拡大していくと考えられることから、電子商取引プラットフォーマーなどへの働きかけなど、さまざまな面での検討が必要と思料します。

●意匠権分野における要望

改正意匠法（2020年4月1日施行）に伴う保護対象・間接侵害の拡充に係る侵害態様の指針を改正意匠法の（2020年4月1日）施行により、保護対象が拡大されるとともに、侵害の態様も新たに定義されています。特に間接侵害の部分においては「美感の創出に不可欠なもの」など、条文上どのような行為が対象となるのかが分かりにくい部分もあります。模倣品対策の強化において、保護対象が増えたことに加えて、どのような行為が問題となるのかについても、具体的にイメージできる指針を出して頂きますようお願いします。

越境電子商取引の普及・進展の速度は目覚ましいものがあります。税関による水際取締における“個人使用目的”問題について、関係者の皆様のご尽力により商標法および意匠法改正の方向性が固まり、権利者の間では今後への期待が益々高まっております。侵害の要件となる「海外の事業者による発送」の判断方法等、関税法改正を含む運用面が今後議論されていくものと思料します。効果的で実効性のある取締りが実現できる制度の早期確立に向け、引き続きご検討頂くことを要望します。

越境電子商取引における模倣品対策については、国際統一的な制度および根本から抑制するなど取り締まりの強化を要望します。

●著作権分野における要望

令和2年著作権法改正により、リーチサイト規制とダウンロード違法化の立法的解決が図られたことを歓迎します。模倣品・海賊版による被害に鑑み、引き続き実効性ある対策を講じて頂くことを希望します。

個人輸入に対する著作権侵害行為の位置付について改めて検討頂きたい

また現在、産業構造審議会知的財産分科会にて、商標法と意匠法において、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて新たに知的財産権侵害行為と位置づ

ける方向で検討を進めるとする報告書がまとまりつつあります。著作権法においても、「国内において頒布する目的をもって」「輸入する行為」が著作権侵害とみなされると規定されており（第113条第1項1号）、同様の問題が内在しています。財務省関税局[資料](#)によると、著作権に基づく輸入差止実績は商標権に基づく件数に次いで2番目に多く、前年度と比較してその件数は増加しています。COVID-19感染拡大による巣ごもりの影響から今後もこの傾向は継続する可能性があり、商標法・意匠法と同様に、個人輸入に対する著作権侵害行為の位置づけについて改めて検討頂くことを希望します。

「(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの」「(B3) デジタルアーカイブ社会の実現」に関する意見

過去の様々な知を集積したデジタルアーカイブには、重要な文化遺産として次世代のコンテンツを生み出す基盤としての役割を担うものであると考えられることから、実現に向けた施策を支持致します。その点で、改正著作権法において、原則的な著作権保護期間が著作者の死後70年に延長されたところ、今後、アーカイブ化が停滞する様子がないようにする必要があります。例えば米国では、保護期間の最終20年間は図書館等のアーカイブ化が認められ（米国著作権法108条(h)）、またEUのDSM著作権指令案（8条）においても文化的機関によるアウト・オブ・コマース（入手困難）資料の利用促進策が盛り込まれています。わが国においても、これらの制度も参考としつつ、デジタルアーカイブ化を進める権利者やコンテンツ企業への支援を含め、著作物の適切な保護と利用のバランスをとりながら、デジタルアーカイブを進めるための制度的検討がなされるべきです。

(2) 「構想委員会」の主要検討事項に関する意見

●知財制度におけるソフトローの活用

テクノロジーやビジネスモデルの変化のスピードが著しい今日では、改正手続きに比較的時間のかかるというハードローのデメリットを補うため、知財制度におけるソフトローを活用していくという方向性自体には賛成します。

一方、現状、「ソフトロー」という用語は論者によって多義的に使用されており、それがために議論が混乱しているきらいがあると考えます。したがって、知財制度におけるソフトローの活用の検討にあたっては、まずは、ソフトローの範囲を明確化し、その後、公権力の関与の度合い等の明確な基準に基づいてソフトローを適切な類型に分類すべきと考えます。そのうえで、どのような類型のソフトローがどのような課題解決に適しているかを分析する、という段階的な検討ステップを経るべきと考えます。

ソフトローの活用の検討に際しては、以下の観点に留意すべきと考えます。

- (1) 課題によっては、そもそもソフトローによる解決が馴染まない場合もあると考えます。ソフトローは課題解決手法の一つなのであって、ソフトローありきとするのではなく、課題解決のためにどのような手法が有効か、というゴールベースで総合的に検討を行うべきです。また、課題の性質によっては、ハードローとソフトローの混合型も有益であると考えます（例：補償金付権利制限規定と集中管理制度の組み合わせ）。
- (2) 時間のかかる法改正のプロセスを回避するために、いわば抜け道として、ソフトローを安易に利用することは避けるべきと考えます。大枠のみを示して、残りをソフトローに丸投げした場合、却ってステークホルダーの合意形成が難航するおそれがあります。
- (3) ソフトローは、ステークホルダー間の自主的な合意形成を原則とし、関係省庁等によるサポートが補充的に得られる体制が望ましいと考えます。

文化庁著作権課が策定した「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」（令和元年10月24日公表）もソフトローの一種であると考えます。このような「基本的な考え方」が提示されることにより、最終的な法解釈の権限は司法が有するものの、法解釈に一定の指向性が示され、侵害行為判断の予見可能性が高まり、結果として事業者はサービス提供等について適切な判断ができるようになる効果が期待でき、望ましいものであると考えます。尚、このような「基本的な考え方」は、テクノロジーやサービスの発展に応じて、適宜更新されることを希望します。

（3）上記のいずれにもあてはまらない場合 に関する意見

●行政手続のオンライン化・デジタル化～文化庁に対する著作権登録の申請手続を電子化して頂きたい
特許庁等による行政手続電子化に向けた一連の法改正対応に加え、文化庁に対する著作権登録の申請手続電子化についても検討頂くことを希望します。

なお今般、文化審議会著作権分科会 [法制度小委員会](#)において、「独占的ライセンスの対抗制度」「独占的ライセンサーに対し差止請求権を付与する制度」が検討されており、その要件の一つとして登録制度を活用することが議論されています。独占的ライセンスに関する法改正が実現した場合の利便性向上及び法制度利用促進のためにも、合わせて手続電子化の検討をお願い致します。

●主として意匠権分野に関する要望

意匠法改正趣旨を実効あらしめる運用体制の強化を望みます

改正意匠法の（2020年4月1日）施行により、これまで保護対象としていなかった物品によらない「画像」「建築物」「内装」なども意匠権としての保護対象となる等、大幅な制度変更となりました。

新しい保護対象の意匠出願の増加している中、現在の特許庁の意匠審査の担当部門は比較的小規模のため、審査の遅延なく、審査品質の維持向上を継続して実現するための負荷増加で意匠審査の現場が混乱しないよう、意匠審査官の増員及び意匠審査体制の強化を要望します。

「画像」「建築物」「内装」など新たな意匠法の保護対象については、審査に用いられる可能性のある先行意匠の蓄積がまだ十分でないと思料します。広く先行意匠の収集を要望するとともに、スピーディーかつ継続的な収集方法の検討をお願いします。また、ユーザーの意匠権のクリアランスを効率的に実行させるための環境整備などの課題解決はもとより、審査のため整備されるデータベースについては、ユーザー自身が実施する登録予見性判断のためにも開放頂けるよう、望みます。

また、審査に利用した公報以外の公知資料が広く見られるよう、著作権の問題についてご検討頂く事を要望します。

他者権利の尊重、登録可否の予測可能性を少しでも高めるため、類否判断の基準、根拠となる事実の特定、当てはめなどを拒絶理由を発する際には丁寧に記載して頂くようお願いします。新しく保護対象となった意匠の先行意匠は、公報以外の公知資料が利用されることが多いことが想定されます。公報以外の引用意匠は明瞭な資料を提示頂くとともに、丁寧な記載をお願いします。

また、適切な時期に事例集などを発行、追加更新して頂くよう、お願いします。

関連意匠制度においては、国内企業同士の牽制に留まってしまい、グローバルなブランド構築には繋がりません。国際的なデザイン保護の観点を盛り込むことが必要であると思われます。

ハーモナイズを検討するとともに、グローバルに保護することが可能になるよう、各国への働きかけをお願

いします。

将来に向けたデザインとその保護制度発展の基盤づくりの観点からも、デザイン・意匠の啓発活動やインフラ整備については庁が主導していくことが期待されます。啓発活動については、例えば、法制度の解説に留まらず、法改正を行った動機に立ち返り、産業競争力向上の手段としての改正意匠法活用という視点をより強く取り入れた説明会、ブランド構築（ブランド保護）とデザイン・意匠の関係についての講演なども継続していくことが必要と考えます。

また、インフラ整備としては、例えば、市場が限定的であることから商用でも選択肢が限られている意匠調査ツールについて、J-PlatPat や Graphic Image Park の改善に留まらず、AI を利用した 3D 形状のイメージデータによる検索ツール等の開発・導入は、庁だからこそできる可能性があると考えます。グローバルな保護・クリアランスの観点から、日本の権利のみならず、ワールドワイドに検索するツールを要望します。

2020 年施行の改正意匠法は新しい時代のデザイン保護制度の基礎となるものとはなりましたが、ユーザーの声を踏まえて、さらに時代に即したデザイン保護制度とするための検討の継続も必要と考えます。

●特許庁の「産業財産庁」等への適切な改称を要望します【進展がなく再掲+更新】

特許庁が、特許のみでなく商標・意匠を取り扱っている実態を踏まえれば、その名称は所管する分野を冠した「産業財産庁」や、米国やドイツなどと足並みを揃え「特許商標庁」に改称するのが適切と考えます。昨今はビジネス分野のみならず行政・教育など様々な分野で「ブランド」「デザイン」志向が重要性を増していることは周知のとおりです。我が国の特許庁が、特許だけでなく商標・意匠を取り扱っている実態に加え、近年の商標法および意匠法の改正により「ブランド」「デザイン」志向重視で保護範囲を大きく改めた趣旨に鑑みれば、その名称は「特許庁」から「産業財産庁」等に改称することが適切で、今が改称する良いタイミングと考えます。

商標を管轄する官庁が「特許庁」である国・地域は、2019 年の商標出願クラス数世界 TOP 30 のうち、日本と韓国だけであり、また韓国特許庁にしても英語名は「Korean Intellectual Property Office」としています。このように、日本国特許庁（英語名：Japan Patent Office）という名称は、世界的に見ても特異な機関名となっており、国際的ハーモナイゼーションの観点からも変更が望ましいと考えます。

なお英国では、法令上は「Patent Office」のままとされていますが、operating name として「Intellectual Property Office」を使用して活動することで、改称に伴う手続を少なくする工夫をしているように見受けられます。

- | | |
|--|-----------------------------|
| 1. 中国：国家知識産権局 | 2. 米国：米国特許商標庁 |
| 3. 日本：特許庁 | 4. イラン：産業財産庁 |
| 5. EU：欧州連合知的財産庁 | 6. インド：インド特許意匠商標総局 |
| 7. 仏国：フランス国家産業財産権庁 | 8. ロシア：連邦知的財産権・特許・商標
庁 |
| 9. 韓国：特許庁（英名は Korean Intellectual Property Office） | 10. トルコ：トルコ特許商標庁 |
| 11. ブラジル：ブラジル産業財産庁 | 12. ドイツ：ドイツ特許商標庁 |
| 13. 英国：イギリス知的財産庁 | 14. カナダ：カナダ知的財産庁 |
| 15. メキシコ：メキシコ知的財産庁 | 16. オーストラリア：IP オーストラリア
ア |

「知的財産推進計画 2021」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| 17. ベトナム：ベトナム国家知的財産庁 | 18. イタリア：イタリア特許商標局 |
| 19. スイス：スイス連邦知的財産庁 | 20. インドネシア：インドネシア知的財産権総局 |
| 21. スペイン：スペイン特許商標庁 | 22. ウクライナ：ウクライナ知的財産庁 |
| 23. 香港：香港知的財産局 | 24. タイ：タイ知的財産局 |
| 25. アルゼンチン：アルゼンチン国家産業財産権庁 | 26. フィリピン：フィリピン知的財産局 |
| 27. ベネルクス：ベネルクス知的財産 | 28. シンガポール：シンガポール知的財産権庁 |
| 29. ニュージーランド：ニュージーランド知的財産局 | 30. コロンビア：商工監督局 |

Source: WIPO IP Statistics Data Center <https://www3.wipo.int/ipstats/>

法人・団体名	
6. 一般社団法人電子情報技術産業協会	
意見の分野	
(B1) デジタル時代のコンテンツ戦略	
意見	
新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、知的財産戦略本部の下に設置された「デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース」などの場において、デジタル時代における著作物の利用円滑化方策など、多方面の議論を精力的に実施いただいていることに感謝申し上げます。当団体は従前より、主に私的録音録画補償金制度に関連して、当該制度が多くのステークホルダー（クリエーター、利用者、コンテンツ配信・流通事業者、機器・媒体の製造業者等）にとって重要な課題であり、当該制度の見直し等を行う場合には、公正かつ納得のあるものとなるように見直し等がなされるようお願いしておりますが、デジタル時代における著作権制度につきましても見直し等をお願いしたいと考えております。デジタル化の進展に伴い、コンテンツ視聴環境の変化、コンテンツ流通モデルやステークホルダーの多様化（例：コンテンツプラットフォームを含む大小流通事業者の市場参入、ユーザー生成コンテンツ（UGC）の流通環境の整備、n次創作の活性化等）、そして著作権保護技術の普及が進む中で、多種多様なコンテンツの適正な流通・活用の促進が我が国の文化に寄与するとともに、国際競争力の源泉となることを踏まえた上で、デジタル時代に即したさらなる権利処理の円滑化や運用面の改善が必要ではないかと考えます。以下、その例を示します。	
・放送とネット配信	
今年度、放送のインターネット同時配信等に関する権利処理の円滑化（権利制限規定の拡充等）の方向性が著作権分科会で示されました。Web キャスティングについて継続課題となっていると理解しております。利用者から見た場合に同等の効果が得られる著作物の利用についての権利処理が異なることは、制度の理解やその定着化にとっても支障となり得るだけでなく、不要なトラブルを招くおそれもあると思料します。したがって、当団体はデジタル時代の著作物流通環境がステークホルダーにとって安全・安心なものとなるよう、著作権制度の平仄が迅速に整えられ、また簡素化されることを期待します。その際、多様なステークホルダーを巻き込んだ公正・公平で納得のある検討がなされることを望みます。	

- ・クリエーターへの適切な対価還元

私の録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入につきましては、一昨年度同様、内閣府、文化庁、経済産業省及び総務省からなる関係府省庁による非公開の場での議論が継続し、当団体は、関係府省庁における検討状況等を注視しております。この課題は、上述の通り多くのステークホルダーが関わる重要な問題ですので、できるだけ早い機会での議論の経過の公表を要望いたします。当団体は、公正で透明性のある検討がなされることを切望するとともに、当該制度の見直しを行う場合には、全ての関係者の懸念が検討し尽くされ、皆が納得できる解が導き出されるべきであると考えます。

以上

法人・団体名
7. 一般社団法人日本レコード協会
意見の分野
—
意見
<p>1. 「レコード演奏・伝達権」の創設</p> <p>レストラン、クラブ、店舗等でCDを再生したり、音楽ラジオ放送を受信して伝達する等の方法により来店者等に音楽を聞かせるなど、公衆に聴かせるための演奏・伝達行為について、著作権者は演奏権及び公の伝達権を有しているが、レコード製作者にはこれらに相当する権利（「レコード演奏・伝達権」）が存在せず、レコードの演奏・伝達によって生み出される経済的利益に与ることができていない。</p> <p>「レコード演奏・伝達権」に相当する権利は、著作隣接権関連条約で認められている権利として既に世界140以上の国・地域（OECD加盟37カ国中35カ国）において導入されており、アジア近隣諸国においても、韓国は2009年著作権法改正、中国は昨年11月に成立した改正著作権法（本年6月施行）によりレコード製作者に権利が付与されている。</p> <p>2019年2月1日に発効した日EU経済連携協定においても、国際的な基準の重要性を十分考慮しながら、レコードの演奏・伝達に関する十分な保護について継続的に協議することが義務づけられており、本年1月1日に発効した日英経済連携協定においても討議が約束されている中、政府は、新たなレコード製作の経済的基盤を確保するための権利として、レコード演奏・伝達権を導入に向けた検討を進めるべきである。</p> <p>2. 動画投稿サイトに係る法的ルールの見直し</p> <p>動画投稿サイトにおけるUGC（ユーザー生成コンテンツ）の公開について、動画投稿サイト運営事業者は、プロバイダ責任制限法の枠組みに基づき、権利者から侵害通知を受けた後に削除等の送信防止措置を講ずれば原則的に損害賠償責任を負わないものとされている。しかし、電気通信設備・役務の単なる提供を超えて、権利侵害コンテンツを含む大量のUGC公開をビジネスモデルの中核としている動画投稿サイトはプロバイダ責任制限法の制定時には想定されておらず、侵害通知の負担を抱える権利者と、UGC公開により利益を得る動画投稿サイト運営事業者との間に不均衡が生じている。</p> <p>EUでは、2019年4月、大量のUGCを公開する動画投稿サイト運営事業者について、権利者との契約締結と無許諾配信の防止を求める新指令（デジタル単一市場における著作権指令）が成立し、EU加盟国は2021年6月までに国内法化を完了することが求められている。</p> <p>我が国においても、EU及びEU加盟国等の動向も踏まえながら、動画投稿サイトに係る法的ルールの在り方について、見直しの検討に着手すべきである。</p> <p>3. インターネット上の著作権等侵害に対する実効的措置の検討</p> <p>インターネット上の海賊版被害が依然として深刻な中、2020年著作権法改正により リーチサイト・リーチアプリ規制等の措置が導入されたが、政府は、引き続き権利侵害実態の把握を行って現行法下での海賊版対策の実効性を検証すると共に、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」の第三段階として位置付けられている「サイトブロッキング」についても、時機を失すことなく導入の検討を行うべきである。</p> <p>以上</p>

法人・団体名
8. 一般社団法人日本映像ソフト協会
意見の分野
(B2) 模倣品・海賊版対策の強化
意見
《全文》
1. 「模倣品・海賊版対策の強化」について
今日のオンライン上における著作権侵害は、海外のP2Pネットワーク、オンラインストレージ及びサーバーを悪用するなど国境を越えたボーダレス環境で行われています。また、これら侵害行為を助長する秘匿性、匿名性を売りにしたサービスも広く普及しています。
オンラインの世界では、当然のとおり国境はなく、翻訳ソフトの発達などによりいまや言語といった「壁」も無くなりつつあります。国境を越えた著作権の侵害は、今日のデジタル・ネットワーク環境の進展とスマートフォンなどの高機能端末の世界的普及に伴い、個人レベルで拡散し蔓延しています。権利者等にとって、その対策は困難を極めています。
さらに、次世代通信規格「5G」が本格的に商用化され、その実効速度、大容量、多数同時接続、超低遅延などが実現されようとしています。5G時代におけるオンライン上の著作権侵害が世界のコンテンツホルダーにとって、脅威であり国際的な大問題となるのは言うまでもありません。
このような状況のなか権利者は、権利行使の強化は勿論のこと、官民による国際連携・国際執行の強化をはじめ、周辺対策として、セキュリティソフト会社との連携による海賊版サイトのフィルタリング、検索サービス会社との連携による検索結果表示の停止要請、広告会社等との連携による広告出稿の抑止要請及び金融機関・カード会社との連携による海賊版サイトの口座凍結などは当然のこととして継続し実施して参ります。
しかし、これら対策には、時間と人的労力そして多くの費用を必要とします。一権利者一団体レベルでは限界を感じています。
わが国として、クールジャパン戦略を推進するなか、コンテンツの海外展開の促進支援とともに、是非ともその一方の「守り部分」として国境を越えて益々と複雑化し潜在化する著作権侵害の対策について、強化するとともに継続かつ恒久的な支援をいただきますようお願い申し上げます。
《要旨》
コンテンツの海外展開の促進と国境を越えた著作権侵害対策への強化及び支援を要望する。

法人・団体名
9. 一般社団法人日本音楽著作権協会
意見の分野
(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの
意見
(B 1) デジタル時代のコンテンツ戦略
意見 1 私的複製について適正な対価が権利者に還元される制度を早急に構築すべきです。
(1) 現行著作権法30条は、私的複製に関して著作権を広範に制限してユーザーの利便性とプライバシーを確保する一方で、権利者への補償を制度化することで、権利の保護と利用の円滑とのバランスを取ろうとするものです。しかしながら、「相当の蓋然性をもって私的録音に供されるであろう販売形態や広告宣伝が行われているものであって私的録音の実態が認められる」(平成31年2月13日開催「文化審議会著作権分

科会」第53回 資料4) 機器ですら、補償金の対象となっていないことから、補償は有名無実化し、このバランスは完全に崩壊しています。

(2) 2019年5月30日に東京で開催されたCISAC(著作権協会国際連合)総会では、日本の私的録音録画補償金制度に関する決議が採択され、同制度の有名無実化が「世界中の創作者にとって重大な損失である」との認識が示されたのは記憶に新しいところです。

(3) このような状況の下で、クリエイション・エコシステムを構築し、「創作のサイクル」を早く大きく回していくためには、私的複製について適正な対価が権利者に還元される制度を早急に整備すべきです。

(4) 少なくとも、「相当の蓋然性をもって私的録音に供されるであろう販売形態や広告宣伝が行われているものであって私的録音の実態が認められる」機器については、速やかに補償の対象にすべきです。それ以外の機器のうち「私的録音の実態が認められるもの」についても、その実態に応じて補償の対象とする方向で検討を進めるべきです。

(5) さらに、クリエイターへの対価還元の意義について、消費者・事業者の理解を促進するため、教育・啓発等の取組を長期的な視点で継続していく必要があります。

意見2 アジア・太平洋地域における著作権保護・著作権管理の水準向上に向けた取組を積極的かつ継続的に推進すべきです。

(1) クリエイション・エコシステムにおいては、「コンテンツの利用に応じ、クリエイターが適切な評価や収益を得られ、それを基に新たな創作活動を行うこと」(「知的財産推進計画2020」60頁)が決定的に重要であり、その構築を進める上で基礎となるのは、クリエイターへの対価還元の意義に対する消費者・事業者の理解です。

(2) クリエイターへの対価還元の意義に対する消費者・事業者の理解という点で、日本が仏独等の欧州主要国に後れを取っていることは、私的複製に係る補償制度等を見れば明らかですが、その日本と比較しても、アジア・太平洋地域には大きな改善の余地があります。

(3) 例えば、同地域においては、音楽著作権管理団体の使用料徴収総額の9割以上を日韓豪の3か国で占めていますが(「CISAC GLOBAL COLLECTIONS Report 2019」46頁)，域内のGDP総額に占めるこの3か国の割合は3割程度にすぎません。このことは、中国・インド・ASEAN諸国における著作権保護・著作権管理の水準が極めて不十分であることを物語っています。

(4) 2030年までに中国が米国のGDPを抜くなど、今後アジア地域が世界経済の中心となるとの予測もあるなかで、文化水準の底上げがなければ、経済水準との差は開く一方です。また、2020年11月に我が国も署名したRCEP協定など、アジア諸国間での緊密な連携が加速しています。

(5) 当協会は、CISAC(著作権協会国際連合)のアジア太平洋委員会委員長として、域内の著作権管理団体を支援するとともに、講師の派遣、研修生の受け入れ等の地道な取組を続けていますが、域内の著作権保護・著作権管理の水準を高め、日本の音楽コンテンツの適正な利用とクリエイターへの対価の還元を促進するためには、各国政府の主導による法整備等が不可欠です。

(6) 既に文化庁がアジア・太平洋地域における著作権法制整備や海賊版対策の支援を実施されていますが、各国政府との連携をより一層強化し、これらの取組を積極的かつ継続的に推進していくことが必要と考えます。

意見3 「イノベーション」の創出や「新規サービス」の実現のために著作権者個人の利益(私権)を犠牲にすることには、大きな問題があります。

(1) 近年、「イノベーション創出のため」(令和元年10月24日付けで文化庁著作権課が公表した「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」1頁)，さらには、

「社会的に意義のある新規サービス」を可能にするため（令和2年2月10日付け「文化審議会著作権分科会」の「写り込みに係る権利制限規定の拡充に関する報告書」1頁）などと称して、権利制限を拡充する傾向が強まっています。

(2) さらに、「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化」及び「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）」について、今国会への法案提出に向けた準備が進められており、権利制限拡充の動きが加速しています。

(3) しかし、「イノベーション創出」や「新規サービス」のために著作権を制限することは、大きな問題を孕んでいるといわざるを得ません。

(4) 文化庁が「通常は、『公益』を実現するための『費用』は税金でまかなわれますが、著作権の制限の場合はその費用を『権利者個人』に負わせている、ということもよく認識しておく必要があります。」といみじくも指摘しているように（「著作権なるほど質問箱」

<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/naruhodo/outline/8.html>），たとえ公益実現のためであるとしても権利制限には慎重さが求められます。まして、「イノベーション創出」や「新規サービス」は、一義的にはそれを手掛ける私企業の利益に資するものにすぎず、「公益」ではないことから、そのための「費用を権利者個人に負わせ」ことには大きな問題があります。「社会的に意義がある」といった言葉で飾ってみたところで、およそ「サービス」は何らかの顧客のニーズを満たすものである以上、程度の差はあれ社会的意義があるのであって、それによって私益を公益に転換しようとするのは牽強付会の説というべきです。

(5) 百歩譲って「イノベーション創出」や「新規サービス」が「公益」に該当すると仮定しても、そのために「権利者個人」の利益（私権）を犠牲にすることには極めて謙抑的な姿勢が求められます。

(6) 特に、関係当事者がライセンス市場の形成に努めている場合や現にライセンス市場が形成されている場合に、そこに権利制限を及ぼすことはおよそ正当化することのできない暴挙にほかなりません。

意見4 A I 生成作品の保護の要否等の問題に関しては、著作者の創作環境に悪影響が及ばないようにする観点から、国際的な議論をリードしていくべきです。

(1) A I 生成作品（A I によって自律的に生成された作品）の保護の有無・程度、法制度等に関して、海外では、米国特許商標庁（U S P T O）による「A I と知的財産政策に関する一般見解」と題するレポートの発表（2020年10月に）や、世界知的所有権機関（W I P O）による「知的財産（I P）と人工知能（A I）に関するW I P O会議」の開催など、議論が進められています。

(2) 我が国においても、世界に先んじて知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会による「次世代知財システム検討委員会報告書」（2016年4月）など、A I 生成作品の保護等に関する検討が進められてきましたが、その後は報告書等はまとめられておりません。

(3) A I は人間と比べて短時間に大量の作品を生成することができるため、その利活用に関する制度・ルール作りの方向性によっては、プロフェッショナルとして活動するクリエイターの創作環境を害することとなるおそれがあります。

(4) 質の高いコンテンツを数多く世界に送り出してきた我が国としては、著作者（特にプロフェッショナルとして活動するクリエイター）の創作環境に悪影響が及ばないよう、国際的な議論をリードしていくべきです。

意見5 コンテンツ・クリエーション・エコシステムの検討においては、クリエイターが良質なコンテンツを生み出すことができるよう、適切な対価還元を第一にした検討を行うべきです。また、ウィズコロナ及びポストコロナ時代を見据えたクリエイターへの支援を行うべきです。

知的財産戦略本部構想委員会コンテンツ小委員会において議論が行われている「コンテンツ・クリエーション・エコシステム」は、良質なコンテンツなくしては成立しません。そのため、ウィズコロナ時における政

府によるエンターテインメント産業への適切な補償やポストコロナ時代における音楽作品の海外展開の促進など、クリエイターへの適切な対価還元の実現を第一にした「クリエイターが持続的にコンテンツを創作できる環境」の整備、「クリエイターへの適切な対価還元が実現する方策」を早急に進めることが重要です。

(B 2) 模倣品・海賊版対策の強化

意見 6 「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」に基づく取組を着実に進めつつ、対策の実効性をより高めるためにサイトブロッキングの法制化についても検討を進めるべきです。

(1) 2019年10月18日付で公表された「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」のうち、第2段階である「リーチサイト対策」及び「ダウンロード違法化」については、2020年10月1日及び2021年1月1日にそれぞれ改正法が施行されました。

(2) 「リーチサイト対策」については、海外のリーチサイトへの対策をより一層強化するため、第3段階であるサイトブロッキングの法制化についても検討を進めるべきです。

(3) また、残る工程のうち、短期的には「広告出稿の抑制」が、長期的には「著作権教育・意識啓発」が特に重要であると考えます。

(4) 「広告出稿の抑制」について、サイトの主な収入源である広告料を遮断することの重要性は論を俟ちません。しかしながら、違法なサイト等への広告出稿においては、出向・配信に関与している広告関連事業者の特定ができない場合、適切な対策が行えません。そのため、表示される広告と共に、配信・出向に関与している事業者名を何らかの方法で表示する義務を新たに設けるなど、関連事業者名の特定を容易にするための対応が求められます。

(5) 「著作権教育・意識啓発」においては、2021年1月1日施行の改正法附則第2条に基づき、各種取組（令和3年2月3日開催「文化審議会著作権分科会」第60回参考資料4）が実施されることとなっていますが、単に海賊版サイト等を利用しないよう呼びかけるだけでなく、創作者に適正な対価を還元することの意義を学齢期の早い段階から周知徹底していくことが望されます。

(6) また、第2段階の法制度整備が完了したことにより新たなフェーズに突入していることから、工程表の速やかな更新と取組の強化（知的財産推進計画2020（65頁））が望されます。

(7) 音楽の分野においては違法な音楽アプリにより甚大な被害が生じています。このようなアプリに対しては「あの音楽アプリは、もう違法。」<https://www.noinfringingapp.jp/>を開設するなどしてユーザーへの注意喚起などが行われていますが、このような取組は、既に違法なアプリが世の中に出回っているという状況の下で行われているため、その効果にも限界があります。この問題を根源的に解決するためには、違法アプリが配信されることを未然に防ぎ、仮に配信されてしまったとしても早急に配信が停止されるという仕組みの構築が必要です。そのためには、配信元であるアピリストアによる、アプリ配信前の事前審査の強化、アプリが違法であることが判明した場合のアプリ開発者の連絡先開示等の対応が求められます。

法人・団体名
10. 一般社団法人日本自動車工業会
意見の分野
—
意見
「知的財産推進計画 2021」の策定に向けた意見募集に対する意見
●差止請求権の在り方について
移動体通信規格に関する標準規格必須特許（SEP）について見られるように、完成品の中のごく?部に過ぎない機能について何万件、何十万件という特許が存在するような状況は現?の特許制度が本来想定していなかった事態と考えられる。こうした状況において、そのうち1件でも侵害があれば完成品を差し止めることが

できるというのは硬直的に過ぎ、むしろ産業の発達を阻害する恐れがあるものと考える。

産業への発達の寄与という特許法の立法趣旨に鑑みると、今日、権利侵害時の救済制度について見直すことが有用と考える。アップルVSサムソン事件で知財高裁が権利濫用を理由として差止請求権の制限を認めたことは大きな指針になるものの、予見可能性を高めるためにも特許法で差止請求権が認められる条件または認められない条件の明文化を検討することが必要と考える。

●標準規格必須特許のライセンスの在り方について

IoTの普及・発展を促すためには、標準規格必須特許(SEP)のライセンスが抱える問題について早急な立法・行政による対策が必要である。すなわち、

- (1) サプライチェーンの上流・下流にこだわらず希望する SEP 実施者には消尽可能な完全なライセンスが与えられるべきこと（いわゆる「License to all」の考え方）
- (2) ロイヤルティ算定のベースとしては最終製品中の「最小販売特許実施単位」が用いられるべきこと
- (3) 過重なロイヤルティの積み上げ（ロイヤルティスタック）を防ぐため当該標準全体でのロイヤルティ上限を設定する「トップダウンアプローチ」が用いられるべきこと
- (4) SEP の価値の評価にあたっては、標準技術という付加価値は考慮に入れず、一つの特許発明としての技術的価値に基づいて評価されるべきこと

等につき、速やかに明確化されることを求めたい。

社会・消費者の利益という観点からも、ライセンスを希望するサプライチェーン上流の SEP 実施者（部品メーカー）へのライセンスを拒絶する行為は、上述(1)から(4)等のライセンスの在り方や当該 SEP 実施者自身の特許活用による費用削減や競争力強化等の企業努力の機会を当該 SEP 実施者から奪い、避けられたはずのコストを最終的に消費者に負わせることになりかねず消費者の利益も損なう恐れがあるものと考えるため、是正が必要と考える。

法人・団体名	
11. 一般社団法人日本民間放送連盟	
意見の分野	
(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの	
意見	
1. コンテンツの海外展開の推進について	
<p>新型コロナウイルス感染拡大により、インバウンド関連を含む多くの産業が打撃を受ける中、日本の文化や地域産品の魅力などを海外に効果的に発信することができ、文化・経済の両面での寄与が期待できる放送コンテンツの役割はいっそう増している。ポストコロナ時代を見据え、日本への関心や需要を維持・喚起し、さらなる“日本ファン”的拡大につなげるため、放送コンテンツの海外展開に対し、今後も国による安定的かつ継続的な財政的支援をお願いしたい。特に、対面でのリアルな展開の機会が制限される中、オンラインやリモートなど新しい形態での取り組みについても柔軟かつ十分な支援がなされるよう要望する。</p>	
<p>放送コンテンツの海外展開については、近年、各省庁の振興予算が措置され、省庁間の連携が進むなど、大きく進展しているが、より実効性を高めるため、海外展開において実績のある民間組織との連携や支援についても推進するよう要望する。</p>	
2. 権利処理の円滑化に向けた集中管理の促進等について	
<p>放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する著作権法改正が検討されているが、制度改正後の運用上の手続きが簡便で使いやすく、配信サービスの実情を踏まえて権利処理円滑化の実</p>	

効性を担保するものになるよう策定されたい。また、制度改正後も継続的にフォローアップを行い、必要に応じてさらなる検討・措置を行うことを要望する。

新型コロナウイルス感染拡大によるライフスタイルの変化に伴い、コンテンツの需要が増大し、民間放送事業者はインターネット配信や海外展開などの二次展開にさらに積極的に取り組むことが求められている。時代の変化に合わせたビジネスやコンテンツ需要に資する施策の継続的な検討を要望する。

デジタル時代のコンテンツ流通・活用のさらなる促進に向け、△コンテンツの権利情報の集約、△著作権等管理事業者による権利の集中管理の促進、△不明権利者の権利処理に関する手続きの負担軽減は、引き続き重要な課題である。拡大集中許諾制度など新たな制度や著作権等管理事業法などの既存の制度も含め、管理事業を行う者が、積極的に権利処理の円滑化に向けた集中管理の担い手となるような制度作りを推進されたい。

官民で実証実験に取り組んでいる音楽著作物、レコード、レコード実演分野を中心としたデータベースについては、利用者のニーズを的確に把握したうえで、早期に実用化されたい。

3. 放送コンテンツ等の違法配信への対応について

放送コンテンツに限らず、コンテンツの違法配信対策を実効的に進めるうえでは、△コンテンツ・プラットフォーム事業者やプロバイダを始めとするインターネット関連事業者の積極的で主体的な協力、△被害者である権利者側の過度の人的・経済的負担の軽減と解消、△コンテンツの利用者や国民の理解の醸成が欠かせない。また、海賊版対策に関する施策においては、コンテンツの提供方法の有償・無償の別で保護の要否を判断することのないよう求める。

特に海外のサーバーやウェブサイトから日本に向けた違法配信については、発信国との間で検査機関や外交ルートの連携を進め、国家間レベルでの解決を推進されたい。国内においても、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」に基づく取り組みについて、各種対策の効果を検証し、侵害対策に強い団体との連携を強化し、実行力を高めることを要望する。

4. WIPO「放送機関の保護に関する条約」への対応について

世界知的所有権機関（WIPO）が所掌する著作権分野の条約における放送事業者の保護は、「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」が前提とした1950年代の水準に据え置かれ、デジタル・インターネット時代に整合していないため、WIPOが現在検討している「放送機関の保護に関する条約」は国際的な放送コンテンツの違法配信への対応に不可欠である。第59回WIPO加盟国総会（2019年9月30日～10月9日）では、重要事項に関して加盟国がコンセンサスに至ることを条件に、2020年または2021年の2年間の間に「放送機関の保護に関する条約」締結のための外交会議を開催することを目指すとされている。新型コロナウイルス感染拡大の影響によりWIPOでの議論が停滞しているが、早期の条約成立に向け、日本政府においては加盟国のコンセンサス形成に積極的に尽力されたい。

5. クリエーターや権利者への適切な対価還元について

文化審議会著作権分科会では、クリエーターへ適切な対価を還元し、コンテンツの再生産につなげるための新たな対価還元策が検討されているが、私的録音録画補償金制度に代わる新たな制度創設までの措置として、実態に応じた対象機器等の特定をはじめ、本制度の実効性確保に向けた早期の見直し実施を要望する。

6. アーカイブの利活用について

放送分野のアーカイブの利活用の促進や他のアーカイブとの連携については、引き続き放送事業者および関係権利者の意見を十分に踏まえ、慎重に検討することを要望する。

7. 知財マネジメント教育、著作権教育の推進について

知財マネジメント人材の育成は、特許・意匠・商標といった産業財産権分野だけでなく、著作権分野においても重要である。また、2021年4月から授業目的公衆送信補償金制度の有償での本格運用が開始される

ことを受け、教育の現場において授業を担当する者と、生徒・学生の双方に対して著作権教育を強化とともに、民間における著作権マネジメント人材の育成支援など、幅広く柔軟な方策を推進されたい。

法人・団体名
12. 一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン
意見の分野
(B2) 模倣品・海賊版対策の強化
意見
<p>《要旨》</p> <p>現在ご検討頂いている商標権侵害物品の輸入の規制を実現して頂きたい。又、特定商取引法の運用強化及びなりすましECサイト対策を実施して頂きたい。国内取締りや水際対策に必要な方針や運用の見直しをして頂き、より円滑且つ迅速に効果的な結果が得られるようにして頂きたい。権利者による侵害に関わる情報収集及び被害回復がしやすい環境やインターネットの法律的な環境を整備するとともに、消費者に対して適正な啓発活動を実施して頂きたい。</p> <p>《全文》</p> <p><u>I) 商標権侵害物品の個人使用目的での輸入の規制について</u></p> <p>海外サイトや、国内サイト（オークション、フリマアプリ、ショッピング・モール）を通じて、国内に向けて商標権侵害物品が多量に販売されている状況が続いている。弊法人が日本の主要C2Cサイト（オークション、フリマアプリ）に対して伝達した権利者からの商標権侵害物品販売に関する情報についての削除依頼数（送信防止措置の依頼数）は、2020年は67万件であった。</p> <p>状況が改善されない原因のひとつと考えられるのは、日本が商標権侵害物品の個人使用目的の所持や輸入・購入を規制していない事である。米国や欧州が何らかの手当をしているなかで、国外から日本へ商標権侵害物品を販売することや購入することも何らの問題もないという事実は、国外の販売者を増長させ、それと承知で購入する消費者を増加させ、真正品を購入したい消費者を巻き込み、税関業務に多大なる負担を強い、税金を浪費させ、インターネット・プラットフォーム事業者や商標権者をその対策に奔走させる。海外の侵害物品販売業者のみが得をして、真正品の取引を求める日本国内の消費者及び事業者並びに関連各省庁には何らの利益をもたらさないものである。</p> <p>昨年開催された「産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会」にて「模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性について」のご討議を頂き、海外の事業者を侵害主体とし、海外の事業者が国内の者に商標権侵害物品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害行為と位置づけるとの方向で検討するとして頂いた事に感謝をさせて頂きたい。</p> <p>海外事業者の行為を商標権侵害行為と位置づける方向で商標権侵害物品の輸入を規制することは、輸入者側の輸入目的という主観的事情に関わりなく商標権侵害物品の輸入を差し止めることができるという側面を有し、近時の欧州連合司法裁判所の判決に基づくEU税関の運用とも歩調を合わせたものでもあって国際的調和の観点からも望ましいともいえ、商標権侵害物品の輸入の抑止には極めて有効であると思料する。</p> <p>以下、前記した規制の実施にあたって、消費者保護の観点から留意すべきと考える事項を記載する（なお規制の運用にあたって留意すべき事項については後述する）。</p> <p>海外事業者の行為を商標権侵害行為とした場合でも、実際に輸入差止めの効果が及ぶのは国内に所在する輸入者であって、電子商取引を利用して商品を購入した消費者への影響も少なからずあると考える。商品が海外から送付されることを知らずに電子商取引を利用する消費者も少なくないことから、輸入規制の導入にあたっては、海外から送付される商標権侵害物品は、商標権侵害物品であることを知っていたか否かを問わず規制の対象となることを事前に充分周知しておく必要があると考える（例えば、電子商取引のプラットフォームにおいて、購入前に警告を表示するといった方法）。又、海外からの送付であること、更には商標権侵害物品であることを知らずに購入した消費者について、これを救済し、経済的な損失をなるべく被らないよう</p>

にするための方策についても考慮する必要があると思われる所以ご検討を頂きたい（例えば、「国民生活センター 越境消費者センター」の存在やその活動についての広報、電子商取引のプラットフォームが運営する取引保全サービスやクレジット・カード運営会社による販売者に対する支払の停止機能を活用するといった方法が考えられる）。

当該規制の一日でも早い実現を願っている事を申し添える。

II) 特定商取引法の運用強化について

外資系の国内 B2C サイト（ショッピング・モール）では、特定商取引法の行政規制である表示義務を遵守していない販売者が未だに相当数確認できる。プラットフォーム事業者各自の社内基準によってある程度の出品者確認は実施されていると理解しているが、プラットフォーム事業者自身が販売している物品も混在し、販売をするものが誰なのか注意を払わないと認識できない、特定商取引法に基づく表記がわかりにくい箇所にある、どうにか当該の表記に行き着いても、アルファベットを連記しただけの不正確な中国と思われる住所表記が散見される等、他の国内 B2C サイトと比較した場合、同じ B2C とは言い難い好ましくない状況が依然として確認できる。

又、C2C サイト（オークションやフリマアプリ）では、利便性や匿名性に重きがおかれて過ぎる傾向があり、結果として、悪質な商標権侵害物品販売業者が連絡先等を表記することなく商売することができる市場を発生させている。

プラットフォーム事業者の法的責任の範囲や法律の適用除外等の議論は別としても、誰が販売をしているのか消費者が承知する事ができないもしくはしにくい市場がある事が望ましくない事は明白であり、その市場を管理するプラットフォーム事業者が少なくともこれを是正する社会的な義務を利用者に対して負っているとの理解をすべきであり、プラットフォーム事業者もそのことには異論はないものと推測する。

プラットフォーム事業者は、出品者の本人確認を適切に行っており、商標権侵害物品を販売させないためのシステムを構築している等の主張をすると思料するが、身元を偽った者の商標権侵害物品の販売が横行している事実が、本人確認の方法として現在行われている SMS の送付やクレジット・カード番号の登録、身分証明書のコピーの提出等では不十分であることを物語っている。

又、プラットフォーム事業者は、C2C サイトの販売者は、個人即ち消費者が中心であり、その側面を踏まえて対策を検討すべきとも主張するかもしれないが、身元を偽った業者が多量の商標権侵害物品を出品しているのが実態として存在しており、やはり対策の検討が必要であると思料する。

各々のプラットフォーム事業者がその運営するプラットフォームに合わせ、販売者を登録する際においての本人確認事項やその方法、それによって得られた情報を特定商取引法に基づく適正な表示に結びつける方法等の検討・実施を促すなどして特定商取引法の運用を強化すべきだと思料する。

消費者庁の「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」では、多方面から市場の正常化についてのご検討を頂いていると理解するが、商品の真贋に関わる情報がなくても実現可能である「特定商取引法の運用を強化」については特にご留意を頂き、これを実施して頂きたいたと考えている。

III) なりすまし EC サイト対策について

なりすまし EC サイト（「商標権侵害物品販売サイト」、「詐欺サイト」、「偽サイト」を総称して「なりすまし EC サイト」という）で、商標権侵害物品を購入してしまった、代金を銀行に振り込んでしまった、クレジット・カード情報を盗まれてしまった等の消費者被害の事例が依然として多いと認識している。なりすまし EC サイトは、海外サーバーを利用しているものが殆どであるため、これへの対応は、時間と労力を要する上に、十分な結果を得るのは困難と言わざるを得ない。

このような状況に鑑み、以下の 7 点についてご検討をお願いしたい。

- インターネット上のなりすまし EC サイトの送信情報を違法情報とする事
- インターネット上のなりすまし EC サイトへのアクセスをブロッキングする事
- 検索サイトの検索結果からなりすまし EC サイトを排除する事

- スマートフォンでの被害防止策を実施する事
- 商標権侵害物品販売サイト等が使用する銀行口座凍結を制度化する事
- 中国政府に対しての摘発強化の働きかけをする事
- 商標権侵害物品が税関で差し止められる事についての周知活動をする事

A)なりすまし EC サイトの送信情報を違法情報とする事

権利者からの商標権侵害に基づく送信防止措置依頼のみで、なりすまし EC サイトに対処する事には限界がある。例えば、商標権侵害物品販売サイトでは、一つのサイトで複数のブランドが取り扱われているため、全ての情報について送信防止措置を執ってもらうためには関係する権利者全てが依頼する必要があるが、これをする事は現実的に不可能となる。

従って、警察機関、警察外郭団体、権利者団体のいずれかから、一つのサイト全体について、違法情報に係わるとの理由で一括して送信防止措置を依頼できるようにする事は対処の効率を上げるという点で理にかなっていると考える。

この件について、ご検討を頂きたい。

B)なりすまし EC サイトへのアクセスをブロッキングする事

商標権者及び消費者保護の観点から、なりすまし EC サイトへのアクセスをブロッキングする事についてご検討を頂きたい。

ホスティングサーバやミラーリングサーバの所在する場所が世界各国に分散している事やサーバの変更やドメインの取り直しが比較的容易である事に鑑みると、決定的な手段は存在しない。ブロッキングは、追加する方策として不完全ながら有効であると考える。

C)検索結果からなりすまし EC サイトの情報を排除する事

検索エンジンサイトの検索結果から商標権侵害物品販売サイト等の情報を排除して頂きたい。

権利者が検索エンジンサイトに申し出をすれば、著作権侵害に関わるサイトの情報を削除してくれるところもある（現状では著作権のみであり、商標権に関わる情報は、削除に応じていない）が、あくまで検索サイトの独自判断によるもので日本の法令による規制の結果ではない。

検索結果情報の下に利用者に対して「警告」と表示するなども一つの排除方法であろうと考えるが、いずれにしても検索エンジンの運営者が適切な規制措置をとる事ができるような何らかの法的根拠の手当をして頂ければと思量する。

D)スマートフォンでの被害防止策を実施する事

スマートフォン及び SNS が普及されるにつれ、それによるなりすまし EC サイトの被害が拡大している。

SNS で広告を出し、当該サイトに誘導するという手口が横行しており、権利者も SNS の監視を強めるなどの対策を実施しているが、SNS は一般に模倣品の検索がしづらいという難点があり、又、SNS から対話アプリ等に誘導して取引が行われると、そもそも権利者（及び対話アプリ運営者）が監視することが不可能になるという問題がある。

この点、関係機関が実施されている対策の内、アンチウィルス及びブラウザでの警告表示がスマートフォンでの被害防止にも有効だと思われる所以これを継続して頂きたい。

E)商標権侵害物品販売サイト等が使用する銀行口座凍結を制度化する事

なりすまし EC サイトでは、売買代金の支払先として依然として銀行口座が多く使用されている。

詐欺については銀行口座を凍結する等の法律が整備されているものと理解しているが、商標法違反行為の被害についても同様に法律の整備をすることについてについてご考察を頂きたい。

F)中国政府に対しての摘発強化の働きかけをする事

販売される商標権侵害物品の殆どが中国から発送されている事から、発生源であるところの中国に対して、

侵害品販売等の摘発をより一層強化してもらう働きかけをするべきだと考える。

なりすましECサイトが日本語で記載されている事から、中国サイドからでは被害の実態や事実を把握するのは困難であるとの前提で、なりすましECサイト対策としては日本の取締当局との連携を模索すべきだと思量する。

又、中国から発送される商標権侵害物品の貨物は、そのほとんどが発送者（仕出人）の住所氏名が虚偽や記載不備もしくは判読不能である。中国に対して上記の事実を通知したうえで、貨物引き受けの際に身元確認を実施するように働きかけをして頂きたい。

G) 商標権侵害物品が税関で差し止められる事の周知活動をする事

消費者保護の観点から、「模倣品の越境取引に関する商標法上の規制」を実施するにあたっては、商標権侵害物品が差し止められる可能性の周知は、いよいよ重要となると考えるが、特許庁はもとより、消費者庁、国民生活センター、日本郵便、各インターネット通販サイト等のウェブサイトにおいてこれを行えば、購入者に慎重な行動を促す事が期待できると考えるので、この件についてご検討頂きたい。

IV) 国内取締について

A) 事件の結果の通知について

刑事事件において、権利者が鑑定を行った後、事件がどのような結果に至ったのかわからない事が多い。折角取り締まって頂けるのだから権利者としても結果が知りたいところであるという心情的な側面と、権利者は企業であり企業である限りは活動した事についての結果を数値で得られなければならないという現実的側面をご理解頂き上記した内容の通知についてご考察頂きたい。

例えば、警察より事件を検察に送致した際に、担当検事の連絡先だけでも通知して頂けると助かるのでご検討を頂きたい。

B) 刑事事件の摘発について

刑事事件が商標権侵害物品の販売が継続している事案に偏っていると感じる。商標権侵害物品の販売が継続されている事案については、販売が継続されているという点において悪質であり、それ以上の商標権侵害物品の販売を抑止するという意味でその摘発に意義があるという事に異論はない。しかし、商標権侵害物品の販売を既に止めている場合でも販売数量や方法から悪質である事案も存在するし、刑事事件の偏りが世間の知るところになれば多量に販売して逃げるという事案が多発しかねないと懸念している。

については、商標権侵害物品の販売を既に止めている事案についても積極的に摘発をして頂きたい。

又、警察による捜査は、輸入/仕入れ元に重点が置かれる傾向があるが、権利者としては販売事実の詳細を知ることにより被害状況を把握できるので、事案に応じて、個人も含む販売先についての捜査についても実施して頂きたい。

C) 検察における商標法被疑事件の研鑽/専門家の意見聴取について

警察に積極的に摘発をすすめて頂いている現状、検察にて対処頂く商標法違反被疑事件の件数は膨大であると存じ感謝しているところであるが、併し、同事件に不慣れな担当者が対応される事が多くなったのか、昨今、警察経由もしくは検察から直接頂くご質問の内容に疑問を抱かざるを得ない事柄が多くなってきている。

例えば、判例でも確立されている商標の類似判断（外観・称呼・観念の共通性、要部判断）の内、称呼類似や要部類似についてご説明をしても、更には、特許庁の判断が添えられている場合に於いても、そのような類似は認められないとの判断がなされる場合もある。

法律の運用として、大多数が認める学説・多数存在する判例を考慮しないというのはあり得ない事であるので、この方面について精通されていないが故との理解をしている。

又、例えば、偽造品のアクセサリーが台紙に留められており、アクセサリー本体にはブランド名の表示がなく台紙に表示されている場合に、台紙は商品とは別なのでアクセサリーにおけるブランド名の商標の使用と

は認めないと判断がなされた場合もあるが、何をもって商品というかは取引の実情を前提とすべきであるから、台紙は商品と一体のものとみなすべきことは商標法の観点からは当然であるといえる。知的財産高等裁判所や裁判所知財部の裁判官のような専門家ではない検察のご担当者にとって、商標法は、常日頃研鑽を積まれている分野ではないのは当然であると考えるので、何らかの形で同法を含めた知的財産権諸法（不正競争防止法を含む）についての研修の機会や専門家の意見を聞ける仕組みを設ける事についてご一考頂きたい。

V) 水際対策について

A) 商標権侵害物品の輸入規制に関する商標法の改正について

商標権侵害物品の輸入規制に関する商標法の改正に伴い、水際対策に関する法令等についての見直しもされていくものと推察する。

その際に以下の事についてご留意を頂きたい。

—海外事業者から国内の者に対する商標権侵害物品の直接送付であっても、仕出人（差出人）は個人名義となっていることが多いという実態がある。現に、認定手続において、輸入者がオンラインマーケットプレイスを通じて購入したと述べているが仕出人（差出人）は個人名義であったという例は珍しくない。仮に、仕出人（差出人）が法人・会社である場合に限って輸入規制の対象とすることとなれば、海外事業者が仕出人（差出人）を個人名義として商標権侵害物品を発送することにより、規制を空洞化させることが容易に予想される。したがって、海外事業者の行為に着目した商標権侵害物品の輸入規制を実効化あらしめるためには、海外事業者について、単に法人・会社にとどまらず個人事業者やなりすましも広く包摂できるような定義づけを行うことや（例えば、個人名義で同時に多数の輸入者に対して輸出しているような場合は事業者とみなす、等）、輸入者の側において仕出人（差出人）との個人的関係（親族、友人等）が証明できない場合は海外事業者とみなすことができるようとする手当てが必要だと考える。

—個人名義の輸入者には、1) 他人の名義を冒用ないし借用して個人になりました輸入業者、2) 輸入業者ではないが業として輸入している個人、3) 真に個人使用目的で輸入している個人がいると考えられる。この点、1) は「業として」の解釈で現行法上でも規制可能であると考えられるが、実務的には、権利者・輸入者の提出する証拠・意見のみから判断せざるを得ない税関にとって、なりすましであると判断するのは容易ではないため、1) も含めて規制できるような仕組みにすべきであると考える。ちなみに、1) に相当する事案として、これまで、a. 輸入代行業者が他人の身分証明書（の写し）を何らかの方法で入手し、同人の名義で商標権侵害物品の輸入を企て、輸入が差し止められた際に当該身分証明書（の写し）を添えて同人の名義で輸入者異議を申し立てた事案や、b. 多数の個人を雇い、各人に少量の商標権侵害物品を輸入させ、輸入が差し止められた際、各人に「友人から貰ったものである」等の理由で輸入者異議を申し立てさせる事案が実際に発生している。いずれも、異議の内容が具体性に欠けており、疑義貨物の出所の詳細や輸入の詳しい経緯の説明を求めても答えないことから個人輸入を装った業としての輸入であることが推測されるところではあるが、今般の商標権侵害物品の輸入規制に関する商標法の改正の結果、かかる事案を取りこぼすことがないことを切に望む次第である。

なお、a. の事案は輸入者の本人確認を行うことによりある程度防止できると考えられ、又 b. の事案は、故意による商標権侵害物品の輸入を幇助すると輸入した個人も商標法違反として刑事罰に処せられる可能性があることを周知するといった対策を講じることが考えられるので、今般の改正と併せて検討して頂きたい。

B) 認定手続について

以下の6項目につきご検討を頂きたい。

a) 海外の商標権侵害物品販売者が輸送手段として国際郵便（EMS、eパケット）を多用している事は税関発表の統計からも明らかであるものの、インターネット販売についての調査によれば、中国資本が運営する国際宅配便の利用も増加していると認識している。については、国際宅配便に対する検査態勢を強化して頂きたい。

b) 国際郵便においては、かなりの場合、仕出人（差出人）の住所・氏名（名称）は、虚偽であったり記載不備もしくは判読不能とされているが、権利者からすれば、送り状そのものから読み取れる情報もあり、そのような情報は疑義貨物が輸入してはならない貨物に該当するかどうかの調査に役立ち得るので、送り状の写真を認定手続開始通知書に添付する等して頂けるとありがたい。

これにより、手書きのことも多い仕出人（差出人）の住所・氏名（名称）を判読するための税関職員の負担を大幅に軽減する事ができ、また認定手続開始通知書に記載される情報がより正確なものとなると考える。又、輸入者の住所についての記載も、私書箱センター、架空の住所、民泊施設等、輸入者の真の住所ではない事も多く、疑義貨物が輸入してはならない貨物に該当するかどうかを調査するにあたり、認定手続開始通知書に記載された情報が役に立たない事が多い。送り状記載の電話番号は、輸入者が税関と連絡を取るために真正なものである事が多いと考えられるので、認定手続開始通知書に記載して頂きたい。

又、昨今、日本に住所を持たない輸入者が、税関事務管理人を通じて輸入申告する例が散見されるが、この場合、認定手続開始通知書には日本国外の輸入者（仕出人と同一であることが多い）の情報のみが記載され、真の輸入者の情報は記載されない。同様に、日本国内の輸入代行業者を利用して輸入する場合や、オンラインプラットフォームの配送センターを仕向地として利用する場合も、真の輸入者の情報は認定手続開始通知書に記載されない。認定手続開始通知書には、輸入申告書上の輸入者が機械的に記載されているものであることは承知しているが、商標権侵害物品の輸入に関しては、真の輸入者が税関事務管理人・輸入代行業者・オンラインプラットフォームの配送センターを隠れみのにしていることは疑いない。税関におかれでは、商標権侵害物品の輸入を繰り返す悪質な輸入者については、犯則事件等の厳格な措置をもって臨んでおられるものと承知しているが、このように税関事務管理人・輸入代行業者を利用して商標権侵害物品の輸入を繰り返している輸入者についても、把握し対処することが可能であるのか懸念されるところである。商標権者としても、真の輸入者が誰であるのかは、商標権侵害物品該当性の判断に関わる重要な情報と思料するので、認定手続開始通知書に真の輸入者の情報を記載することをご検討いただきたい。

更に、商品そのものの真贋は判断しかねる商品（例えは雑誌の付録、販促用の景品、等）についても、輸入者が誰であるかによって商標権侵害物品であると判断できる場合がある。税関の守秘義務との調整が必要であることは理解しているが、認定手続開始前の輸入者情報の開示についてもご検討頂きたい。

c) 税関では、送り状に記載されている輸入者の個人情報及び意見書提出の際に輸入者が通知してくる個人情報についてこれを集積されているものと理解している。また、輸入者に対して意見書に輸入者本人を特定する情報を記載するように促し、これも集積して頂いているとも理解している。

上記の情報の集積は、「個人使用目的」と称して商標権侵害物品の輸入を継続的に行う悪質業者を見いだすために有効であると考えるので、是非、継続する事をお願いしたい。

d) 認定手続期間中の意見書提出が必ずしも効率的とはいえないという問題が発生している。輸入者に素人が多いためなのか、法律的に無意味なものや思いつきで纏めずに複数の意見書を五月雨式に提出してくる等の事がある。原則として双方当事者が交互に準備書面を提出する訴訟手続と異なり、認定手続においては相手方の書面を待たずに意見を述べる事が往々にして行われるため、権利者が提出した意見書を見る前に輸入者が追加の意見書を提出する事があり、税関及び権利者においてこれに一々対応しているために煩雑な状況が発生するものと思われる。このような無駄を省く手続の進め方について検討して頂きたい。

例えば、単に「個人使用です」、「通関を希望します」としか書かれていらない輸入者意見書が多く見受けられるが、権利者は、このような意見書について反論する事から手続対応を開始しなければならなくなっている。むしろ、このような意見書しか提出されない場合、権利者の意見を求めるまでもなく侵害認定がなされてもよいのではないかと思料するが、それでは素人の輸入者にとって酷だというのであれば、まず輸入者に対し、これ以上意見が無いのであれば、認定手続開始通知書（輸入者用）の裏面の記載に従って具体的に主張していないので侵害認定する旨を連絡して頂き、第一段階目のやりとり、すなわち、主張自体が失当と思われる意見書に対する反論の作業が発生しないようにして頂きたい。又、a. 疑義貨物の真正性の立証責任は輸入者にあること、及び b. 疑義貨物は業として輸入されるものでないことの立証責任は輸入者にあることについて、輸入者の中には権利者に立証責任があると誤解しているものも見られるので、今般の商標権侵害物品の輸入規制に関する商標法の改正を機会として、改めて、a. b. を消費者や輸入者に周知して頂きたい。

e) NACCS を使用した汎用申請での意見書（証拠）の提出ができるようになったことから証拠・意見の提出期限を遵守しやすくなり、証拠・意見の提出の電子化についての措置をお執り頂いた事に感謝しているところであるが、今回のコロナ禍に鑑み、システム改変の際、認定手続開始書その他の税関からの通知を権利者に電子データで通知する事など、同システムが利用できる範囲を広げる事について検討して頂きたい。

新型コロナの感染拡大防止の観点から権利者においてもリモート勤務が推奨されているという実情に鑑みると、税関からの通知が郵便のみによってなされるというのは、認定手続の進行にあたって重大な支障となりかねない。この点、税関におかれでは、昨年4月の緊急事態宣言中、通知書原本は原則通り郵送するものの、PDFによる写しを権利者担当者に電子メールで送信するという柔軟な対応をお取りいただいたことに感謝しているが、通知書の郵送と PDF の電子メール送信の間に若干のタイムラグがあつたため、証拠・意見の

提出期限を超過する危険があったことから、やはり一時的な措置ではない電子データによる通知書の送信について是非ご検討頂きたい。

f) ホログラム用のいわゆるビューワー等を除き、権利者が、疑義貨物の真贋を判断するために対応する機器(ハードウェア・ソフトウェア)を税関に提供する事について、現在は、保管スペースや管理責任の問題から、原則として受け入れは難しいというのが税関の立場であると理解している。この点、米国においてはそのような機器の寄付の受け入れに関する規定がおかかれているようである(Trade Facilitation and Trade Enforcement Act (2015年) セクション 308(d)、19 Code of Federal Regulations 133.61)。差止対象物品の種類によっては、そのような機器の導入により、税関における検査の効率化・簡便化が図れる場合もあると思料するので、機器の受け入れについてご検討頂きたい。

又、予算上の問題等があると理解するが、汎用技術に今後なり得るとの考慮をもとに、税関での非接触タグの読み取り機や、QRコード読み取りのためのスマートフォン導入についてもご考察頂きたい。

g) 輸入者から個人使用を理由に争う旨の申し出があった場合において、偽造品ではあるが業としての輸入ではないとして非侵害の認定がなされる際の判断基準が必ずしも明確ではないと感じられることがある。もちろん税関が、輸入者・権利者が提出した証拠・意見を総合的に考慮して判断していることは承知しているが、例えば、同じ税関において、複数の輸入者(個人)が、同じ仕出人(差出人)から、同一の商品を同一の数量輸入し、いずれも同一の送り状を証拠として提出したにもかかわらず、一方は侵害、他方は非侵害と認定されることがあり、権利者としては何故結論が分かれたのか理解しかねるところである。具体的な判断理由を開示することは難しいのかもしれないが、認定処分は再調査の請求の対象にもなっている以上、判断基準に一貫性があると感じられるような認定がなされるよう引き続きご尽力頂きたい。

C) 輸入差止申立について

本年1月より、輸入差止申立書についての押印や代表者の記載を廃止するなどして頂き、より申請手続がしやすいようにとのご配慮を頂いていることについて感謝を申し上げると共に、進めて頂いている輸入差止申立の添付資料の侵害疎明の更なる簡素化等を引き続きお願いできればと希望していることを申し添える。

又、輸入差止申立及び既に受理されている輸入差止申立に権利・商品を追加する手続の更なる簡素化をご検討頂きたい。例えば、輸入差止申立に類似する商標を追加しようとすると、侵害疎明の資料からの提出を求められるが、申立に関わる商標と追加の商標の類似が自明な場合(なにをもって自明とするのか等線引きの難しい面もある事は理解している)、その必要はないようと思われる。申請内容の更新が適時・的確にされやすくなるよう今一度ご考察を頂きたい。

更に、組織改編等により同一ブランドグループ内で商標権者が変更となった場合、包括承継に準じて、新規に輸入差止申立を行わずに申立を承継できる簡易な手続を認めて頂けるとありがたい。

代理人により輸入差止申立を行う場合、輸入差止申立書に権利者からの委任状を添付することが求められるが、委任状の署名者の役職についての審査が厳格すぎるのではないかと思われる。権限のない者がわざわざ委任状に署名して申立てを依頼するという事態は通常想定し得ないので、柔軟にご対応頂くことをご検討頂きたい。

D) 事件の結果の通知について

刑事事件と同様に犯則事件において、権利者が鑑定を行った後、権利者から問い合わせないと事件対処がどのように進展しているのかわからない事が多い。

守秘義務の制約がある事は承知しているが、折角摘発して頂けるのだから権利者としても結果が知りたいところであるという心情的な側面と、権利者は企業であり、企業である限りは活動した事についての結果を数値で得られなければならないという現実的な側面をご理解頂き、権利者を権利侵害された被害者と位置づけた上で、税関から権利者への事件結果通知の実施の可能性についてご考察頂きたい。

E) 識別研修について

一回場に複数権利者が集まり、権利者と税関職員の方が複数のグループに分かれて講義を行うブース式の研修を採用して頂いた結果、より多くの権利者が識別研修を実施できるようになったことに深く感謝している。税関での識別研修の実施を希望する権利者が年々増加している事に鑑み、引き続き研修機会の増加を進めて頂けるとありがたい。

又、昨年3月以降、新型コロナの感染拡大防止の観点から識別研修は実施されないままになっている。このため、特に昨年7月の税関職員の人事異動以降、輸入差止の現場において識別ポイントの理解や疑義貨物の真贋判断に混乱が見られた。識別研修は、現場で真正品・侵害品の実物を実際に手に取って確かめることに最大の意義があることには異論がないが、新型コロナの収束にはまだ時間がかかることが見込まれ、県境をまたぐ移動も自粛が求められている現状、次善の策として、オンラインによる識別研修の実施も是非ご検討頂きたい。

VI) 立法について

A) 損害の回復について

法令もしくは利用規約に照らして銀行口座が凍結された場合、口座に残された残高については、現状では、詐欺の被害者のみが詐取された金額を基準に分配を得られる事になっており、商標権侵害物品の販売により被害を蒙った権利者が損害を回復する道は開かれていない。権利者が凍結口座から何らかの分配を受けられる方途をご検討頂きたい。

又、損害賠償請求訴訟において、これが認められても、職業的侵害者を相手とする場合、資産を隠匿しており、回収できる見込みが低い。民事執行法196条以下の財産開示手続は、実効性がなくあまり利用されていないと考えられる（なお、財産開示手続の実効性を担保すると共に第三者からの情報取得手続を定めた改正民事執行法が昨年4月から施行されたが、現時点では効果は不明である）ので、損害賠償の実効性が上がる仕組みを構築して頂きたい。

刑事事件手続での事になるが、被害者救済の一環として、商標法違反事件の被告に対しても、商標権者への損害賠償命令が出せるようにして頂ければよりありがたいと考えている。

B) 国際郵便について

国際郵便の実態は貨物を送る民間の国際宅配便と何ら変わりがない。にもかかわらず、郵便法に則って送り状には簡易な記載しか求められないようである。薬物・銃器・商標権侵害物品等輸入禁制品の輸入にも国際郵便が広く悪用されている事は、輸入差止実績において郵便物が占める割合を見れば自明である。国際郵便が違法行為に利用されるのを防止する対策を講じて頂きたい。

C) 商標法等について

商標権侵害においては、商標の同一または類似が要件となっているところ、商標の類似を判断するにあたっては、外観・称呼・観念いずれかが共通することを前提として、需要者において出所混同を生ずるほど両商標が相紛らわしいかを考慮することになる。このため、例えば、立体商標の刑事案件の事案で、登録立体商標を模倣していることは明らかであるにもかかわらず、被告人側が、「価格、材質、品質等の違いにより誤認混同のおそれはない」と主張をしてくる場合が多く、対応に苦慮する場合が多いと認識している。この点、混同のおそれをあまりに具体的に捉えすぎると、粗悪な模倣品の場合はほぼ混同のおそれはなく商標権侵害ではないという不当な結論に至ることになる。混同のおそれはあくまで抽象的なものと考えるべきである。

又、類似性の点で微妙ではあるが登録されると不適切な商標（例えばパロディ商標）は、商標法4条1項7号（公序良俗を害するおそれ）により登録を阻止できる可能性があるものの、同様の理由により権利侵害の場面においては権利者は救済を受けられない事となりやすい。

類似性については従来の判断基準からすると微妙な場合でも、他人の商標に依拠しておりフリーライドしている事が明らかな場合については、権利侵害が認められるような規定を商標法に設けて頂きたいと思量する。なお、不正競争防止法第2条第1項第2号は、事業者間の公正な競争を確保するため、他人の著名な商品等表示へのフリーライドを規制した規定であり、混同のおそれは要件とされていないものの、他人の著名な商品等表示と同一または類似の商品等表示を使用することが要件とされているので、商標法同様、類似性

の判断において混同のおそれが考慮されると、結果としてパロディ商標を使用した商品の販売のような本来同号で規制されるべき行為が規制できることになり不當である。不正競争防止法においても、事業者間の公正な競争を阻害するフリーライドについて、より実効性のある規制を設けて頂きたい。

更に、登録商標に「タイプ」及び「風」等の文言を付して使用する事が商標の使用にあたるとの判例と特許庁見解（平成17年2月「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」）に照らして、インターネットでの物販の表題等で前記のような記載をする事をプラットフォーム事業者及び権利者の合意に基づき、原則として、禁じてもらっている状況にあるが、フランス知的財産権法L713-2条では、「権利者の許諾なく次の行為を禁止する。(a)指定商品もしくは役務と商品もしくは役務について、例え、様式、風、系、イミテーション、タイプ、方式等の文言を付加しても、登録された標章を複製し使用し、もしくは付する行為、・・・後略・・・」として、法律によって前記の行為を禁じている。日本でも同様の趣旨での商標法の改正ができないかをご検討を頂きたい。

VII) 消費者啓発について

毎年、特許庁が消費者に対して商標権侵害物品を購入しないようにとのキャンペーンを実施して頂いている事に感謝している。

しかし、現行のキャンペーンがインターネットを利用したものに偏ってきていると思われるので、その効果を高めるべく、以前のようにテレビ、新聞、雑誌等の媒体も利用するようにして頂きたい。

又、その際に、消費者自身が商標権侵害物品を販売する機会が増えている事に鑑み、商標権侵害物品（偽造品、新品/中古品及び包装資材等の販売用度品を用いてのリメイク品/ハンドメイド品）を販売しないようにとの呼びかけも合わせて頂けると更にありがたい。

VIII) 司法機関（裁判所）について

本意見は、内閣府知的財産戦略推進事務局による意見募集に対して述べる意見であるので、三権分立の建前上、司法機関に対する意見を述べるのは適当ではないことは認識しているが、知的財産権訴訟の実務に関して裁判所に意見を述べる機会がないため、ここに意見を述べることをお許し頂きたい。

商標権侵害においては、損害賠償の算定根拠となる資料は侵害者が有している事が多く、文書提出命令等の手続を利用して、十分な資料が開示されない事が多い。又、そもそも侵害者がきちんとした記録を残していない事も多く、権利者が十分な損害賠償を受けられない事が多い。裁判所にあっては商標法39条で準用する特許法105条の3を活用して頂きたい。

又、大量の商標権侵害物品が長期間にわたって消費者に販売された場合、損害賠償請求訴訟においては一つ一つの売買行為（日にち、場所、当事者、商品、価格、侵害された商標等）を権利者が特定する立証責任を負うが、自身が行った売買ではないため、侵害者がきちんとした記録を残していない限り、そのような立証はほぼ不可能である。侵害者の反証がない限り一部の売買行為の証明をもって他也推定するといった、立証責任の軽減をお願いしたい。

更に、フランク三浦事件等の判決から、最近、知的財産高等裁判所はじめ裁判所による商標法4条1項15号の混同のおそれについての解釈が極端に狭いとの感を禁じ得ない。印象としてではあるが、裁判官は、自分だったら混同しないという基準で判断しているのだと考えられるが、混同のおそれは抽象的なものでよいはずで、余り狭く解釈すると、類似商標の登録を禁ずる4条1項11号とは別に15号を規定した趣旨が没却されると思量するので意見としてお聞き頂きたい。

IX) 入管について

税関で差し止められた貨物について、輸入者である在留外国人が、本国の親族・知人から贈答品等として送ってもらったものであると主張する事がかなりある（特に中国人・フィリピン人・ベトナム人のケースが多発している）。外国人の場合、私物だとさえ言えばいくらでも商標権侵害物品を輸入できると誤解している可能性があるので、海外から商標権侵害物品を送らせると、例え私物でも違法となる事がある旨、在留許可申請の際などに周知して頂きたい。

又、留学生が、日本で開いた銀行口座を商標権侵害物品販売業者に貸したり売ったりしている例がかなりある。用途が不明な者に対して、銀行口座を売ったり貸したりすると、犯罪収益移転防止法違反となったり、詐欺・商標権侵害等の違法行為を帮助したものとして、自己の在留資格に影響する場合もある事を、在留許可申請の際などに周知して頂きたい。例えば、水際取り締まりに関する税関のポスターを入国管理局にも掲示して頂くだけでも、一定の効果があると考えるのでご検討頂きたい。

X) 銀行の対応について

商標権侵害物品販売サイトの連絡先が分からぬ場合、銀行に対して、弁護士法第 23 条の 2 に基づいた照会により、サイト運営者に対して権利行使するのに必要であるとの理由で、当該サイトが代金振込先として指定している口座の保有者の個人情報を開示するよう求める事があるが、一部の銀行は別として、大半の銀行は個人情報を理由に開示を拒絶してくるのが現状である。この点、弁護士法第 23 条の 2 に基づく照会は、法律で規定されている制度であって、原則として回答・報告する義務があると解されている。又、個人情報の保護に関する法律は、本人の同意がなくても第三者に情報を提供できる場合として、「法令に基づく場合」を挙げており、この法令には弁護士法第 23 条の 2 が含まれる。従って、銀行が、個人情報であって本人の同意が得られないとして、弁護士照会に回答しないのは誤った取り扱いであり（そもそも、違法行為を行っている者が同意するはずもない）、銀行に対しては、商標権侵害行為に対する権利行使において弁護士法第 23 条の 2 の照会を尊重し個人情報を開示するように指導を徹底して頂きたい。

XI) インターネットについて

C2C サイトで発送地を国内と偽り消費者を騙し、海外から商標権侵害物品を送りつける例が依然として多発している。

ある税関での認定手続の際に「個人使用目的」を申し立てるケースの主たる発生源は、前段に記述した通りに C2C サイトでの出品・販売である。そして、多くの輸入者が、日本国内発送だと信じて購入したところ、海外から発送されてきたと述べている事実もある。出品地を偽った場合は出品禁止にする等、プラットフォーム事業者が対策を強化するようにすれば、プラットフォーム事業者の削除に割かれる労力だけでなく、税関及び権利者に無用に課せられている負担を軽減する事になるので是非検討して頂きたい。

更に、C2C サイトにおいて、出品者が商標権侵害物品を販売した場合、プラットフォーム事業者が権利者の指摘を受けて ID を無効にする事があるが、商標権侵害物品の出品は、大抵の場合プラットフォーム事業者の利用規約違反となるので、このような出品者から違約金を徴収し、権利者に分配する仕組みを検討してほしい。

又、今まで C2C サイトが任意に実施している悪質な商標権侵害物品販売者の ID の削除並びに再登録を阻止するための ID 削除を受けた者の情報のリスト化を法令による義務化もしくは業界取り決め等によって義務に近いものする事や、悪質な商標権侵害物品販売者によって使用された銀行口座等を銀行に通知するシステムが構築できないかについてご検討を頂きたい。

又、出品の際に商標権侵害物品を出品しないようにとの注意を表示している C2C サイトが存在するが、消費者庁の「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」などでご討議頂き、これを義務化もしくは業界取り決めや政府から指針を示す等によって義務に近いものにできないか考察をして頂きたい。

更に、商標権に基づく発信者情報開示請求に対して、プロバイダ責任制限法のガイドラインに従わない ISP がみうけられる。プロバイダ責任制限法のガイドラインの存在の周知等について必要な施策を講じて頂けるとありがたい。

又、プロバイダから発信者情報が開示されるのに時間がかかると、せっかく開示された情報が陳腐化して権利行使に役立たなくなる。プロバイダ責任制限法第 4 条 2 項は、一般的注意義務として発信者情報の開示について発信者の同意を規定していることに鑑み、明確な侵害行為について適式な発信者情報開示請求がなされた場合には迅速に情報が開示されるような方策を講じて頂きたい。

最後に、著名なブランド名を無断で使用したドメイン名の登録が横行しているが、現状では、登録を受け付けるレジストラーは特に事前審査を行う事なく自動的に登録しているようである。このようなドメイン名の

登録・使用は、不正競争防止法違反に該当する可能性があるが、同法上は「不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で」というのが要件となっているため（同法第2条1項13号）、ブランド名が使用されているだけで直ちにレジストラーが不正競争行為であると判断する事は実務上難しく、権利者がいちいち指摘しない限り、レジストラーが自主的にチェックする事は行われていないようである。レジストラーにおいて、権利者の許可を得ずに登録商標と同一の文字列を含むドメイン名を登録する事は認めないと利用規約に規定する等の対応を取ってもらうためには、登録商標のドメイン名への使用は商標の使用に該当する事を商標法で明文化するといった措置が必要ではないかと考えている。

法人・団体名	
13. 株式会社日本国際映画著作権協会	意見の分野
「知的財産推進計画 2020」重点事項	
意見	
私たち、株式会社日本国際映画著作権協会（以下「JIMCA」）は、以下の国際的な映画製作・映画配給会社6社の利益を代理するモーション・ピクチャー・アソシエーション（以下「MPA」）の日本の子会社です。	
ウォルト ディズニー スタジオ モーション ピクチャーズ	
ネットフリックス スタジオス エルエルシー	
パラマウント ピクチャーズ コーポレーション	
ソニー ピクチャーズ エンタテインメント インク	
ユニバーサル シティ スタジオ エルエルシー	
ワーナー ブラザース エンタテインメント インク	
この度は、知的財産推進計画 2021 の策定に関する諸問題について、意見を提出する貴重な機会を頂き、大変感謝しております。JIMCAは、クリエイティブコンテンツ産業の成長と更なる発展に寄与し、芸術及び文化の灯を絶やさず、経済を活性化することを目的としています。	
本意見書では、JIMCAは知的財産推進計画に関する以下の重点事項について意見を述べます。	
創造性の涵養・尖った人材の育成	
デジタル時代のコンテンツ戦略	
模倣品・海賊版対策の強化	
ロケ撮影環境改善等を通じた国内外の映像作品支援	
<意見の要旨>	
1. JIMCAは、アニメーション、漫画、映画及び音楽等を含むクリエイティブコンテンツ産業が、引き続き繁栄・成長し続けるために、コンテンツ創造のための持続可能なエコシステムを構築する必要があり、そのためには、創造性を育み、優れた役割の役割を確保する必要がある、という知的財産戦略本部の認識を高く評価します。JIMCAは、日本著作権法において、著作物の利用をコントロールするための著作権者の権利と、著作権者及び利用者間の慎重なバランスを支援します。	
2. JIMCAは、オンライン海賊版に対する対策に関して知的財産戦略本部を支援しています。オンライン海賊版と戦うための有効なツールとして、サイトブロッキングを推奨しています。	

3. 長編映画やテレビ番組の製作は大幅に増加しており、世界的にも重要な経済の推進力となっています。JIMCA のメンバーは、国際的なインバウンド映画やテレビ製作投資において大きなシェアを占めています。COVID-19 の影響にかかわらず、景気回復を促進するための政策を見直す機会であると考えます。製作インセンティヴは、補助金ではなく投資にあります。日本は、ビジネスフレンドリーな移民政策、恒久的な複数年の予算、上限のないインセンティヴ・プログラム、そして分かり易い申請ガイドラインによって、何千もの雇用を創出する長期的な大型映画製作を誘致することが可能です。国内における雇用が創出された後に、製作に対するインセンティヴが取消されることは、映画産業にとって最も重要です。

<本文>

1. 創造性の涵養・尖った人材の育成 (A1) 及びデジタル時代のコンテンツ戦略

JIMCA は、創造性の涵養と才能の育成に資する政策を歓迎します。JIMCA は、著作物への投資に対する継続的なインセンティヴが確保され、著作権者が十分に保護され、著作権者が著作物を効果的に収益化することができるようになる強力な著作権法及び契約の自由を支援する政策を推奨しています。他方、JIMCA は、クリエイティブ・セクター全体に悪影響を及ぼす、著作権者の経済的利益に対する不当な損害を与えるような著作物の拡散や利用に関する政策を支持しません。

コンテンツの電子配信やオンライン配信のモデルが拡大していくことに伴い、著作権者の権利及び利益の適切な保護と尊重が確保される必要があります。JIMCA は、著作権者が、その著作物を完全、自由かつ、容易に許諾することを可能とするための政策が、策定され、推進されなければならないという点で、知的財産戦略本部と意見を同じくしています。したがって、JIMCA は、クリエイティブ産業の継続的な成長のために、全ての当事者が交渉し、最適な報酬モデルを決定することを可能とする、高いレベルにおける契約の自由を保持することの重要性を、引き続き強調します。また、利用者が強固な著作権法について学び、それを尊重することも不可欠です。

JIMCA は、教育者、学生、司書及び教育機関における職員の間で、著作権制度における著作権者の権利の重要性が広く認識されるための活動を強く支持します。強固な著作権法と許諾の自由は、創造的な芸術の発展、より多くのコンテンツの創造及び日本文化の振興を促進するための鍵となります。

2. 模倣品・海賊版対策の強化

JIMCA は、日本政府が、海賊版サイトへの 広告出稿の抑制や著作権教育・意識啓発などを実施する等のインターネット上の海賊版に対する総合的な対策の第 1 段階が進めていることを称賛します。JIMCA は、2019 年後半に発表され、知的財産戦略本部が 2020 年の知的財産推進計画において承認した第 2 段階の対策のうち、導入・法案提出にむけて準備するとされた 2 つの対策（リーチサイト対策及び著作権を侵害する静止画（書籍）のダウンロード違法化）が施行されたことを、温かく歓迎します。知的財産推進計画 2020 でも言及されているとおり、JIMCA は、これらの施策実施の効果及びオンライン海賊版による被害の現状に関する検証の実施を知的財産戦略本部に求めます。

日本が持続可能なエコシステムを構築し、映画、テレビ、アニメーション、漫画及び音楽などのクリエイティブコンテンツ産業が繁栄し、成長し続けるために、知的財産戦略本部は、「海賊版サイトへの広告出稿の抑制」や今回のリーチサイト規制などの各種施策が、オンライン上の侵害行為に与える影響を検証する段階にあります。この検証プロセスを徹底しながら、スピーディに進めていくことが望まれます。調査の結果、上記施策がオンライン海賊版の抑制に効果的でないことが判明した場合には、政府は、他の取り組みの効果や被害状況等を見ながら検討した上で第 3 段階への移行を示唆しており、その際には JIMCA は、いまやその合憲性の裏付けが高まっているサイトブロッキング規制の導入を強く推奨したいと考えています。リーチサイトを含む既知の海賊版サイトへの追跡に基づく最近の調査によると、過去数年間に政府が実施した数々の

海賊版対策にもかかわらず、これらのサイトへのアクセスが増加し続けていることが示されています。

サイトブロッキングの合憲性については、大日方信春教授が、2020年3月に発行された「日本知財学会誌第16巻第3号」上にて公表した論文、それに続き、2021年2月に、「法律時報」誌において「海賊版サイト・ブロッキングの憲法適合性」という論文を公表し、サイトブロッキングは、憲法に定められた通信の秘密に係る権利を侵害せず、電気通信事業法上のISPsの問題を生じさせるものではないと結論付けています。大日方教授の結論は、ドイツの民事・刑事裁判管轄における最も高位の裁判所である、連邦最高裁判所(Bundesgerichtshof-BGH)における見解を含め、サイトブロッキングの合憲性を示す近年の諸外国の判断と一致するものです。

サイトブロッキングは、ブロックされたサイトへのアクセスを減らすのみならず、(ブロックされているかどうかにかかわらず) 海賊版サイト全体へのアクセスを減らし、ユーザーに対して合法なサービスへの移行を促すために、オーストラリア やイギリス など、様々な国で成功裏に実施されており、いまや、著作物のオンライン上での海賊行為に対する執行方法としての代表格の一つとなっています。

3. ロケ撮影環境改善等を通じた国内外の映像作品支援

(1) 製作部門の活動は経済成長を牽引し、COVID-19による経済へ影響の回復をもたらすこと

調査によると、質の高いエンタテインメントに対する消費者の欲求によってもたらされた画期的な成長が、投資機会を後押しし、長編映画やテレビシリーズの大規模な製作が世界中で大幅に増加していることが明らかになっており、今では、多くの国で重要な経済の推進力となっています。2019年には、映画製作に対する支出は、全世界で1770億ドルに達し、世界中で4140億ドルの経済効果をもたらし、1400万人のフルタイム相当の雇用が創出されました。

また、調査によると、COVID-19のシャットダウンにより、2020年上半年で、世界中の映画部門のバリューチェーンにおいて1000万人のフルタイム雇用が失われ、1450億ドルの経済損失を被ったことが示されています。もしCOVID-19のパンデミックが世界中の製作に影響を与えていなければ、2020年の映画製作費は記録的なものとなっていたでしょう。残念ながら、日本も、この影響から免れることができませんでした。COVID-19の影響により、日本の総興行収入は約45%減少しました。

多くの国で製作部門がCOVID-19の影響による甚大な経済的課題に直面している一方で、経済活動を再開するための政策を見直す機会もあります。

ケーススタディとして、2020年7月、オーストラリアは、映画やテレビ番組の製作を誘致するためのロケーション・インセンティヴ・プログラムに4億豪ドルを拠出することを発表しました。オーストラリアは、COVID-19の抑え込みに相対的に成功しており、このことは、彼らが美術、照明技師、俳優、セットデザイナー、エキストラ、クルー及び特殊効果の専門家へとつながる数千もの雇用創出と長期的な大型映画製作の誘致についてユニークな地位にあることを意味しています。このユニークな地位の確立のために、現在及び未来の雇用を保証し、スタジオが複数年にわたり複数の作品の製作ができる保証することができよう、映画ロケーションインセンティヴの期間は7年間に延長されました。

パンデミックにもかかわらず、オーストラリアは昨年度、ドラマの製作費として、約10億豪ドルが費やされました。ポストデジタル及び視覚効果(PDV)プロジェクトを含む海外作品への支出は、4億4700万豪ドル(8%増)であり、その内訳は8つの映画、2つのテレビドラマ及び1つのオンラインドラマの製作に2億9300万豪ドルが支出され、30のPDVタイトルに1億6500万豪ドルが支出されました(39%増)。

日本もまた、オーストラリア政府と同様に、パンデミック期における経済回復のための重要な部門の一部として、映画及びテレビの製作部門を位置づけることができます。これにより、必要な安全プロトコルと検疫を前提に、重要な国際的製作クルーが入国するための国境の制限が免除可能となります。このような取り組みは、パンデミックの持続期間が不確実な中において、経済回復を早める可能性があります。

(2) 恒久的かつ競争力のあるインセンティヴ・プログラム

JIMCAは、知的財産戦略本部が過去2年間に行った、大型映像作品ロケーション誘致の効果検証調査事業の成功を称賛します。日本は、文化及び観光の魅力が高いことから、予算を増額し、キャッシュ・リベート方式で支援額に上限が無く、かつ恒久的な制度へと移行する時期にあります。国際的な製作を誘致し、国内産業をさらに発展させることの経済的・文化的なメリットが実証されていることから、日本は、恒久的な競争力のあるインセンティヴ・プログラムの恩恵を受ける立場にあります。こうした動きによって、世界中で100近くのインセンティヴ・プログラムが運用されている中であっても、日本の魅力と競争力が高まると考えられます。

一般に、製作計画やロケ地の選定は事前に行われます。ある国でのロケが決まった後に、インセンティヴが撤回されないと保証されることは、映画産業にとって非常に重要です。この点で、確実性と予測可能性があり、複数年分の予算を翌年に繰り越すことが可能となれば、日本は羨望されるほどの競争力を持つと考えられます。また、かかる予測可能性は、国際的なプロダクションとの継続的かつ永続的な協力関係の構築を促進し、労働能力を向上させながら、国内の映画製作業者やクルーを支援することにも繋がります。その一方で旅行や観光への金銭的な収益ももたらします。

効果的なものとするためには、国際的に競争力のあるインセンティヴ・プログラムは、国内外のプロダクションの需要を考慮する必要が。

基準とガイドラインは、明確かつ分かり易く、簡素化され、合理的で、理解しやすいものでなければなりません。申請プロセスは、ビジネスフレンドリーであり、申請の可能性があるすべての国の製作者にとって、申請、回答及び支払の所用期間が、十分であるように提供されなければなりません。

(3) 物理的なインフラ投資

実際に、世界中の多くのマーケットにおいて、物理的なプロダクションスタジオに対する需要があることから、日本は、プロダクションスタジオのインフラ能力も検討すべきです。各プロダクションスタジオは、インフラへの直接投資又は民間投資の促進を通じた、多額の設備投資や政府からの財政支援を必要としています。

インセンティヴに対する世界的な兆候とCOVID-19に関連した移民政策は、絶えず変化しています。映画産業に対するインセンティヴとビジネスフレンドリーな移民政策の確実性は、将来的なプロジェクトと投資の流れに対する信頼性を高めることとなります。これにより、製作の継続性、インフラの整備及び労働力育成が実現し、国際的な映画製作やテレビ製作の望ましい場所としての日本の魅力が高まっていくと考えます。

法人・団体名
14. 株式会社KADOKAWA
意見の分野
「知的財産推進計画 2020」重点事項
意見
「知的財産推進計画 2021」の策定にあたり、以下のとおり意見を提出いたします。

【要旨】

海賊版対策をより強化し、法制度整備と積極的な取り締まりを実施いただくこと、コンテンツ保護と市場活性化を両立した環境創出と施策を実現いただくことを強く望みます。具体的には1) 新たな脱平均教育制度の創設、2) 海賊版の取締強化とサイトブロッキング法制度化の早期実現、3) 商標登録出願審査の早期化、4) 電子図書館サービスの導入推進、5) 業界へのコロナ対応と縦スクロールコンテンツ化への助成をお願いいたします。

【意見（全文）】**(A) 主として産業財産権分野に関するもの****(A1) 創造性の涵養・尖った人材の活躍**

「創造性の涵養／尖った人材の活躍」に関しては、「知的財産推進計画 2020」13～14 頁に知財創造教育を推進するための具体的な施策の方向性が示されており、まずはこれらの施策が早期に実現することを強く望みます。また、DX の観点から言えば、教育においてもその環境や制度をデジタルシフトした社会に適用する必要があり、これは今後も継続して取り組むべき課題と認識しております。

将来を決める年齢が若くなっている今、中高生のうちから十分な知財創造教育を受けることが未来人材として飛躍するために重要なことであると思料いたします。世界で活躍できる尖った人材を育成するために、平均的なものを求める従来の枠組みに縛られない新たな教育制度を創設いただくことを、引き続き希望いたします。

(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの**(B2) 模倣品・海賊版対策の強化**

(a) 昨年の著作権法改正により、リーチサイトが規制され、静止画における侵害コンテンツのダウンロード違法化が実現したことは、インターネット上の海賊版対策において大きな前進と考えております。今後は、海賊版の横行を後押しするようなリーチサイトの運営者等に対しても民事上刑事上の両面で対応を行っていくことになりますが、その際に今般施行されたリーチサイト規制が実効性のあるものとして運用されることが非常に重要になってくると考えており、民事刑事ともに積極的な対応が求められると理解しております。特に刑事面においてはリーチサイト規制に関して既に 1 件の運営者の逮捕が報道ベースで確認されており、実効性の観点からよい先例になったと受け止めておりますが、今後海賊版対策を進める中で、執行機関におかれましては、海賊版対策をより強化し、刑事事件としての取り締まりを積極的に実施いただくべく具体的な目標を掲げることをお願いいたします。

(b) 2019 年 10 月に「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表（以下「総合的な対策メニュー及び工程表」といいます。）」が策定され、これに基づき各種対策が実施されてきました。今般、「リーチサイト対策」と「著作権を侵害する静止画（書籍）のダウンロード違法化」まで進んだことにより、いよいよ第 3 段階の「ブロッキング」に到達したとの認識です。「知的財産推進計画 2021」においては、総合的な対策メニュー及び工程表において「他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討」とされていた記述をより具体化し、他の対策の効果検証と被害状況の把握を踏まえてブロッキングの法制度整備を速やかに行う旨、行動計画として明記いただくようお願いいたします。

悪質な海賊版サイトに対しては、継続して対策を講じてまいりましたが、その被害は「漫画村」等の閉鎖によって一時的に減少したものの、社会環境の変化もあり今や再び「漫画村」隆盛時の規模を上回る勢いで増大している状況です（朝日新聞 2021 年 1 月 26 日付「漫画海賊版にアクセス急増 「巣ごもり」影響？ 出版団体調査」他）。また、サイトブロッキングの検討にあたっては法律上の問題がたびたび論点に上りますが、憲法学の立場からも「認められる」という意見が出ているところであります（法律時報 93 卷 2 号・82-83 頁）。

(c) 模倣品・海賊版への対抗措置として重要な商標権の権利化に関しては、商標登録出願審査の早期化を要

望いたします。

「知的財産推進計画 2019」には、「2022 年度末までに、一次審査通知までの期間を 6.5 か月、権利化までの期間を 8 か月」とすることが目標として掲げられています。また、この工程の一つとして、2020 年 11 月 6 日の産業構造審議会 知的財産分科会 第 6 回商標制度小委員会において配布された資料 1「商標政策の現状と今後の取組」9 頁では特許庁の 2020 年度実施目標として、「一次審査期間は 9-11 か月以内、権利化までの期間は 10-12 か月以内」と示されています。しかしながら、特許庁が公表している「商標審査着手状況（審査未着手案件）」(<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/status/cyakusyu.html>)によると、2021 年 2 月現在、審査着手までにおおむね 12 か月を要するとあり、前記資料 1 の 9 頁にも示されている審査期間の延伸傾向は改善していないように見受けられます。商標登録審査の早期化を実現している国もある中、このままでは国際的に遜色ないスピードである 8 か月の目標を達成できず、ますます諸外国の審査期間との差が開いていくことが懸念されます。

商標の早期権利化は、知財立国としてのわが国の知的財産政策が国際競争力を持つうえでも重要な課題であると思料いたします。つきましては、2022 年度末の目標が達成されるよう、具体的な取り組みをお願いいたします。

(B3) デジタルアーカイブ社会の実現

「知的財産推進計画 2020」68 頁に示された施策の方向性のひとつに、図書館等が保有する資料へのアクセスを容易化するための方策が掲げられており、それを受け本年 1 月に文化審議会著作権分科会法制度小委員会の報告書が公表され、今国会に著作権法改正案提出の見込みと理解しています。当社は上記報告書のパブリックコメントに提出した意見のとおり、同報告書の内容に全面的に賛成するものではありません。デジタル時代においては、利用者は電子図書館サービスを導入した図書館を利用することにより、時間的・地理的制約を超えて図書館の電子蔵書を無料で閲覧することができるようになっており、すでにそのようなシステムを導入している図書館も多数あります。デジタルアーカイブ社会の実現のためには、図書館等に関する権利制限規定の範囲を拡大するのではなく、権利者への適正な利益分配と利用者の利便性を両立させた仕組みを講じることが重要であると考えます。「知的財産推進計画 2021」においては、ジャパンサーチの活用促進とあわせて公共図書館における電子図書館サービスの導入の推進、及び電子図書館サービスを実施している事業体の電子蔵書の充実に資する施策を盛り込んでいただくことを希望いたします。

(C) 主としてクールジャパン分野に関するもの

(C1) CJ 関連分野の存続を図る

(a) 新型コロナウイルスの影響により、エンターテインメントに関する多くの正規イベントが中止に追い込まれています。エンターテインメントに関するイベントは CJ 関連分野の中でも非常に大きな存在であり、これにより外国からの観光客も見込まれる裾野の広い分野であります。ポストコロナにあっては今回打撃を受けたエンターテインメント業界に対するマーケット規模の回復等を目指す施策の検討をお願いしたいと思います。消費者の需要を喚起する施策に加え、例えばエンターテインメントに関するイベントに由来する事業者の利益についてはそれらイベントが適切な権利処理のもとに行われることを条件に、税制上の優遇措置を取るなど、打撃を受けたコンテンツ・エンターテインメント業界や事業者が復活しやすい環境の創出を希望します。

また、コンテンツを愛するファンによる健全な同人活動は、エンターテインメント市場の裾野を広げ、新しい表現者の創出や業界全体の活性化につながっています。正規イベントのみならず、同人誌即売会等が新型コロナウイルスの影響により中止・延期となっている状況に憂慮します。同時に、著作物を無断で利用した侵害商品を販売するような悪質性が疑われるイベントは、コロナ禍中においても散見されます。これら同人活動を装った著作権侵害行為やフリーライドは健全な同人活動を脅かすものです。地方創生とコンテンツ保護の両立を実現させ、クールジャパン関連分野を存続させるためにもこうした悪質な侵害行為の取り締まりを強化していただくようお願いいたします。

(b) 電子書籍の世界では、Webtoon に代表される縦スクロールコンテンツの波が押し寄せており、今後のデジタルコンテンツ流通の主要な一部を担っていくであろうと予想されております。縦スクロールコンテンツ化には大きなコストがかかるため、資金力に余裕のない中小出版社が、コンテンツの権利と引き換えに海

外プラットフォーマー勢に縦スクロールコンテンツ化を頼ることになれば、日本の多くのコンテンツの権利が海外に流出してしまい、大きく国益を損なうことになるのではないかと大変危惧しております。そのような事態を防ぐために、縦スクロールコンテンツ化について国が助成していただくことを期待いたします。かつて産業革新機構のような官民ファンドや経済産業省によるコンテンツ緊急電子化事業のような施策が日本の出版物の電子書籍化を先導し、現在の日本の電子書籍市場の活況をもたらしたように、今この縦スクロールコンテンツ化の時代においても、日本コンテンツのリーダーシップが損なわれないよう、国の積極的な支援をお願いするものです。デジタル革新が進む中、デバイスの進化によりコンテンツ利用者の「視・読・聴」も日々変化しています。コンテンツの育成と保護のために、今後もおきるであろうこうした変化に公共政策として対応していただくことを期待いたします。

法人・団体名
15. 株式会社 NTT ドコモ
意見の分野
(A8) 知財の戦略的な活用と社会実装に向けた環境整備
意見
<要旨>
SEP を巡る課題に対するるべき方向性
1. 標準化技術の普及と安定したサービス提供のために、権利者/実施者の双方にバランスの取れた法制度・指針であるべき
2. 異業種間の SEP ライセンスが効率的に行われるための環境（例えば、パテントプールが積極的に活用される環境等）を早期に整備すべき
3. グローバルな紛争解決を目指し、諸外国の動向を踏まえた法制度や指針とすべき
<意見本文>
標準必須特許 (SEP) を巡る現状の課題
1. 課題解決の方向性における諸外国との相違
近年、SEP を巡る異業種間紛争の課題解決に向け、世界各国で活発な議論がなされているが、日本と諸外国とではその解決の方向性に相違がみられる。例えば、諸外国の司法・行政機関からは、競争法を考慮した上で、特許法の原則に則った判決や声明が示されているのに対し、経済産業省が昨年4月に公表した報告書「マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する考え方」では、上記判決・声明とは根本的に異なる見解が示された。
また、欧州では昨年11月に欧州委員会が IP アクションプランを公表し、SEP を巡る課題についても、政府機関が中心となり、産業界（権利者・実施者）、研究者、司法関係者等を巻き込み、解決に向けた積極的な取組みがなされている最中である。しかし、日本では本年2月に産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会が公表した報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方」の中でも、「標準必須特許を巡るライセンスの在り方」は継続検討の対象とされ、その解決の方向性は不透明である。
2. 知財・標準化戦略における国際競争力の低下
中国企業をはじめ、世界各国の新興企業が標準化活動へ注力を加速させている一方、日本企業の標準化技術への研究開発投資は減少傾向にあり、日本企業が占める SEP シェアや、標準化活動の指標となる寄書提出シェアの減少に繋がっている。この状況が継続すると、日本が世界へ及ぼす影響力や国際競争力の弱体化が懸念される。
これを打開するために、昨年6月に総務省が公表した「Beyond 5G 推進戦略 ー6G へのロードマップー」では、日本勢の SEP シェアの目標値について「国際的な競争力・交渉力の確保に活用できる形で 5G 必須特許

の世界トップシェアと同水準の10%以上」と定められ、今後 Beyond 5G 新経営戦略センターを中心として、日本の産業界が一体となり、SEP シェアの確保を目指そうとしている。

SEP を巡る課題についてるべき方向性

1. 全ての当事者にとってバランスの取れた法制度・指針であること

標準化技術は社会発展やイノベーション創出のために欠かせない基盤であり、SEP 実施者のみならず、これを利用する国民にも多大な利益をもたらすものである。この標準化技術の円滑な普及、及び安定的なサービス提供を実現するためには、全ての当事者にとってバランスの取れた適切な SEP ライセンス環境構築が必須である。どちらか一方にのみ極端に優位な法制度・指針が示されると、適切なライセンス交渉が阻害されてしまうためである。例えば、権利者に過度に優位となれば、ホールドアップ等の事態を招き、逆に実施者に過度に優位となれば、ホールドアウトが横行してライセンス交渉が一向に進まない事態を招く可能性がある。

従い、ライセンス交渉や条件等の決定は当事者に委ねられるべきであることは大前提であるが、SEP ライセンスを促進し、標準化技術の普及と安定したサービス提供を行うためには、権利者/実施者の双方にバランスの取れた法制度・指針であるべきである。

2. 効率的に SEP ライセンスが行われる環境を整備すること

SEP ライセンスについては、特に異業種間における紛争解決の予見可能性や透明性が課題とされている。これは、クロスライセンスによる解決が困難である、ライセンス慣行が異なる等の理由により、権利者と実施者の主張が平行線を辿ってしまう傾向にあるためであり、現状打開に向け、ライセンス交渉が効率的に行える土壌 (SEP 権利者/実施者の相互理解やライセンスのプラットフォームの存在) の醸成が必要不可欠である。

例えば、透明性及び効率性の観点において優位性の高いパテントプールを SEP ライセンスにおけるプラットフォームとして積極的に活用できるような環境を整備していくことが考えられる。パテントプールを通じたライセンスは、二者間のライセンスと比較して、ライセンス条件の透明性が高い (ライセンス料率や対象特許を開示する等) 場合が多く、膨大な数の SEP を、相当数の当事者間でライセンスする際の費用面・稼働面のコスト負担を最低限に抑えることもできる。

今後発生しうる SEP を巡る紛争について、全て裁判等で決着させるのは現実的でなく、各課題について、SEP 権利者と実施者が相互理解した上で、善意のもと建設的に解決の方向性を探ることが重要である。パテントプールは SEP ライセンスの透明性及び効率性の向上に寄与するものであることから、その積極的な整備及び当事者の加入促進が望まれる。なお、効率的な SEP ライセンスが可能となれば、ライセンス収入を次の研究開発に投資することができ、継続的な標準化活動の促進、延いては SEP シェアの確保に繋がるものと思料する。

3. 各国と平仄が合った法制度・指針であること

SEP を用いる製品のサプライチェーンやサービスは一国に閉じて完結するものではなく、世界レベルでの解決が必要である。現に、SEP を巡る紛争も世界各国で起きている。仮に、各国の裁判所が異なった方針に基づく判断を下すと、当事者は結果予見性を見出しができなくなり、市場における混乱を招く結果となる。また、日本のみが権利者に不利となる法制度を導入してしまうと、権利者は日本における特許権自体に価値を見出さなくなり、日本が世界から取り残される懸念も出てくる。

従い、各国の法律の体系に異なる点はあるとしても、SEP に関する法制度や指針は、各国と平仄を合わせることが SEP を巡る紛争解決にとって重要である。

4. おわりに

弊社は通信事業者の立場であるとともに、SEP の権利者でもある。また、SEP を巡る紛争や標準化活動も多

「知的財産推進計画 2021」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

くの知見を有することから、今後の議論にあたっては、積極的に貢献させていただきたいと考えている。

法人・団体名
16. 公益財団法人日本関税協会知的財産情報センター
意見の分野
(B2) 模倣品・海賊版対策の強化
意見

(提出意見の要旨)

以下の4点を要望します。

- 個人使用目的を仮装した模倣品の輸入について、商標法の改正後に速やかに政省令等の整備を測り、税関での効率的な模倣品取締の実現を希望。
- 税関の模倣品水際取締手続、特に認定手続開始通知の速やかな電子化を希望。
- 侵害ラベル切除後に輸入許可される現行手続をTRIPS協定の規定に準拠したものに改正。
- 認定手続の簡素化手続の対象範囲を意匠権及び特許権の侵害品にも拡大。

(要望意見)

公益財団法人日本関税協会は、事業活動の一環として、知的財産の権利者を会員とする知的財産情報センター(CIPIC)を設け、知的財産侵害物品に関する調査研究、税関職員に対する研修等の水際取締りの支援活動を行っています。

2019年及び2020年の要望で提出しました、「個人使用目的を仮装した模倣品の輸入の取締強化」に関し、政府(産業構造審議会知的財産分科会商標制度検討小委員会)において積極的に議論いただき、商標法の改正の方向で対応していただく方向性が打ち出された事に対し、感謝申し上げます。商標法改正案が国会で承認された後は、関係する規則や通達が速やかに整備され、税関において効率的な水際対策として利用できる制度設計を早急に立ち上げていただきたいと考えており、引き続きこの点を要望させていただきます。

上記に加え、今回新たに税関の模倣品水際取締に関する各種手続の電子化等、以下の点を要望させていただきます。

(1) 模倣品水際取締手続の電子化

2021年9月1日に行政のIT化やデジタルトランスフォーメーションの推進を目的としたデジタル庁の設置が予定されており、行政手続のデジタル化が急ピッチで進められようとしております。また、昨年来のコロナ禍において政府は積極的な在宅勤務の実施を産業界に呼びかけています。

しかしながら、現実の行政手続に目を移すと、まだまだ昔ながらの紙ベースの手続が行われているのが実情です。税関の模倣品取締の一連の手続(差止申立申請から認定手続開始通知及びそれに伴う証拠の提出等)においても、電子化されているのは差止申立申請書の提出等一部に限られております。

現在のコロナ禍において、権利者企業では政府の呼びかけに応じ積極的な在宅勤務を導入しておりますが、税関が模倣品を発見した場合に発出される「認定手続開始通知」は紙ベースで差止申立時に登録した権利者の住所に郵送されます。このため、在宅勤務中は、税関から送付される書留郵便を確認できない、確認のために担当者が出勤する必要がある、認定手続に認められている10日間に処理できない、又は処理が非常にタイトなスケジュールになる等多くの課題が明らかになっております。年間数百件から千件以上の認定手続開始通知を受け取る権利者も多くあり、新型コロナウイルス感染防止対策、政府のデジタル化推進、企業の働き方改革等の観点からも是非「認定手続開始通知」をはじめとする税関による模倣品の水際手続の電子化を進めていただきたい。

(2) 侵害ラベルの切除後の輸入許可

税関において模倣品として認定手続が開始されても関税法基本通達 69-12-2 (2) ハ(イ)～(ハ)に基づき、輸入者が当該侵害部分のラベル等を削除した場合、輸入通関が認められる取扱いとなっております。しかし、そのような貨物が、国内で再度ラベル等を貼り付けられて販売される恐れがあります。このため、TRIPS 協定第 46 条の規定「不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めるることはできない。」に基づき、ラベルの削除後に輸入を許可する手続を廃止し、商標権侵害物品については税関において没収処分となる厳格な処分がなされるよう手続きを改正していただきたい。

(3) 簡素化手続の対象拡大

現在、税関に輸入差止申立を申請し受理されたもののうち、商標権及び著作権の侵害については、まず当該貨物の輸入者に対し争う意思があるか否かを聴取し、争う意思の申し出が無い場合は、税関において輸入差止申立申請時に権利者から提出された資料に基づき税関が侵害の有無を認定する簡素化手続が導入され、官民双方の業務の簡素化・効率化につながっており、権利者として高く評価しております。

しかし、現在、上記簡素化手続の対象となっていない意匠権及び特許権の侵害事案に関しましても、侵害か否かの疎明のために分解検査や分析検査が必要な場合を除き、権利者としては、基本的には税関へ提出済の輸入差止申立書に記載の対象製品と同一であることが確認できれば、輸入差止申立て提出済の侵害疎明の内容を意見書で提出することとなります。権利者側の作業としては、検査の必要性のある場合等一部の例外を除き、輸入差止の対象製品と同一か否かを税関から送付される画像で判断する作業のみとなり、商標権や著作権の場合と同様の作業となっております。このため、簡素化手続の対象を商標権、著作権に加え、意匠権、特許権にも拡大していただきたい。

法人・団体名
17. 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
意見の分野
(B1) デジタル時代のコンテンツ戦略
意見
<要旨>
1. 著作隣接権による実演の保護と公正な利用を実現する仕組みづくりと強化
新型コロナウイルス感染症拡大により、制限された環境の中で活動しなければならない実演家及び権利者にとって、著作隣接権による実演の保護と公正な利用を実現する仕組みは、これまでにも増して重要なものである。とりわけ「公衆への伝達に係る権利の見直し」、「私的録音録画におけるクリエーターへの適切な対価還元」及び「視聴覚的実演に係る経済的権利の見直し」について取り組むべきである。
2. 放送番組の同時配信等に係る権利処理円滑について
著作権分科会がとりまとめた、放送番組のインターネット上の同時配信等について報告書の中には、既存の集中管理の実務に影響を及ぼすほか、国際条約と整合しないおそれや、実演家の権利を不当に害するおそれがあるものも含まれている。法整備等の対応を進めるにあたっては、これらの懸念について十分に留意した上で具体的な制度設計を行うとともに、ガイドライン等によって適切な運用が担保されるようすべきである。
<全文>
1. 著作隣接権による実演の保護と公正な利用を実現する仕組みづくりと強化
新型コロナウイルス感染症拡大は、エンタテインメント業界に甚大な影響を与えた。2020年2月、政

府からの自粛要請を受け、数多くのライブやコンサート、イベントなどの中止、延期等により実演の場が奪われ、2020年5月の緊急事態宣言解除後も、新型コロナウイルス感染症拡大予防の措置を講じつつ、収容人数や客席数などの制限がある中での活動を余儀なくされている。歌手や演奏家、俳優など実演家をはじめ、エンタテインメント業界に携わるすべての関係者に対して、甚大な経済的損失が生じている。政府により、様々な対策が講じられているものの、将来の見通しは立たず、エンタテインメント業界そのものが存亡の危機に立たされている。

その一方、音楽や映画など固定された実演については、デジタル・ネットワーク技術の発展により、多種多様な利用が広がっている。実演の場を奪われ、制限された環境の中で活動しなければならない実演家及び権利者にとって、著作隣接権による実演の保護と公正な利用を実現する仕組みは、これまでにも増して重要なものと言える。とりわけ、当団体が、これまで意見してきた「公衆への伝達に係る権利の見直し」、「私的録音録画におけるクリエーターへの適切な対価還元」及び「視聴覚的実演に係る経済的権利の見直し」の3点について取り組むべきである。

(1) 公衆への伝達に係る権利の見直し

文化審議会著作権分科会では、放送番組のインターネット上の同時配信等については具体的な検討が行われた。しかしながら、あくまで放送番組の同時配信等に限定した議論が行われたのみであり、放送番組の同時配信と同じく、著作隣接権に係る国際条約上、「公衆への伝達」にあたる利用態様であるウェブキャスティングなどについては何ら検討されていない。したがって、レコードに固定された実演について「公衆への伝達」に係る権利全体を見据えて、ウェブキャスティングに係る権利処理円滑化やレコード演奏・伝達に係る権利の在り方について速やかに議論すべきである。

ウェブキャスティングなどのサービスでは、放送と同様に大量かつ多様な楽曲を使用するが、放送と異なり許諾権が適用され、サービス実態に即した集中管理が実施されていないことから、権利処理の円滑化を求める声が強まっている。さらに、我が国においてウェブキャスティングなどのサービスの普及が進まないのは、権利処理の問題に起因するとの指摘もある。また、我が国のみが許諾権を適用していることから、当団体が諸外国の集中管理団体との間で相互管理協定を結ぶ際の支障ともなっている。

加えて、レコード演奏・伝達については、我が国では作詞家・作曲家には権利があるにもかかわらず、実演家及びレコード製作者には権利が与えられてないため、適正かつ公平な対価が還元されていない。ヨーロッパをはじめとした先進国だけでなく、韓国をはじめ、アジア諸国においてもレコード演奏・伝達に係る権利が導入されており、我が国は国際的な潮流から取り残されている。

文化の発展のためには、音楽が円滑に利用され、そこから適正かつ公平な対価が実演家に支払われる制度を構築することが重要である。したがって、「公衆への伝達」に係る権利とその集中管理の在り方について、諸外国の例も参考にしながら、ウェブキャスティングやレコード演奏・伝達も含め、全体的な見直しを行うべきである。

(2) 私的録音録画におけるクリエーターへの適切な対価還元

私的録音録画補償金制度見直しの問題は、2003年7月の「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（知的財産推進計画）」に取り上げられて以降、毎年、知的財産推進計画に掲げられているものの、現在に至るまで結論は得られていない。

これまでの議論を踏まえ、現行の私的録音録画補償金制度が対象として想定している私的複製の蓋然性が高い機器等について、速やかに政令指定を行うとともに、それ以外の機器等については、具体的な制度設計について結論を得て、必要な措置を講じるべきである。そのためにも、政府はこの問題の解決について主導的な役割を果たし、積極的にスピード感をもって取り組むべきである。

(3) 視聴覚的実演に係る経済的権利の見直し

映画は、劇場上映にはじまり、放送、パッケージ、インターネット配信など利用範囲の拡大が続いている。さらには、NetflixやAmazonなどの巨大プラットフォームによる、もっぱらインターネットで公開するこ

とを目的とした映像作品も数多く登場している。

視聴覚的実演に関する国際秩序に目を向けると、2012年に成立した「視聴覚的実演に関する北京条約（北京条約）」が、2020年4月28日に発効した。北京条約は、デジタル・インターネット時代に適応するため、1961年の「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（ローマ条約）」に定められた視聴覚的実演に関する国際秩序を新たにし、実演家人格権のほか、視聴覚的固定物に固定された実演に対して複製、譲渡、貸与、利用可能化並びに放送及び公衆への伝達に係る経済的権利を付与している。

我が国では知的財産推進計画などにおいて「コンテンツビジネスの振興」が国家戦略のひとつとして掲げられて久しいが、映画のコンテンツの創造に多大なる貢献をしている俳優などの実演家に対しては、十分な経済的権利が付与されていない。例えば、我が国著作権法では、劇場用映画がDVDとして販売されても、実演家に対して権利を認めていない。

実演家をはじめとするクリエーターへの適切な対価還元を実現する法的基盤を持たなければ、コンテンツビジネスの振興は実現できない。視聴覚的実演に関する新たな国際秩序をもたらす北京条約の発効を契機としつつ、改めて創作者保護の観点から、我が国における視聴覚的実演に係る経済的権利の見直しについて検討すべきである。

2. 放送番組の同時配信等に係る権利処理円滑について

文化審議会著作権分科会では、放送番組のインターネット上の同時配信等について報告書を取りまとめた。報告書では、放送番組のインターネット同時配信のみならず、「見逃し配信」なども対象としつつ、権利処理の円滑化のために、現行権利制限規定の同時配信等への拡大や、放送の利用許諾の際に同時配信等の可否が不明確である場合の許諾推定規定の導入、被アクセス困難となったレコード・レコード実演について補償金請求権を付与した権利制限規定の導入、リピート放送の同時配信等において被アクセス困難となった映像実演について補償金請求権を付与した権利制限規定の導入などについて、速やかな法整備等の対応を進めるよう提言している。

しかしながら、報告書において示された制度改正の方向性の中には、既存の集中管理の実務に影響を及ぼすおそれがあるもののほか、国際条約と整合しないおそれがあるもの、実演家の権利を不当に害するおそれがあるものも含まれている。今後、法整備等の対応を進めるにあたっては、これらの懸念について十分に留意した上で具体的な制度設計を行うとともに、ガイドライン等によって適切な運用が担保されるようにすべきである。

法人・団体名	
18. ソフトバンク株式会社	
意見の分野	
(A) 主として産業財産権分野に関するもの	意見
<主な要旨>	
<ul style="list-style-type: none"> ・営業秘密侵害に対する実効的な救済措置の更なる充実を希望する。 ・AIサービスが権利侵害を行った場合の法的責任につき慎重な議論を希望する。 ・使用目的を仮装して輸入される模倣品を引き続き厳正に取り締まることを希望する。 ・商標登録出願から権利化までの審査期間の短縮を希望する。 	
<内容>	

(A4) DX の加速化／AI・データ等の利活用の推進

(1) 営業秘密保護への更なる強化に関するもの

営業秘密侵害に対する実効的な救済措置の更なる充実を希望する。

新型コロナを契機として DX が加速化し、社員の働き方も大きく変化している。リモート化・デジタル化が一般化するにつれ、営業秘密の持ち出しという負の影響が今まで以上に顕在化しつつある。また、企業の知財戦略としての「オープン＆クローズ戦略」の広まりに伴い知財の秘匿化の価値が再認識されて久しく、技術上の秘密のみならず、顧客・人流・車流・位置データその他の非技術データの価値は日々高まりを続けている。

企業も営業秘密漏洩防止措置をソフト/ハード両方の側面から実施しているものの、その対応には限界がある。さらに、営業秘密は、限定提供データとは異なり他社との共有を前提としておらず、また、特許権等とも異なり一度漏洩するや否や取返しの付かない情報の無価値化を引き起こし、その結果、事業活動への深刻な影響を及ぼすこととなる。

そのため、営業秘密漏洩防止に向けた更なる抑止力強化や実効的な救済手段の充実、一例を挙げるなら転職者侵害行為（非技術データに関するものも含む）による立証責任の転換等について改めて検討いただくことを希望する。

(2) AI サービス提供者の法的責任に関するもの

AI サービスが権利侵害を行った場合の法的責任につき、利用者・サービス提供者・権利者それぞれの利益に配慮した慎重な議論を希望する。

AI サービスによる権利侵害については、AI サービスが自律的に提供する AI 生成物（アイデア・デザイン・ブランド・著作物）が第三者の権利を侵害する場合のみならず、すでに存在する侵害品や模倣品等を、（1）AI サービスが利用者にリコメンドし意図しない製品を購入してしまう、（2）模倣品等の検索結果をサムネイル表示することで著作権者の利益を不当に害してしまうケース等が考えられる。

これらは AI サービスの根幹となる AI の処理ロジック自体がブラックボックス化されており、サービス提供者もその AI サービスから生まれるすべてのアウトプットをコントロールすることが困難な点に起因しているところ、その法的責任主体や侵害要件（従来の非 AI サービスとの差異点）につき、産業政策及び文化政策の観点を踏まえながら、議論を深めていただくことを希望する。

(3) 行政手続き電子化促進に関するもの

特許庁等による行政手続き電子化に向けた一連の法改正対応に加え、文化庁に対する申請手続き電子化についても検討いただくことを希望する。

現行の文化庁への申請手続きについては、著作権登録制度が挙げられるが、今般、文化審議会著作権分科会 法制度小委員会において、「独占的ライセンスの対抗制度」「独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度」の導入が検討されており、その要件の一つとして登録制度を活用することが議論されている。独占的ライセンスに関する法改正が実現した場合の利便性向上及び法制度利用促進のためにも、本改正の前提として手続き電子化の検討を希望する。

(4) 知財制度におけるソフトロー活用に関するもの

ソフトロー/ハードローのバランスのとれた法制度・運用設計を希望する。

5G・AI・IOTといったデジタル革新やニュー・ノーマルへの移行等、イノベーションエコシステムをとりまく状況が刻々と姿を変える中、これに対応する法制度・運用も柔軟かつ迅速に整備される必要がある。例えばデジタルツイン環境における仮想空間と現実空間の融合により新たな価値の創出が期待できる一方、仮想空間における現実空間の実現は他者の権利侵害リスクも想定される。この点、柔軟かつ迅速な法制度・運用設計が望まれる反面、時間を要する法改正プロセスを回避し安易にソフトローを利用することは新たな紛争の火種が生じ、結果的に問題解決の長期化に繋がる恐れもあり得る。

我が国が先端分野において各国をリードするためにも、ルール策定・プラットフォーム構築・データ整備を含む望ましいソフトロー/ハードローの融合の在り方につき更なる検討を希望する。

(A5) 戦略的な標準の活用

デジタル革新によって先端技術の社会実装の短期間化が進むことで、通信分野のみならず MaaS 分野や医療分野等においても新たな標準を必要とするサイクルが急激に加速しており、技術の社会実装ツールとして標準を一層戦略的に活用することが重要である。また、昨今、オープンイノベーション戦略や新型コロナウイルス感染症対策等の公益目的のため、知的財産の利用促進を図る動きが活性化している。

このような知財の保護と利用のバランスをより重視する流れを新たなパラダイムシフトと捉え、ライセンスオブライ特の検討（登録要件、適用対象範囲、ライセンス条件等）を含む戦略的な標準化技術の活用施策の議論を希望する。一方、国家の安全性及び優位性観点から、日本第一国出願制度や秘密特許制度等は一定程度の有益性はあるものの、国内企業のニーズや導入によるメリットが現時点では不明であり慎重に議論することを希望する。

(B2) 模倣品・海賊版対策の強化

使用目的を仮装して輸入される模倣品を引き続き厳正に取り締まることを希望する。

新型コロナウイルス感染症蔓延及びそれに続くニュー・ノーマルへの移行に伴い越境電子商取引が活性化した結果、模倣品の流入増加が懸念されているところ、模倣品水際対応を強化し、正規版消費を促進することは、クリエイション・エコシステム構築のための必須要素である。

現在、産業構造審議会知的財産分科会にて、商標法を中心に海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて新たに知的財産権侵害行為と位置づけることについて検討を行っている。一方、著作権においても「国内において頒布する目的をもって」「輸入する行為」が著作権侵害とみなされると規定されており（113条第1項1号）、同類の問題が内在している。

特に、財務省関税局資料によると著作権に基づく輸入差止実績（件数ベース）は、商標権に次いで2番目に多く前年度と比較しても増加している。新型コロナウイルス感染症蔓延による巣ごもりの影響から今後もこの傾向は継続する可能性があり、商標法等と同様に個人輸入に対する著作権侵害行為の位置づけについて改めて検討することを希望する。

(D) その他

(1) 商標登録出願の審査期間に関するもの

商標登録出願から権利化までの審査期間の短縮を希望する。

商標権に化体する信用はブランドが長期に使用された結果もたらされるものではある一方、商品のライフ

サイクル短縮により迅速な商標権確保についても近年その必要性が増している。しかしながら、審査期間長期化は、サービス開始数か月後に意図せず第三者の商標権に抵触していた場合、その対応及び交渉の複雑化・長期化やそれにかかる費用の高額化等の不利益を発生させる恐れがある。

その結果、事業会社に識別力の弱い商標（商標登録が認められづらく侵害リスクが低い商標）を選択する動機が生じることで、商標出願の必要性自体が低下し、ひいては強いブランド力構築を阻害する一因となっている。現在対応いただいている特許庁での人員増強や調査の外部委託等に加えて、ファストトラック審査対象の拡充等、速やかな審査が可能となるような運用改善を希望する。

(2) 特許庁の機能に関するもの

知的財産推進本部は、将来目指すべき社会の姿として「知的財産立国」を基盤とした脱平均・融合・共感を柱に価値デザイン社会の実現を目指すと策定している。価値デザイン社会実現に際しては技術的観点だけでなく、コンテンツやブランド、デザインといった知的財産権に関する総合的な価値観を社会実装することが求められ、産業財産権の所轄たる特許庁に対して産業界や国民の期待が今まで以上に寄せられると想定される。

知的財産全般にかかる官庁機能の再構築は、行政庁内や産業界において広く今後の知的財産の在り方に関する認識を共有することに繋がるとともに、我が国における知的財産の活用を最大化・最適化する契機となると考える。それに伴い諸外国とのハーモナイゼーションや実態との整合性を保つためにも「知的財産庁」等への名称変更も検討に値すると考える。

以上

法人・団体名
19. 中小企業知的財産交流・研究会
意見の分野
—
意見
<要旨>
中小企業の活力を産業発展に生かしていくためには、各種制度を、中小企業の視点を取り入れて継続的に改善、改革していく必要があると考えます。
特に、中小企業の知的財産活動に大きな役割を果たしている弁理士制度の改善、財務基盤の弱い中小企業等を対象とした費用の減免制度等の強化・改善、中小企業等が利用する特許情報プラットフォーム等の強化・改善、中小企業に配慮した競争環境の整備、は極めて重要です。
<全文>
1. 「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の乱用行為等に関する実態調査報告書」等を踏まえた対策の推進（一部新規・一部継続意見）
令和元年6月に公表された「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の乱用行為等に関する実態調査報告書」（公正取引委員会発行）には、多くの中小企業が、いろいろな形で被害を受けているあるいは受けている恐れの強い事例が報告されています。
まずは、このような実態を明らかにした今回の調査を高く評価したいと考えます。
この調査で明らかになった実態を踏まえて、公正取引委員会は、「違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、経済産業省及び特許庁と連携し、製造業全体に対して本報告書を周知する。」と述べています

が、インターネットでの公表にとどめることなく、本報告書の内容の説明会なども積極的に開催していただきたいと考えます。

さらに、周知する対象の製造業の企業としては、中小企業よりも、むしろ、優越的地位になりうる大企業への周知に力を入れていただきたいと考えます。

なぜなら、中小企業は、仮に知識があったとしても、弱い立場から、取引相手である大企業に、大企業の要求が優越的地位の乱用にあたる可能性があることを指摘することができない場合が多いからです。

また、大企業への周知を図るに当たっては法務知識が十分な法務部門、知的財産部門への周知だけでなく、法務部門や知的財産部門が十分に関与することなく契約交渉等を直接担当する場合のある購買部門や営業部門、開発部門の担当者への周知がより重要であること、そのための企業内教育が重要であることを認識して周知活動を進めていただきたいと考えます。

さらに、今回の報告書を周知するため、また、報告書に記載されている事例を周知するために「優越的地位の乱用に関する独占禁止法上の考え方」(優越ガイドライン)の中で本報告書を引用し、また、一部の事例を、この優越ガイドラインに盛り込んでいただきたいと考えます。

また、令和2年6月には「スタートアップの取引慣行に関する実態調査について（中間報告）」が公正取引委員会より公表されております。この実態調査（中間報告）でも、スタートアップが、令和元年6月に公表された「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の乱用行為等に関する実態調査報告書」の中で紹介されている製造業の中小企業と同様に、知的財産に関して不利な契約を締結している状況が伺えます。国には、スタートアップや中小企業のかかわる取引が適正になされるよう、環境整備を含めて必要な対策を推進していただきたいと考えます。

2. 中小・ベンチャー企業における産学連携について

(1) 大学発ベンチャーの育成環境の整備（新規意見）

政府には、大学発ベンチャーに対する大学の「育成方針」と、締結される「知財契約の条件」とが整合が取れているのかどうか、実態を調査し、不整合があれば、妥当なレベルがどこにあるのか、関係者、有識者などで議論いただき、大学発ベンチャーが適切な契約を大学と締結できるよう、環境整備を図っていただきたいと考えます。

＜理由＞

大学発ベンチャーの育成は、日本におけるイノベーションを推進するために重要であり、この視点は、ここ数年間の知財推進計画にも反映されていると認識しております。当該ベンチャーを送り出した大学は、当該ベンチャーの親のようなものであり、殆どの大学が、大学発ベンチャーを育成する、という基本的考え方を保有していると思われます。

しかしながら、実際の契約交渉の場面、特に、知的財産の共同出願契約、実施許諾契約あるいは譲渡契約の交渉場面では、上記考え方がないがしろにされているのではないか、と思われる経験をした大学発ベンチャーがあります。

あるケースでは、大学発ベンチャーが事業の基礎となる知的財産の譲渡を求めた際、創設間もないベンチャーが支払える能力を超えた（資本金の何倍もの）対価の支払いを要求され、更に複数の特許について実施許諾契約を交渉していく、特許ごとに一定の実施料率での支払い条件のもと複数の特許の実施料率を積み上げると、事業として成り立たない料率になってしまうような条件の提示を受けたと聞いております。

大学発ベンチャーにとっては、大学の保有する知的財産権の実施条件や大学との共同開発の成果を実施する条件は、死活問題であり、当該大学以外と契約する選択肢はない状況です。

このようなケースがどの程度あるのか、逆に「育成する」という視点で、実施料支払いの条件が他の一般企業よりも優遇されているケースがどの程度あるのか、外からはわかりませんが、政府には、大学発ベンチャーに対する大学の「育成方針」と実際の「知財契約の条件」とが整合が取れているのかどうか、実態を調査し、不整合があれば、妥当なレベルがどこにあるのか、関係者、有識者などで議論いただき、適切な環境整備を推進していただきたいと考えます。

(2) 中小・ベンチャー企業がかかわる産学官連携の環境整備の推進（新規意見）

近年の第4次産業革命の大変革期を乗り越えるために、大企業だけでなく、中小・ベンチャー企業も、産学官連携にかかわる必要性とその機会は増えるものと思われ、中小・ベンチャー企業が参加しやすい環境整備は必須と考えます。その中でも、以下に述べる点については、重要と考えます。国には、下記の点を含めて、中小・ベンチャー企業が産学官連携に参加しやすい環境整備を推進していただきたいと考えます。

① 契約条件の柔軟性の推進

環境整備として検討するべき項目の一つが、例えば共同研究による共有成果を企業が実施した時に、企業が

大学に支払う実施料（不実施補償）の問題です。

いくつかの大学や国の研究機関（以下、「大学等」）では、不実施補償に拘らない複数の選択肢が共同研究契約に明記され、企業側がその選択肢を選択できるようになっており、この選択肢をもとに企業と大学等が交渉することが可能となっております。

国には、このような柔軟性を他の大学等が採用できるような環境整備を推進していただきたいと考えます。

② 契約条件の明確性の推進

大学等が用意している共同研究契約書ひな型の中には、実施料の要否を明記せずに共同出願契約を締結する際の協議にゆだねている条文を有しているものがあります。このため中小・ベンチャー企業は、共同研究契約を締結する段階では、実施料を要しない選択肢・可能性が残されていると理解して共同研究契約を締結したところ、実際には、大学等としては、実施料を不要とするのは極めて例外的な場合と考えており、そのことを共同出願する段階になって、初めて中小・ベンチャー企業が認識するに至るケースが散見されています。このような事案においては中小・ベンチャー企業にとって「後出しじやんけん」のように感じられ、そのような経験をした中小・ベンチャー企業は、以後産学連携への意欲を失ってしまう結果となりかねません。

実施料の支払いが必須であるなら、必須であることを共同研究契約ひな型に明記するべきであり、逆に不要となる場合があるのなら、どのような条件を満たせば不実施料を不要とするのか、その条件を明確にして、そのことを共同研究契約に盛り込むようにするべきと考えます。国には、そのようなひな型を大学が用意するような環境整備を推進していただきたいと考えます。

③ 不実施補償料（実施料）の支払いタイミングの再検討

企業が大学に実施料を支払う契約のほとんどは、「実施」したら支払うことになっており、成果を使った製品を売り上げたら、その売り上げに料率を乗じて、実施料を算出して支払うことが一般的です。そこには共同開発の成果を使った事業が軌道に乗るようになったかどうか、事業として利益が出るようになったかどうか、事業化までの投資が回収できるようになったかどうか、累積赤字が解消したかどうかに關係なく支払う条件であることが殆どであると考えます。

大企業であれば、このような契約条件でも問題は小さいと考えますが、中小・ベンチャー企業は、会社全体としても十分な利益が出ているとは限らず、さらに実施料支払いに關係する事業に売り上げがあつても、その事業から利益が出ていなかつたり、仮に利益が出るようになったとしても、それまでの投資が回収できていなかつたりしている場合もあり、タイミング的に、これまでのよう単純に売上げが上がったら支払うのが適切とは思われません。

特に創業間もないベンチャーの場合、他に事業もなく、創業暫くは、売上げがたつたからと言っても、事業として利益が出ていないことが多く、その状況で実施料を支払うことは、投資家からの投資資金が大学に回っているだけであり、大学だけが、投資家よりも早く資金回収しているようにも思え、適切な条件には思えません。

また、共同出願の中には、その後特許とならず、拒絶が確定してしまうものもあり、出願中から支払うことには不合理性を感じている中小企業もあります。

国には、実施料を支払うタイミングはどうあるべきか、有識者を集めた議論をしてその結果を公表していただき、もって中小・ベンチャー企業が産学連携に参加しやすい環境整備に努めていただきたいと考えます。

3. 意匠制度改正に伴う料金減額制度の導入（継続意見）

複数意匠一括出願の導入や関連意匠の拡充に併せて、料金減額施策の導入も検討されることを希望します。

理由

多くの国では複数意匠一括出願や関連意匠出願の各制度と共に料金の減額が導入されており、事業者がより多くの出願を安価な費用で一括出願できるように配慮されております。

また、特許は中小企業に対する減額制度が拡充されており、商標は一商標多区分出願における減額や登録料・更新登録料などの大幅な減額がされております。

しかしながら意匠に関しては現行制度上も、関連意匠出願や中小企業に対する料金減額は一切ありません。

中小企業の製品・サービスのブランド形成に資するデザイン保護等のため、意匠制度の利用を促進していく必要があることから、導入が予定されている複数意匠一括出願や関連意匠出願において、料金減額施策の導入も検討されることを希望します。

4. 中小企業の特許料金等の軽減措置について

(1) 特許料金等の見直しについて（新規意見）

1月25日付日本経済新聞朝刊の報道によると、特許庁では、特許料金等の値上げを検討しており、そこには、2019年4月から施行された、いわゆる、中小企業の特許料金等の一括半額制度（新減免制度）も見直し対象になっているとのことです。中小企業としては、一律半額制度の導入を大変評価していたところであり、施行したばかりにもかかわらず、見直しをする、との報道に驚いているところです。

報道の通り財政的な理由で見直すのであれば、特許料金体系全体の見直しをすることはやむを得ないと考えますが、そうであったとしても、中小企業に対する一律半額制度を導入した根拠がなくなったわけではないので、仮に、特許料金等の見直しをするとしても、中小企業に対する一律半額制度は引き続き維持すべきであると考えます。また、報道されているように、一律半額制度を悪用するケースが問題となっているのであれば、一律半額制度の基本的枠組みを残し、悪用を防止する手立てを検討するべきであり、導入したばかりの一括半額制度を廃止するようなことが無きよう、慎重に審議いただくことを要望します。

(2) 中小企業の特許料金等の一括半額制度の適用対象について（継続意見）

2019年4月から施行された新減免制度では、既に登録になっている特許や、2019年3月以前に審査請求手続きをした特許出願は、対象外です。これら、既に登録になっている特許や本年3月以前に審査請求手続きをした特許出願についても、その後の特許料納付の際に新減免制度の恩恵が受けられるように適用対象を拡大するべきと考えます。

理由

旧減免制度では、一部の中小企業しかこれを利用できませんでしたが、新減免制度では、すべての中小企業が減免対象企業として利用できるようになりました。

新たに減免対象となった中小企業にとって、審査請求手続きに関しては、2019年4月以降すべての審査請求手続きに関してその恩恵を受けることができますが、3月以前に審査請求手続きをした特許出願、既に登録になっている保有特許に関しては、新減免制度の対象にはなりません。すなわち、3月31日時点で多くの審査請求済み特許出願または登録特許を保有している、新たに減免対象となった中小企業にとって、施行当初は、新減免制度による恩恵・政策効果が一部に限定されてしまいます。

中小企業の活力を日本の産業の発展につなげるためには、すべての特許に関して新減免制度の恩恵・政策効果を受けられるようにするべきであり、そのためにも、新減免制度の適用対象を、2019年3月31日以前に審査請求手続きをした出願及び既に登録になっている特許にまで拡大する必要があると考えます。

(3) 11年目以降の特許料金について（継続意見）

いわゆる中小企業の特許料金等の一括半額制度は、その対象が特許料金に関しては10年目までに限定されておりますが、中小企業にとって、最初の数年間よりも、11年目以降の特許料金こそ、軽減する必要性が高いと考えます。

理由

特許料は、1～9年目に比べて、10年目以降の金額が大きく、中小企業にとって10年目以降の軽減措置の必要性が、1～9年目よりも高いと言えます。特に、中小企業の保有特許使用率は63.4%と、大企業の35.4%に比べて高く（中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第14回（平成29年3月14日）会合配布資料4-3第3頁）、いわば、事業に必須の放棄できない特許が多いことを示唆しております。また大企業が不使用特許を放棄することで浮いた資金を長期保有する特許の維持年金に充当できるのに対して中小企業にはそのような対策も取りにくいことを示唆しております。

さらに米国は、small entity 向けの特許維持年金の50%軽減を、11.5年目維持年金にも適用しており、軽減措置の対象年に制限は設けておりません。カナダやフィリピンにも同様の制度があります。また、英国やドイツには中小企業向けの軽減措置は無いようですが、かわりに、維持年金が減額されるライセンス・オブ・ライト制度があり、この制度を利用することにより資金負担を軽減できるようになっております。日本の中企業が世界で戦っていくためには日本で基礎体力をつける必要があり、そのためにも、一律半額制度の適用期間を11年目以降にも拡大することが、必要かつ重要であると考えます。

5. 弁理士制度について

(1) 弁理士の国際化対応について（継続意見）

弁理士の国際化対応研修は重要であり、特に、それまで外国出願業務に携わってきたことのない弁理士が外国出願業務に従事するにあたっては、外国出願の実務において極めて重要な基礎的知識を習得する必要があり、そのような弁理士に対する国際化対応研修の実施と受講の徹底を図るべきと考えます。

理由

中小企業の海外進出にともなって、中小企業による外国での知的財産権の取得は増加しています。中小企業が外国出願するにあたっては、国内基礎出願の代理人弁理士が、そのまま外国代理人との間に立つことが多いため、外国出願が的確にかつ効率的になれるためには、外国代理人と中小企業の間に立つ国内代理人弁理士が、基礎的知識はもちろんのこと、その国の最新の法制度とう引用を十分熟知して、必要に応じて適切な助言をすることが不可欠です。

弁理士法に規定されている継続研修の中でも、外国出願に関する研修は充実強化されていると思われ、引き続き注力されるべきと思いますが、中小企業が国内出願を依頼する弁理士の中には外国出願に関する知識や実務経験が十分とは言えない弁理士もあり、その結果、適切な、あるいは効率的な権利取得ができなかつた中小企業があります。今後ますます外国出願が増えることが予想されることから、最新の知識を得るために国際化対応研修だけでなく、これから外国出願業務を扱おうとする弁理士が、例えば、国によって新規性喪失例外規定の適用範囲が相違することや、国によって請求範囲の作り方、考え方方が相違するなどの基礎的知識を習得するための国際化対応研修を実施し、受講を徹底していくべきと考えます。

（2）弁理士の高齢化対応について（継続意見）

弁理士の高齢化に伴うサービス品質の低下などの弊害を未然に防ぐ、何らかの対応策が必要と考えます。
理由

中小企業は、複数の弁理士（特許事務所）と取引をするほど多くの依頼案件を持っておりません。そのため、特定の一人の弁理士（一つの特許事務所）と長期にわたって取引を継続していることが多いと認識しております。このため、弁理士の高齢化に伴って、事務手続きや事務管理上において、徐々に、あるいは突然、不適切な対応を受けた経験を有している中小企業が少なからずあります。このような場合、改善されなければ当該代理人を解任し、新たな代理人に委任すればよいのですが、1件1件の特許出願が極めて貴重な中小企業の、このような被害を未然に防止する観点で、何らかの対策がなされるべきと考えます。

（3）一人弁理士事務所について（継続意見）

一人弁理士事務所の弁理士が何らかの理由によって代理業務を継続できなくなったときに、その弁理士に依頼している中小企業が困らないように、例えば、その弁理士の業務を引き継いでくれる提携弁理士を事前に明確にして、何かあった時に中小企業が希望すれば、その提携弁理士に業務を引き継いでもらうことが可能となるような仕組みが構築されることが必要と考えます。

理由

中小企業は、先に述べたように、一人弁理士事務所の弁理士と長く取引していることも多く、その弁理士に何かあった時に、依頼中の案件を対応してくれる、あるいは引き継いでくれる弁理士を短期間に見つけることは、中小企業にとって大変な負荷となります。

（4）弁理士ナビについて

①弁理士ナビの充実・改善（継続意見）

中小企業が、自社の技術分野に詳しい弁理士を探す際に、弁理士ナビは一つのツールとして有用です。その際、大雑把な専門分野ではなく、より詳しい専門分野が分かるように、例えば、出願代理実績のある分野とその件数などがわかるようにすると中小企業がより適切な弁理士を探すことが可能となるはずです。

さらに、先般「標準化・データ関連業務」が弁理士の標準業務として追加され、今後、中小企業が「標準化・データ関連業務」を、弁理士に依頼する場合もあるところ、弁理士ナビを通じた適切な弁理士が探せるように、弁理士ナビの情報の充実、更新を図るべきと考えます。

特に、中小企業にとって知的財産がかつてなく重要になってきており、弁理士には、今後、単に知的財産の専門家としての支援と助言だけでなく、広く法律と技術のクロスフィールドの専門家としての支援と助言、さらには経営者目線も加味した中小企業への支援と助言が求められると思われます。

中小企業がこのような支援と助言を求めて弁理士を探す際、中小企業が重要視するのは、その弁理士がどのような経験を有しているかであります。弁理士の企業勤務経験の有無、企業勤務経験がある場合には、所属が知財部門か研究開発部門かなどの情報も重要です。こういった情報を含めて、弁理士ナビの充実をより一層図っていくべきであり、国として弁理士会にどのように働きかけて頂きたいと考えます。

②弁理士ナビへのマッチング機能の追加（新規意見）

中小企業が弁理士ナビで新たな弁理士を探す需要は多いはずです。現在の弁理士ナビは、利用者が検索条件を入力して、検索条件に合った弁理士を見つけるツールとしてのみ機能しておりますが、この弁理士ナビに、検索でヒットした弁理士に対して、中小企業が依頼したい業務内容・希望条件を入力・配信し、それを受けて受注したい弁理士が応答し、応答内容を見て中小企業が弁理士を絞り込めるようなマッチング機能（受発注機能は含まず）を付加することを提案します。そうすることにより東京都中小企業振興公社の行つ

ている弁理士マッチングの全国版ができ、東京都以外の中小企業が、新たな弁理士を探しやすくなります。

また、マッチング機能を追加することで、弁理士ナビが弁理士にとっても新たな営業ツールになり、弁理士ナビに掲載される情報の充実化につながるものと考えます。

特に現在、特許庁は中小企業個人に向けた「お助けサイト」を開設し、その中で弁理士を探している中小企業・個人に「弁理士ナビ」を紹介し、誘導するようにしております。「弁理士マッチング機能の追加」は、こうした特許庁の努力にも整合するものと考えます。

6. 特許情報システム

(1) 全般（継続意見）

日本の特許情報システムは、特許庁が無償で提供している特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）等（外国特許情報サービス（FOPISER）や画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）等を含む）と民間業者が有償で提供している高度情報サービスの組み合わせで構成され、平成 28 年 5 月に公表された産業構造審議会知的財産分科会情報普及及活用小委員会報告書「特許情報のさらなる活用に向けて」によれば、今後も、この組み合わせを基本とするベストミックスを目指すとされています。

上記の有償で高度なサービスを利用できる中小企業もありますが、多くの中小企業は、有償サービスを受ける資金的余裕はありません。また、特許庁としても、中小企業等が容易に特許情報等を利用できる環境の整備をうたっております。そこで、可能な限り、J-PlatPat 等の無償サービスの機能充実を図るべきであると考えます。

また、日本の中小企業が、海外、特に米国や欧州の中小企業とニッチな市場で戦って勝ち残っていくためには、特許戦略は重要あり、その基本となる特許情報サービスを、米国や欧州の中小企業と同程度の利便性をもって利用できるようにすることが必要です。そのためにも無料で使える J-PlatPat 等の情報システムを米国特許商標庁、欧州特許庁あるいは世界知的所有権機関（WIPO）等の無料で使える情報システムの機能と同程度以上にしていく必要があると考えます。場合によっては、共同で、共通の次世代情報システムの構築を検討してもよいと考えます。

(2) 外国特許調査サポート体制・コンシェルジェの導入（新規意見）

最近は、中小企業も海外進出する機会が増え、外国特許庁の特許データベースを使う機会と必要性が増しております。一方で、中小企業にとっては、言語の問題と利用頻度・慣れの問題もあって、外国特許庁のデータベースを利用するハードルは、J-platpat の利用に比べてはるかに高くなります。

そこで、Espacenet や Patentscope を含め、中小企業が外国特許庁のデータベースを利用するハードルを下げるために、たとえば、J-Platpat を運用している独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）の中に、外国特許庁のデータベース利用をサポートするサポート体制の構築あるいは外国特許調査コンシェルジェの設置を検討いただきたいと考えます。

(3) 使い勝手の改善要望（継続意見）

継続的に各種機能の充実、使い勝手の改善がなされておりますが、今後も継続的に、特に以下の点について、機能の充実、使い勝手の改善が必要と考えます。

① 特許・実用新案検索機能に関して、平成 30 年 3 月以前は、キーワード検索対象として、「要約＋請求範囲」を選択できましたが、平成 30 年 3 月以降は、選択項目に「要約」と「請求範囲」はあっても「要約＋請求範囲」はなく、この検索をするために、論理式での入力が必要となりました。中小企業等の多くは、J-PlatPat の使い方を熟知しているわけではないので、従来のように、「要約＋請求範囲」を選択できるようにしていただきたいと考えます。

② 商標検索「称呼(単純文字列検索)」の選択項目の 2 行目が「称呼(単純文字列検索)」でデフォルト表記されていますが、ここは、「称呼(類似検索)」をデフォルトにするべきと考えます。操作が不慣れな中小企業が、デフォルトの選択をした場合でも類似商標がヒットするようにするためです。

③ 商標検索において、同一名称の権利者がいた場合、それぞれの権利者を区別する検索方法として、識別番号での検索がありましたら、先般のシステム変更により、商標登録後の識別番号検索ができなくなってしまいました。東京のように、同一名称の会社が複数存在している場合など、注目している会社の権利かどうかを確認するためには、出願人名による検索結果をひとつひとつ開いて住所を確認しないと、注目している権利者の権利なのかが判別できないという不便さがあります。こういったことから、同じ都道府県下に複数の同一名称の出願人が存在した場合でも、同一の出願人を検索できる代替手段を提供してほしい。

④ 特許・実用新案検索において、ヒットした外国文献の一覧表示が番号や日付だけですが、併せてタイトル、出願人名が表示される機能。タイトル表示があれば、内容をチェックする必要性の有無をある程度判断でき、関係ないものを含めて全件、内容表示させる必要が無くなり、調査検討の効率が大幅にアップすると考えます。

- ⑤ 商標の出願人・権利者名検索と特許・実用新案・意匠の出願人／権利者名検索の検索方法を揃えること。具体的には、特許・実用新案・意匠検索にあっては「株式会社」を省略した会社名で検索ができますが、商標検索の場合、正しい位置に「株式会社」を入力するか、または会社名の前後に「?」を入力しないと、ヒットすべきものもヒットしません。今までは、商標検索にあって、特許・実用新案・意匠検索と同じと誤解して「株式会社」や「?」を入力しないで検索した結果、該当するものがヒットしなかつたことにより、出願されていない、あるいは登録されていないと誤解するリスクが極めて大きい状態です。これを是非改善いただく必要があると考えます。
- ⑥ 特実の検索において、CSV でのダウンロードの上限が先般 500 件に引き上げられたが、引き続き上限アップに取り組んでほしい。
- ⑦ 今般のシステム変更により特実・意匠文献表示において 50 件ずつの表示がなされ、スクロールすることで、51 件目以降が表示されますが、WIPO Patentscope のように、1 ページ当たりの表示件数を選択でき、どのページを見たいかによって、ジャンプできるようにする機能。
- ⑧ 選択入力検索において、近傍検索の前後に入る単語は、それぞれ 1 単語しか入力できないが、前後のそれぞれの単語を 1 単語ではなく、類義語を「or」で併記できるようにする機能。論理式入力検索での機能はできますが、選択入力検索においてもできるようにしていただきたいと考えます。
- ⑨ 検索によって出力されたリストは、通常、公開番号等をクリックして内容をチェックしていくますが、一度チェックしたものとそうでないものを区別できる表示機能。
- ⑩ 履歴演算機能（検索式どうしの演算）
- ⑪ 特許・実用新案検索結果一覧画面における必須機能の整備
公報の列記において、「書誌・概要」の基本事項（番号、日付、発明の名称、出願人／権利者、分類）に加え「代表図面」、「生死情報」、「要約」または／および「第 1 請求項」の選択表示ができ、一覧画面だけでスクリーニングを行える機能
- ⑫ 特許・実用新案検索における選択入力欄の縦列を and または or を選択できる機能。現在は、縦列が、and だけでつながっておりますが、検索範囲をボックスによって変える場合、縦列を or を選択できると便利です。どこまでを or で計算するかルールを明確化する必要がありますが、ルールを明確化したうえで、縦列について、and と or のいずれかを選択できるようにしてほしいと思います。
- ⑬ Patentscope で実現されているように、統計情報として、基本事項（出願人・権利者など）のトップ 10 表示による簡易パテントマップ機能
- ⑭ 中小企業の利用を促進するために意匠検索のプルダウンメニューの中に、Graphic Image Park を選択できるようにするべきと考えます。
- ⑮ 中韓文献検索システムが J-PlatPat の中に統合されたように、Graphic Image Park も、将来的には、J-PlatPat の意匠検索機能と統合し、より高度な検索ができるようにするべきと考えます。
- ⑯ 特許・実用新案検索において選択入力欄を利用した場合、検索のアルゴリズムによりますが、各行（各ボックス）ごとに、検索ヒット数が、どのくらいに絞れているのか、たとえば、1 行目で何件、2 行目で何件、といった件数表示をして欲しい。このことにより、どのキーワード行が、検索件数を絞り込むのに、どのくらい影響あるのかが推測でき、検索条件の改善などに役に立てられると思います。
- ⑰ RSS 機能に関しての通知に対象出願案件の固定 URL を添付いただくこと。現在は、対象案件番号と、動きのあった内容が通知されますが、内容を確認するためには、改めて番号検索が必要となります。番号検索が不要となるよう、固定 URL を通知いただくと便利です。

（4）将来像（継続意見）

今後 AI の技術が進歩してくると、このような技術、製品の調査をしたいといった概念思考を AI が理解して、そのまま検索を実行する技術が実現されてくるものと考えます。そういう機能を世界に先駆けて実現できれば、検索・調査技術が未熟な中小企業が、必要な特許調査を難なく実現することができるようになると考えます。そしてそのことが、特許調査に掛ける負担を軽くし、これまで調査に取られていた時間と費用を開発業務に充當でき、ひいてはイノベーションの創出に資すると考えます。

（5）将来的な機能追加・改善の際のユーザーの声の反映（継続意見）

今後、さらなる機能追加・改善の計画を立てる際には、ユーザーが意見や要望を出せる機会を可能な限り設けていただきたいと思います。特に、メインの利用者である「中小企業の声」を反映していただきたいと思います。

（6）将来的な機能追加・改善・変更等の際の追加・改善・変更点の告知（継続意見）

これまで大きな機能追加や変更があった場合には、何らかの「お知らせ」がありましたが、マイナーな変

更等に関しては、使っていて初めて変わったことを知ることが多々あります。今後は、たとえマイナーな変更であっても、可能な限り、どこがどう変わるか、あるいは変わったかを「お知らせ」欄などを使って告知していただきたいと思います。

7. 特許出願図面について（継続意見）

特許出願に添付される図面は現状白黒に限定されておりますが、カラー図面の提出が可能となるように規則を変更していただきたい。例えば、写真を図面として添付する場合、もともとカラーで見やすいものが、白黒になることで、分かりにくくなることがあります。また、近年 CAD もカラー化されており、CAD 図面を利用して特許出願用図面を作成する際、白黒にすることで、図面として分かりにくいものになってしまう弊害があります。時代はカラー図面を求めており、カラー図面の添付が可能となるよう規則を変更していただきたいです。

8. 「特許メモ」について（継続意見）

現在すでに、特許審査において、審査官は、必要と判断した時には先行技術との対比を「特許メモ」で残しています（特許・実用新案審査ハンドブック第 I 部第 2 章 1 2 1 2）。

この「特許メモ」は、第三者がその特許を評価する際に、例えば、審査官がどこに発明と先行技術の違いを見出していたかなどを知ることのできる大変参考となる資料です。この「特許メモ」があることで、第三者による特許の適正な評価につながる可能性があります。また、権利者自身による特許の評価も、この特許メモがあることで、より適正に判断される可能性があります。権利者および第三者の評価が適正化されれば、評価をめぐる無用な紛争も減る可能性があります。

この「特許メモ」の作成は義務ではありませんが、出願に係る発明の新規性または進歩性に影響を与えるかもしれないと一度は検討した先行技術については、他に参考となる資料（拒絶理由通知と出願人の反論など）がなければ、必ず「特許メモ」を作成するような運用に変更するべきと考えます。そうすることにより、特許の評価をめぐる権利者と第三者の不一致を減らすことができる可能性が高まると考えます。

また、この特許メモの運用は、特許・実用新案の審査に限定されていますが、これを意匠出願の審査、商標出願の審査に拡大するべきと考えます。

9. 特許庁ホームページ内の「お助けサイト」について（新規意見）

ユーザーの視点で行政サービスの改善に挑戦するデザイン経営プロジェクトから生まれ、令和 2 年 1 月に特許庁ホームページ内に開設された「お助けサイト」は、ひとりでがんばる知財担当者や初めて出願手続した人などを対象に、出願後に特許庁から送付される拒絶理由通知書等にどう対応したらよいかをわかりやすく案内するということで、良い取り組みだと思います。

通知書を受け取った後の対応の流れ、通知書の見方、拒絶理由の解説、応答期限の確認、対応で使う書類の様式・サンプル雛形、書類の送付先等、対応に必要な情報が段階を踏んで「お助けサイト」にまとめられる点はユーザーにとって便利で評価できます。

しかし、実際に拒絶理由通知を受けた出願に対応するために、意見書・手続補正書の雛形を利用しようとすると、まだ戸惑いは解消されていません。拒絶理由には多くの種類がありますが、サンプル雛形で示されているのは、たとえば特許では進歩性違反のケースで一つの請求項に対する引用文献 2 件による例だけです。サンプル雛形に記載の例とは異なる拒絶理由を受けた場合、「お助けサイト」の対象者にはどうしたらよいのかわかりません。

拒絶理由の解説欄には、せっかく拒絶理由の種類・該当条文条項名・解説が一覧で示されているのですから、それぞれの拒絶理由に応じた代表的なサンプル雛形を拡充していただきたいです。

また、実際の拒絶理由通知には複数の拒絶理由の組合せ等もっと多様でいろいろなケースがあり、サンプル雛形での対応だけでは限界があると考えられますので、実例を参照できるようにするとよいと思います。

実際の拒絶理由通知書、意見書、手続補正書は J-PlatPat に収録されていますから、J-PlatPat に拒絶理由の種類や該当条文条項名で検索できる機能が追加されれば解決されます。

すぐには無理であれば、現状の J-PlatPat で閲覧できる経過情報の経過記録には拒絶理由条文コードが付記されていますので、まず拒絶理由条文コードで検索できるようにするだけでも助けになります。その際、実際に受けた拒絶理由は、どの拒絶理由条文コードに対応するのかが「お助けサイト」の対象者にもわかるように解説を加えるとよいと思います。たとえば、特許出願に対し、サポート要件（第 36 条第 6 項第 1 号）と進歩性（第 29 条第 2 項）に関する拒絶理由通知を受けた場合は、拒絶理由条文コードの 27（第 29 条 +

「知的財産推進計画 2021」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

第36条)で検索する、というようにすることが良いと思います。

このように、「お助けサイト」とJ-PlatPatを連携することにより、実例に触れ、登録または拒絶になつたケースを参照しながら対応できるようになれば、「お助けサイト」の対象者の知財力が向上し、出願の品質向上につながり、国益にもかなうものと考えます。

以上

法人・団体名	
20. 日本行政書士会連合会	
意見の分野	
(A1) 創造性の涵養・尖った人材の活躍	
(A3) 地域のエコシステム／中小・ベンチャー企業及び農業分野における知財戦略の強化	
(A7) 価値デザイン経営の考え方の普及と実践の促進	
(B1) デジタル時代のコンテンツ戦略	
意見	
<p>・著作権の考え方を含めた知財創造教育について、国民によりいっそう知つてもらうため、文部科学省と緊密に意見交換していただき、学習指導要領及び学習指導要領解説の中に明確に記述していただくことが必要と考える。</p> <p>・改正著作権法（授業目的公衆送信補償金制度）の周知等のために著作権教育に取り組んでいる行政書士を積極的に活用するべきである。</p> <p>・行政書士は、農地利用並びに林地開発行為等において、全国の第1次産業事業者に深く寄り添い行政手続を支援している士業である。農林水産分野での知財の権利化、また、その保護、活用については、他士業と連携して取り組むことが国民の利便に資することとなる。例えば、弁理士との連携によって知財の海外流出に対応するなど、連携して取り組むべき事項がある。こうした士業間連携の体制を構築するために、特許庁や農林水産省、総務省の協力をいただきたい。</p> <p>・先般来、行政書士は知的資産経営の視点から中小事業者の経営をサポートしており、経営デザインシートの活用を含め、価値デザイン社会の実現に向けて積極的な活動をしている。経済産業省、中小企業庁、内閣府におかれでは価値デザイン経営の普及の担い手として国民にとって身近な存在である行政書士の立場を認識して活用していただきたい。</p> <p>・e-スポーツの発展にはガバナンスを含めルール作りといった「フェア」の価値観の醸成が必要である。経済産業省、文部科学省におかれでは日本的な公平さの国際化と普及啓発が求められる。行政書士は風営法関連事業を始めゲームコンテンツの保護、著作権教育、法教育にも関与しており、ルールメイキングに積極的に活用するべきである。</p>	

法人・団体名	
21. 日本ジェネリック製薬協会	
意見の分野	
(A8) 知財の戦略的な活用と社会実装に向けた環境整備	
意見	
1.	
<p>「知的財産推進計画2020」の2.（3）丸3「知的財産の保護と利用、公益と私権とのバランス」には、次の認識が示されている。</p> <p>「2003年の知的財産基本法制定以来しばらくの間は、知的財産の保護にフォーカスした知財戦略が進められてきたが、近年は、排他的な独占権による知財保護重視から、知財の保護と利用のバランス重視へ転換する</p>	

流れとなっていました。この方向性は、コロナ危機とそれに続くニュー・ノーマルへの移行に対して整合的であると考えられる。」

2.

一方で、「知的財産推進計画 2020」の3.(8)「知財の戦略的な活用と社会実装に向けた環境整備」の「現状と課題」として、次の認識が示されている。

「民事司法制度改革の推進に向け、『民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議』が開催され、…(中略)…紛争解決機能の強化に関しては、二段階訴訟制度の導入、損害賠償の見直し(懲罰的損害賠償、利益吐き出し請求権)等の方策について検討が必要であるとしている。」

3.

しかし、現行制度の枠組みを超えた二段階訴訟制度、損害賠償の見直し(懲罰的損害賠償、利益吐き出し請求権)に代表されるような権利者側に立った知財紛争処理システムへの過度の傾注は有効な施策といえず、却って「知財の戦略的な活用と社会実装」を妨げるものであると考える。

このような、権利行使ばかりを強化する方向性は、前記の「知的財産の保護と利用、公益と私権とのバランス」を目指す方針には沿わないものである。

実際、特許制度小委員会が令和3年2月に中間とりまとめを行った報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方」においても、二段階訴訟については「ニーズを疑問視する意見が多数であり」、「具体的なニーズが高まった時期に改めて検討することとするのが適当である。」(同報告書9頁)と纏められており、また、「懲罰的賠償制度については、否定的な意見が多く出され、早期の制度化に向けた検討を進めることには慎重であるべきだと考えられる。」、「侵害者利益吐き出し型賠償制度については、…(中略)…制度の早期導入に慎重な意見が多数であった。」(同報告書25頁)と纏められている。

従って、現行制度の枠組みを超えた権利者側に立った知財紛争処理システムへの過度の傾注は見直すべき時期に来ている。

4.

そもそも、経済活性化の根本は公正な自由競争であり、その例外である特許の行き過ぎた権利行使は経済の活性化を妨げるおそれが強い。権利者側に立った知財紛争処理システムへ過度に傾注するのではなく、大発明を生み出すイノベーションを生み出す環境を整備する必要がある。発明の利用を促進して社会還元し、高度な技術に容易にアクセスできる社会基盤を整備することにより、オープンイノベーションを花開かせる事が肝要であると考える。

オープンイノベーションを花開かせる為には発明サイクルを回すことが大切である。発明サイクルを回すためには、斬新な技術や発想が社会で広く利用されることによって、しかるべき対価が得られる仕組みが重要と考えられる。

権利者側に立った知財紛争処理システムへ過度に傾注すると、斬新な技術や発想を社会で広く利用することにブレーキをかけてしまうので、「知的財産の保護と利用、公益と私権とのバランス」による発明サイクルを回す妨げとなる。

特許制度小委員会に於ける二段階訴訟制度、損害賠償の見直しの議論においては、産業界には、ニーズを疑問視する意見が多い。特許法は産業の発達のための法律であるから、特許法の改正の議論は、産業界の具体的なニーズに基づくべきである。

5.

発明サイクルを回してオープンイノベーションを花開かせるためには、触媒となる社会基盤が必要であ

る。特許庁こそが、触媒となる社会基盤の核を担うのに相応しいと考える。

しかしながら、特許庁の電子化・オンライン化はポストコロナ時代の要請に後れを取っていると言わざるを得ない。

例えば、緊急事態宣言によって、特許庁の窓口業務がストップしており、無効審判や延長登録出願の包袋複写が一切できなくなっている。無効審判や延長登録出願の包袋を電子化して、Web上で無料公開すれば、緊急事態宣言下においても、包袋記録が有効活用されて、リモート化・デジタル化及びデータ活用の推進に繋がる。

既存の紙書類を全てスキャンしてPDF化した上で、J-platpat やインターネット出願のシステムを通じて無償公開し、あとは民間に任せるべきであると考える。

また、無効審判の口頭審理や面接審査を止めることのないように、全ての紙書類を廃して電子化し、特許庁の通信回線を太くするとともに、WEBカメラ等の設備を整備すべきである。

思いきって、特許庁が、SNSのような媒体を提供して、知財関係者の自由な意見交換を促すことにより、知財流通とオープンイノベーションを促すことも考えられる。

知的財産に関して、今、産業界から具体的なニーズが上がっている喫緊の要請は、リモート化・デジタル化及びデータ活用の推進のための、ハード、ソフトの両面からのインフラ整備である。

リモート化・デジタル化に対する国民のニーズと需要が高まっており、関連する規制の見直しや特許庁のインフラ整備を一気に進めるべき重大な局面にあると考える。

6.

「知的財産推進計画 2021」では、権利者側に立った知財紛争処理システムへ過度に傾注する代わりに、発明の利用を促進してオープンイノベーションを花開かせることにより知財創出すべきである。また、時代に取り残されつつある特許庁の電子化・オンライン化を挽回するための予算措置を行って、オープンイノベーションを支えるインフラを一気に整備すべきことを明記すべきである。

200字以内の要約：

二段階訴訟、懲罰的賠償などの、現行制度の枠組みを超えた権利者側に立った知財紛争処理システムへ過度に傾注すると、「知的財産の保護と利用、公益と私権とのバランス」が保護と私権に傾いてしまう。発明の保護よりも、発明が生まれる環境の整備が重要である。早急に特許庁が知財の電子化・オンライン化の社会インフラを整備して発明の利用を促し、発明サイクルを回して、オープンイノベーションを花開かせるべきである。

法人・団体名
22. 日本製薬工業協会
意見の分野
(A) 主として産業財産権分野に関するもの
意見
《要旨》
わが国における製薬企業の創薬イノベーションと国際競争力の強化のためには、研究成果が適切に知的財産として保護される環境が必要である。また、企業においては、知的財産部門の機能を拡大・強化しつつ、データ・AI等の利活用を促進することによって新たな研究開発モデルにチャレンジし、それを事業的な成功に結びつけていくことが必要である。掲題「知的財産推進計画 2021」の策定に向けた意見募集につき、下記の通り要望する。

1. ライフサイエンス産業のイノベーション創出を加速するルール作り
2. 人工知能（AI）等の新しい技術を活用したグローバルな審査体制作り
3. 知的財産外交の強化について
4. 生物多様性条約に関する体制整備

《全文》

1. ライフサイエンス産業のイノベーション創出を加速するルール作り

（1）ライフサイエンス産業に於ける、産官学・产学・産産の協創推進施策

新型コロナの世界的蔓延に伴い、新型コロナ以前の常識が「ニュー・ノーマル（新たな日常）」に取って代わられつつある。新型コロナを奇貨として、AI やビッグデータを活用した医療の提供等、ライフサイエンス分野でも業種を越えた協創がより一層加速し、特にデジタル技術をライフサイエンス分野に積極的に組み入れることで、国内でも先駆的な企業がモノづくりだけではなく、コトづくりのビジネスモデルにも挑戦をはじめており、新たなデジタルセラピューティクスの事例も見受けられるようになった。

製薬産業が、低分子及び抗体等のバイオ医薬品のみならず、希少疾患等の治療・予防に有用な遺伝子治療、細胞治療、再生医療、更には、デジタルを活用して非侵襲性かつ行動変容を促すデジタルセラピューティクスなどの新しいモダリティーを革新的な医薬品として持続的に創出し続けるためには、産官学・产学・産産（特に異業種間）の協創の深化が不可欠である（一例として、内閣府が主導する産官学連携プラットフォームの設立）。その協創において、新しいモダリティーに係る技術を適切に知的財産権で保護することは、革新的な医薬品を持続的に導出するためには必須である。また、研究開発初期から事業化・製品上市に至るまでの活動に複数の当事者が絡みあうことが前提となる「協創」に先立ち、当該プラットフォームの設立過程において、プラットフォームに参加する当事者間の知的財産権の保護の在り方について、長期的なビジョンで各当事者の事情に捕らわれない広い視野での協議ができるように、積極的に製薬業界にもお声がけを要望したい。

ライフサイエンス分野のイノベーションを推進するために、エコシステムの形成強化等、産官学間、異業種間の連携による新たなビジネスモデルによる価値創出を最大化するという文化の醸成・浸透を図っていただきたい。また、ライフサイエンス分野における標準化、パテントプール、コンソーシアムなどのオープン戦略を利用することにより、研究開発コストや社会的コストを削減し、患者（国民）に最適の医療をいち早く届けることができると考えられる。

具体的には、諸外国の制度との比較を含め、ライフサイエンス産業に於けるベンチャー企業（スタートアップ）を核とする大学（国研）・ベンチャー企業・大企業間の自律的で継続的な共創エコシステムを促進するための我が国における課題の整理と政策の推進（一例としては、経済産業省より公表された「CIP（技術研究組合制度）」、「产学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」の活用促進）をお願いしたい。特に、今後の産官学連携による共創の機会が増加する事に鑑み、ベンチャー企業（スタートアップ）との事業連携が当然に増えるものと考えられる。製薬企業としても、そのベンチャー企業（スタートアップ）への出資を含む投資に対して、一定の経営リスクを背負っているため、知的財産権の取扱いについて、ベンチャー企業（スタートアップ）の知的財産権の取扱いに係るリテラシー向上の推進、実情の取引慣行を逸脱しないような指針の啓発を積極的に促進されることを要望する。

更には、日本発の、日本の強みとなるような画期的な基盤技術が産・官・学といった様々なステークホルダーの協創・協働を通じて創出されるような仕組みづくり（コンソーシアム、特許の一元管理と活用など）を強力なリーダーシップにより推進されることを要望する。このような技術の開発には長期間を有し、また、成功確率も低い面が否めないことから、その活動のモメンタムを維持し高い成果を出すためには、複数年にわたる努力を前提とする中長期的ビジョンと参加者のコミットメント、これらを支えるリソースの確保といった要件も具備することが必要となるので、政府として取り組んで頂きたい。

(2) データの適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り

医療データの利活用については、近年活発に議論されている。たとえば、政府が発表した「成長戦略フォローアップ」及び「成長戦略実行計画」を受けて、第4回ゲノム医療協議会において全ゲノム解析等実行計画の実行により、個人情報保護法の特則である次世代医療基盤法の下でデータ所有機関（東北メディカル・メガバンク、C-CAT 等の行政機関）と研究開発機関（IT 系企業、製薬・医療機器企業等）などの新たな連携を進め、医療データや健康データ等のビッグデータの共有化・利活用が急速に促進されている。また高齢化などの社会課題の解決のためにも、データの活用が模索されている。

更に、2020年初頭から全世界に広がった COVID-19 パンデミックの事態に対応するためにデータの利活用や AI といった最新技術を活かしていくことが求められているところ、当該事態は日本におけるデータの利活用や共有システムの整備が喫緊の課題であることを改めて想起させた。

そして、世界的に実体経済の動きが鈍化する中で、経済活動の情報集約化が一層加速しており、日本は、その強みである製造業において、製品の研究開発・改良・品質管理・流通・販売の過程で蓄積されたリアルデータを活用してゆかなければならぬ状況にある。

こうした中で、データや AI 等の利用により新しい価値、イノベーションを創出し、日本の国際競争力を高めていく必要性が一層高まってきている。

国民の個人データを十分保護しつつデータ利活用を促進するためには多様な課題があるが、海外のデジタル機器活用等の政策動向を参考に日本に適した仕組みを検討すること、及び次世代医療基盤法など既存制度の迅速な実施の実現、ヘルスケアデータの取り扱いについて患者団体などの関係者団体を含めた検討の枠組みの構築などを通じて、データの利活用についての課題解決、例として、臨床情報が紐づいたゲノム情報の整備とその二次利用の推進を引き続き要望すると共に、製薬産業が各種プロジェクト又はコンソーシアムに参画した場合の知的財産権の帰属及びデータ利活用の一元管理された制度設計に向けてさらにご検討をお願いしたい。

2. 人工知能（AI）等の新しい技術を活用したグローバルな審査体制作り

現在、特許出願の審査の迅速化や質の向上を目的として、早期審査、優先審査、特許審査ハイウェイ、各國特許庁間の審査官交流といったプロセスの改善やグローバルドシエの構築といった IT 環境の改善などが行われてきており、大きな成果が出ていると感じている。しかしながら、審査官の人員や各国で異なる言語の問題もあり、審査期間の短縮には限界があり、また、出願人にとっては各国における権利化のための費用負担増という問題もある。そこで、世界中の特許庁が協力して、早期かつより均一な質を期待できる審査体制が望まれる。

しかるところ、特許庁では、AI 技術の活用に向けたアクション・プランの平成 30 年度改定版（https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/ai_action_plan-fy30.html）が作成されている。日本特許庁にてこの取り組みを一層積極的に進めたうえで、他国の特許庁にも展開し協働していただきたい。それにより、各國特許庁における審査負担が軽減され、審査の質のさらなる均一化および審査期間の短縮が期待できる。特にライフサイエンス分野の発明は、化学構造式、配列、細胞、製剤といった構造、対象疾患、用法・用量といった数値などによって特定されるため、比較的 AI 技術等を活用した審査のメリットを享受しやすい分野であると考える。

また、日本国で出願される発明の公開公報（日本語国際公開公報を含む）の英語機械翻訳についても、正確性を上げることが外国特許庁の審査実務での適切な引用、及び無効理由を含む外国特許の権利化を防止することに繋がることから、AI 技術の活用を含めて取り組んで頂きたい。

AI 関連発明の審査上の課題について、AI 関連発明及びその発明者の定義、発明性（特許適格性）、進歩性、実施可能要件及びサポート要件を含む特許要件、その引用適格性について、三極共通のガイドラインの制定をお願いしたい。その際には、AI を構成要件として含む発明、AI を利用して生まれた発明の審査について、当該発明が利用される医薬品、食品、化学品等の個々の技術分野の知的財産保護にとって、適正なガイドラインとなるように、AI 技術のみに捕らわれない議論をお願いしたい。

3. 知的財産外交の強化について

中国を始めとする新興国が台頭し、あるいは、グローバリゼーションについても多種多様な価値観が生まれてきているなか、日本のプレゼンスを維持・向上し、世界の知財制度の整備・発展をリードしていただきたい。日本の国際競争力を維持し、さらに強化するための戦略を策定し、国際ルール及び外国の知財制度、知財行政、あるいは、司法判断に影響力を与えていただきたい。

とりわけ国際的な場で議論されている COVID-19 対応については、治療薬及びワクチンの研究・開発・供給を促進するために種々のパートナーシップを継続・強化するとともに、製薬企業の COVID-19 対応のためのインセンティブを削ぐことが無いように慎重に議論を進めて頂きたい。中国では、(1)医薬品の特許期間延長制度及び(2)パテントリンクエージについて第四次改正特許法に規定が設けられるなど制度整備が進んでいくが、(3)臨床試験データの保護制度については 2018 年 5 月以降進展が見られず、(1)～(3)のいずれの制度も中国国内産業・企業に偏った保護を与え、日本企業を含む海外企業による医薬品の開発を実質的に排除しないような制度の構築に向けた発信をしていただきたい。

4. 生物多様性条約に関する対応

生物多様性条約または名古屋議定書の批准に基づく各国ルール（特許制度を含む）については、日本企業の、国内よりも海外での研究開発に困難や問題が生じている、あるいは、生じる可能性が高い状況が続いている。日本政府においては、日本の名古屋議定書の批准及び国内化をゴールではなくスタートとして捉え、今後も海外における生物資源（遺伝資源：有体物）のアクセスと利用が円滑、適切になされ、研究開発が阻害されることのなきよう、対応していただきたい。

特に、最近に問題となっているデジタル配列情報（DSI）を生物多様性条約・名古屋議定書の対象範囲化しようとする動向及び各国が DSI のアクセスと利用につき研究開発を阻害するようなルールを策定しようとする動向は、日本企業の生物資源（遺伝資源）に関する研究開発及び当該研究開発への投資に重大な影響を与えることが必至である。研究開発及び当該研究開発成果の利活用の観点からも、生物多様性条約・名古屋議定書をはじめとする国際的な枠組の対象範囲に DSI を含めないよう、特許出願明細書への遺伝資源の出所開示は義務化しないよう、長期的な戦略をもって慎重且つ粘り強く議論を進めるとともに、各国において研究開発を阻害しないような明確かつ安定した法制度が整備されるよう、日本政府には国際会議等において締約国・加盟国・研究開発立国としての権限と責任と役割を果たしていただきたい。

法人・団体名	
23. 日本製薬団体連合会	
意見の分野	
(D) その他 (B3) デジタルアーカイブ社会の実現	
意見	
《要旨》	
医療関係者からの要請に応え製薬企業が行う情報提供にかかる文献の複製について、患者が最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、著作権法の権利制限規定の対象とすべき必要性が高まっており、早急に権利制限に向けた審議再開が必要である。また、このような国民の権利を保障するためには権利制限すべき課題は他にもあり、より柔軟性の高い権利制限の導入により、それらの解決を図るべきである。	
《全文》	
患者の権利に関するリスボン宣言においては、「すべての人は、差別なしに適切な医療を受ける権利を有する」とされている。そのため、医療関係者は、患者が投薬を含めた最善の治療を受ける事が出来るように、最適な医薬品情報を迅速に取得し検討する。その際に必要な情報源は、添付文書やガイドラインを含めた主に学術文献である。これらの学術文献については、最適な情報を迅速に取得するために、医療関係者が自ら	

調査収集する以外に、製薬企業にその提供を求めることが多い。

多くの製薬企業は、患者が最善の治療を受けることが出来るよう、著作権管理団体と契約を締結し、学術文献の複製物を迅速に提供しようとしているが、製薬企業の自主性に任されているばかりか、著作権管理団体との契約上、コロナ禍においても、紙での利用（複写）しか許諾されず、迅速に提供できない場合や、電子化許諾に高額な費用が発生する場合も少なくない。このような現状は、最適な情報の迅速な提供の障害となり、治療を受ける患者に不利益が生じる可能性が放置されていると考えている。

そこで、上記のような患者の治療を目的として医療関係者の求めに応じて提供される学術文献の複製物の利用については、患者が最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、早急に権利制限とする法改正がなされるべきと考える。薬事行政に係る著作権の権利制限については、2005年度の文化審議会著作権分科会において審議検討され、複数の検討課題のうち、「国等に対する申請・報告等に伴う文献等の複製」については、権利制限することが適当であるとの結論が導かれ、平成18年著作権法改正により権利制限が実現した。一方、「医療関係者に対する医薬品等の適正使用のための情報提供に伴う文献等の複製（以下「本案件」）」については、2007年度に著作権分科会法制問題小委員会での検討が再開され、その中間まとめ（平成19年10月）の中で、いくつかの前提条件のもと「権利制限を行う方向で検討することが適当」との判断が示されたものの、2008年1月に予定されていた著作権分科会最終報告書としてのまとめには至らなかった。

このような状況の下、2008年度知的財産推進計画では、「第4章-1-3-?-2 利用と保護のバランスに注意しつつ適正な国内制度を整備する」のなかで、「3) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2008年度中に結論を得る。（文部科学省、厚生労働省）」、さらに翌年の2009年度知的財産推進計画では、「2-3-?-3 利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する」に対応する施策項目番号271にて、「3) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報提供システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2009年度中に一定の結論を得る。（文部科学省、厚生労働省）」として早期に対応することが促された。

しかしながら、2009年に起きた民主党への政権交代とそれに伴う大幅な政策方針変更後、本案件に関する検討は具体的な議論の俎上に載せられないまま停滞しており、しかも検討課題としてすら挙げられていない状況である。

前記のとおり、医療関係者の求めに応じて提供される学術文献の複製物の利用については、患者が最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、早急に権利制限とする法改正がなされるべきものであるので、一日も早くその審議の再開を要望するものである。なお、医療関係者による学術文献の利用は、（著作権法の保護対象としての）思想・感情の創作的表現を知覚することを通じてこれを享受する目的よりも、その文献に表された科学的事実を知覚する目的が主であることが明らかであることからも、権利制限の検討がなされるべきと考える。

当連合会として要望する権利制限の内容は、具体的には次のとおりである。

「医療関係者の求めに応じて提供される情報を収集、保管、提供するうえで、合理的に必要な範囲においては、文献等を複製、譲渡および公衆送信するにあたり、権利者の許諾を必要としない。権利者への経済的補償については、通常の使用料相当額の補償金を支払うことによりなされるよう、立法的な手当を講ずることが適当である。」

また他方、著作権分科会法制問題小委員会 中間まとめ（平成19年10月）においては、「本来、そもそも製薬企業からの文献の提供を待たずとも医療関係者が必要な情報を取得できる体制の在り方について検討が行われるべきもの」、更に「実際、諸外国においては（中略）そのような医療関係者による情報取得の体制を整備している」との指摘もなされているところである。前述したとおり、医療関係者が最善の治療を検討する際に、薬物治療に関する情報の欠落は、国民の生命・健康への脅威へと繋がるおそれがあることを踏まえると、前掲の権利制限と並行して、国として医療関係者が必要な情報を取得できる体制の整備を進めることについても要望するものである。ただし、医療関係者が必要な情報を取得する際にも、体制によって

は、上記同様の権利制限が必要になるものと思料する。

以上のとおり、当連合会の要望の対象となる「医療関係者の求めに応じて提供される情報にかかる複製等」は公益性の高いものであり、患者が最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、早急に権利制限とする審議が再開され法改正がなされるべきことを要望し、知的財産推進計画 2021 に盛り込むべきと考える。

なお、上記権利制限とは別に、知的財産戦略本部 構想委員会・コンテンツ小委員会デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォースにおいて、コロナをきっかけに、特にデジタル・コンテンツの流通円滑化の必要性が高まっているとの認識の下、拡大集中許諾制度の検討が行われているが、この検討にあたっては、前記にあげた学術文献の電子的利用のニーズも考慮したものになることを要望する。

当連合会は、一昨年よりイノベーション創出促進のため、学術論文のオープンアクセス化と権利制限を提案し、「知的財産推進計画 2019」の重点事項として、「研究目的の権利制限規定の創設等、著作物の公正な利用の促進のための措置について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。」と記載いただいたが、「知的財産推進計画 2020」の重点事項においては、「図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすること」について、「2020 年度内に一定の結論をもって、法案の提出等の措置を講ずる」と踏み込んだ動きに関して、ニューノーマルにおけるリモート化への迅速な対応として賛同できる一方で、「研究目的の権利制限規定の創設」については、「2019 年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、更なる検討等を行う」と進捗が見られない。権利者の利益保護を重視するあまり、議論が停滞することは、公益を損失する。

平成 28 年の第 5 期科学技術基本計画においても、「オープンアクセスが進むことにより、学界、産業界、市民等あらゆるユーザーが研究成果を広く利用可能となり、その結果、研究者の所属機関、専門分野、国境を越えた新たな協働による知の創出を加速し、新たな価値を生み出していくことが可能となる。」とされている。これらの計画に基づき J-STAGE における学会誌のオープンアクセス化は増加したものの、学術情報(研究成果)へのアクセスは十分と言えない状況が続いている。

また、オープンアクセスではない商業学術雑誌に掲載された臨床研究論文に関しては、国民の税金が投入され、患者のボランティアで得られた知見であっても、特定の出版社だけの利益となっており、毎年高騰する高額な購読料を支払わないと、医療者を含む研究者だけでなく、臨床研究に体を張って協力した患者も研究結果が閲覧できないという閉鎖的な状況が続いている。国民の福祉とイノベーション創出の阻害要因になっている。

そもそも研究者にとって学術論文は、思想・感情の創作的表現を知覚することを通じてこれを享受する目的よりも、その論文に表された科学的事実を知覚する目的が主であり、さらに著者の多くは、自身の論文が活用されることを望んでおり、著作権の保護を強化することで著者の創作意欲を掻き立てるとは言い難い。以上のように、イノベーション創出のために必要な研究成果へのアクセスの自由を確保するために、研究成果のオープンアクセスへの投稿の義務化やデジタルアーカイブの実現と共に研究目的のための権利制限規定の創出を加速していただきたいと意見として提出する。

法人・団体名
24. 日本弁護士連合会
意見の分野
(A4) DX の加速化／AI・データ等の利活用の推進
意見
第 1 意見の趣旨
1 多くの者がデータにアクセスして価値創出できるよう、データ流通を推進するためのルールの在り方を引き続き検討すべきとの考えに賛成する。
2 中小企業・スタートアップ企業などに、データの適切な保護等をアドバイスできる人材を提供できる制度整備が必要と考えられる。
3 当連合会としては、関係諸団体と協働しつつ、上記 1 及び 2 の各取組に積極的に関わっていくことがで

きるよう、専門人材の育成と社会への提供に向けて研鑽を重ねていく所存である。

第2 意見の理由

1 デジタル時代において、データは価値の源泉となる、最も重要な知的財産の一つである。そして、第2回構想委員会（2020年12月21日開催）における配布資料「データ利活用のルール整備に関する取組」（内閣府知的財産戦略推進事務局作成）において言及されているとおり、データは使われて初めて価値を創出することから、多くの者がデータにアクセスして価値創出できるよう、データ流通を推進することが望ましい。

かかる考えに沿う施策として、近年、不正競争防止法における「限定提供データ」の保護に関する不正競争の立法化や、経済産業省による「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」、「限定提供データに関する指針」、農林水産省による「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」の策定がなされたことは、評価し得る。

しかしながら、上記配布資料において指摘されているとおり、(1)データの生成・収集・加工・蓄積には多数の者が関与しており、それら関与者の利害・関心へ適切に対応できていない、(2)一旦データを提供すると、そのデータがその後どのように使われるのか不安である等の理由から、データの利活用に対してなお社会全体が萎縮的にならざるを得ない状況にあると考えられる（注）。

そこで、関係者が安心してデータ取引を行うことができるよう、データ流通を推進するための適切なルールの在り方が引き続き検討されるべきであるとの考えに賛成する。

2 経済産業省が公表した2019年11月19日付け「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会 報告書」において指摘されているとおり、第4次産業革命の進展により競争環境が大きく変化する状況において、法務機能が積極的に事業価値を創造する役割が増しており、またそれゆえに法律家に求められる専門性も高度化している。特に、第4次産業革命において最大の資源となる「データ」を利活用し、イノベーションを生み出していくためには、当連合会が、2020年2月13日付け「『知的財産推進計画2020』の策定に向けた意見募集に対する意見書」において既に述べたとおり、データの種類やその財産的価値を評価・分析し、それらに即した利活用の方法や利益配分、契約による適切な保護等をアドバイスできる人材が必要であり、かつそのような支援を必要とする企業、特に中小企業・スタートアップ企業などに、適切に提供できる制度整備が必要と考えられる。

3 当連合会としては、法律の専門家集団として、上記1のデータ流通を推進するためのルール作りや上記2の企業支援のための制度整備に関し、関係諸団体と協働しながらそれぞれの取組に積極的に関わっていくことができるよう、専門人材の育成と社会への提供に向けて研鑽を重ねていく所存である。

以上

（注）例えば、当連合会が、2003年2月21日付け「倒産時におけるライセンシー保護に関する意見書」において指摘したとおり、知的財産取引の保護としては、ライセンサーの倒産時におけるライセンシーの保護が法制度上講じられている必要があり、2001年の特許法改正、2020年の著作権法改正による当然対抗制度の導入により、特許権や著作権についてはその立法的な手当がなされたところであるが、不正競争防止法による保護対象となっている営業秘密や限定提供データに係るライセンス契約については、未だライセンシーの保護に関するルールが存在しない。そこで、法務機能が十分でない中小企業やスタートアップ企業などがデータ取引においてトラブルに巻き込まれる事態が懸念される。

法人・団体名
25. 日本弁理士会
意見の分野
—
意見

【意見 1】

(1) 中小・スタートアップ企業へのコンサルティング、知財投資・活用

金融機関、特に中小・スタートアップについては地銀協会や信用組合協会等と連携がとれるスキームを構築することが重要であると考える。特に、地方の中小企業に対し、知財面からの事業性評価事業等を含めて支援をするにあたっては、企業の機密情報も理解した上でオープン＆クローズ戦略を提案する知財専門家（弁理士等）、投資家や金融機関に企業が企画しているビジネスを評価する立場の知財専門家（弁理士等）等が共通して有用な情報を得やすい環境を整備することが重要であると考える。また、知財戦略立案、戦略的な標準の活用、ビジネス評価、知的財産の創作支援など、高い専門性が求められるコンサルティングについては知財専門家が連携していくことも必要である。更に、各知財専門家の個性を生かした専門性の高い能力を有する人材を育てることも重要である。

これらの弁理士等の知財専門家、金融庁、そして、経産省、内閣府、投資会社等とも連携をし、知財投資、そして、活用が活発化されていくことが望ましく、知財投資の活発化が図れるスキームを構築していくべきだ。

<領域・分野>

(A3) 地域のエコシステム／中小・ベンチャー企業及び農業分野における知財戦略の強化

(A5) 戦略的な標準の活用

(A7) 価値デザイン経営の考え方の普及と実践の促進

(A8) 知財の戦略的な活用と社会実装に向けた環境整備

【意見 2】

(1) 価値デザイン経営の考え方の普及と実践の促進

(i) 経営デザインシートの普及促進は、上記意見 1 にも関係して引き続き推進いただきたい。経営デザインシートは、企業の現在の姿と将来目指すべき姿とを対比しつつ、将来目指すべき姿を実現するために必要な事項を、知財に焦点を当てつつ整理できる、優れたツールの一つであると考える。

企業経営者と支援する専門家が協力して、当該企業の将来像について経営デザインシートに描くことで、金融機関、投資家、取引先等と連携することができるスキームを構築することが重要であり、これにより、投融资や取引の話を円滑に進めることができる一助となると考える。また、企業経営者自身にとっても、自社の目指すべき姿や、そのために当面実行すべきことを明確に認識できるという効果を得ることもできる。

中小企業に対する大型の補助金や助成金の採択に当たって経営デザインシートの作成を要件とするなども含め、国の支援について一層検討を深めていただきたい。

(ii) コロナ感染症による環境変化により、ニュー・ノーマルに対応するため、特にデジタル技術の進展により、新技術の開発・普及が加速し、これまでなら 10～20 年かけて企業が対応してきた変化に、短期間のうちにに対応しなければならない状況に世界中の企業が置かれている。

一方でアフターコロナがどのような世界になるか、見通すことは困難で、20 世紀型と呼ばれる需要・供給型の事業戦略ではなく、新たな顧客価値の創造を伴う事業を行うことが企業に求められている。例えばコロナ禍で打撃を受けた舞台や音楽のライブといったリアルコンテンツの事業者が、デジタルコンテンツ事業者に業態を変更し、これまで地理的な制約等からコンテンツにアクセスできなかった顧客に対して、新たな価値を提供している。

このような顧客価値を創造する経営は、価値デザイン経営そのものである。従来は知財を必ずしも活用してこなかったスタートアップや中小企業も、コロナ感染症という環境下で、先端的な技術や、その技術を

実装した新規商品、サービスを生み出すといった価値デザイン経営が求められている。

この価値デザイン経営の推進に当たっては、政府の司令塔機能と、民間による実践の後押しが重要であり、特に民間による実践の後押しにおいては、金融・経営の専門家だけでなく、企業に知的財産活用の気付きを与える、知的財産の専門家が欠かせない。知財を必ずしも活用してこなかった企業と、知的財産の専門家を結び付ける取り組みの検討をお願いしたい。

また知的財産権制度を今一度見直し、IoT 時代に適合した知的財産権、ニュー・ノーマルに対応した特許権、実用新案権の在り方について、特に実用新案権の利用価値を向上させるための抜本的制度改革の検討をお願いしたい。

＜領域・分野＞

(A7) 価値デザイン経営の考え方の普及と実践の促進

(2) 知財の戦略的な活用と社会実装に向けた環境整備

事業全体に対する担保権の立法可能性について議論がなされているが、実効性があるかについて広く意見を聞いていただくことを希望する。

事業は、その運営主体により大きく価値を変ずるものであると考えられ、競売等により容易に現金化できる資産とすることは難しい面もある。この点、特許権等の知的財産権と同様な性質を有するものであるといえる。また、事業は、担保権の実行が必要となるような、借入金の返済が覚束ない状況では特に、担保権設定時よりも大きく価値を減じていることが通常と考えられ、この点でも、現金化して債権の回収に充てることは困難な財産であると考えられる。

事業全体に対する担保権について検討されるのであれば、担保権の実行により得た事業を容易に現金化できる手法についても合わせて検討することが良いと考える。

＜領域・分野＞

(A8) 知財の戦略的な活用と社会実装に向けた環境整備

(3) オープンイノベーションに向けた知財マネジメントの推進

経済産業省と特許庁がとりまとめた、「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0」は、これまで秘密保持や知的財産の取り扱いについて意識の薄かった中小／ベンチャー企業の経営者等に、契約条件の重要性について意識し、秘密保持や知的財産の取り扱いについて深く考えてもらう上で、有用なツールであると考える。

また、公正取引委員会による「スタートアップの取引慣行に関する実態調査」も、現に納得できない行為を受けている企業が多数あり、また、その納得できない行為の中には競争手段として不公正であり独占禁止法上問題となるものも相当数含まれることを明らかにした点で、意義の大きいものであると考える。

今後は、中小企業支援事業の中での紹介すること等も含めこれらの情報を広く周知すると共に、モデル契約書については、利用者からの感想や専門家からの意見等を踏まえつつ、適宜にアップデートをお願いしたい。また、公正取引委員会には、上記実体調査の結果も踏まえ、悪質な事例については積極的に独占禁止法に基づく制裁を適用する方針を宣言し、実行していただくことを希望する。

これらのこととは、中小／ベンチャー企業に限らず、新規で有用な知的財産を産み出した者が、それを搾取されることなく、産み出した知的財産から適切な利益を享受できるような社会を作る上で、大きな意義のある事項であると考える。

＜領域・分野＞

(A6) オープンイノベーションに向けた知財マネジメントの推進

【意見3】

(1) 著作権関連の全般に関して

権利者が保護を求める著作物の権利は、実務においては、いまだに書面による契約関係によって譲渡や許諾、利用等の処理がなされているのが一般的である。また、権利者が保護を求める著作物であっても、我が国においては、比較的広く私的利用が認められており、権利制限規定と補償金制度は必ずしもバランスしていない状況にあるのが現実ではないかと考える。

このような状況下、著作物（コンテンツ）利用や流通の円滑化を促進するためには、大前提として、保護を求めること／求めないことのメリハリをつけながら、(i)著作権の円滑な権利処理、(ii)権利者と利用者の利益調整が何らかの補償の仕組みでバランスすること、等について「デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース」でも専門的な議論が十分なされており、議論の方向性に賛同する。

(2) 裁制度の見直し

知的財産戦略本部 構想委員会・コンテンツ小委員会 デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース（以下、TF）の（第6回）における、資料1：デジタル時代における著作権制度・関連政策に関する委員等からの指摘を踏まえた論点と検討の方向性（案）に記載の、1. 全体の(12)裁制度の抜本的な見直し（行政関与なし、集中管理団体の有効活用、事前供託なし、要件の緩和）を図れないか、との意見に賛同する。

TF第5回の資料3「文化庁説明資料」にございますように、裁制度は、平成21年度、平成26年度、平成28年度、平成29年度、および平成30年度の制度見直しにより、より活用しやすい制度になってきたと考える。

また、令和2年度の検討状況につきましても、「相当な努力の要件緩和」としてCRTCウェブサイトの広告掲載直後からの裁制度申請を可能とする事、申請手続の電子化等についてご検討頂けており、より活用しやすい制度になると期待する。

イノベーションの観点、および、コンテンツの円滑な利用により新たな価値を創出するという観点からも、裁制度がいっそう使いやすいものになることが好ましいと考えており、2021年度においても、引き続き裁制度の検討を行って頂きたい。

【意見4】

(1) 発信者情報開示制度の見直しについて

昨今、SNS等インターネット上の誹謗中傷を原因とする著名人の自殺等が社会問題となっていることをきっかけとして、プロバイダ責任制限法が改正されようとしている。同法では、インターネット上で権利侵害が発生した際に、発信者の個人情報を開示するための手続きが定められているが、短期間に複数回の訴訟を提起する必要があるなど、開示のハードルが高いという問題が指摘されている。そこで今般、この手続きを簡素化することが検討されており、現在最終とりまとめの段階にある。この「権利侵害」には知的財産権の侵害も含まれることから、同改正なされれば、インターネット上の著作権侵害や商標権侵害への対応がやりやすくなると考えられることから、同改正を支持することが望ましいと考える。

また、表現の自由を不当に萎縮させることのないよう、十分に留意するべきである。（この点、誹謗中傷等の人権侵害と異なり、知的財産権侵害においては、表現の自由の萎縮の論点とは比較的結びつきづらいと考えられ、この観点からも、当会は同改正をより積極的に支持するべきであると考える）。

なお諸外国では、デジタルミレニアム著作権法（米国）、知的財産権の執行に関する指令（欧州連合）、電子商取引法（中国）等の法整備がなされており、日本よりも簡素な手続きで発信者情報を開示させることができ

きる。国際調和の観点からも、同改正を支持すべきであると考える。

＜領域・分野＞

(B2) 発信者情報開示制度の見直し

【意見5】

現在も新型コロナウイルス感染症が蔓延しており、ますますリモート化、デジタル化が急速に進んでいく。また、関係省庁等が横断的に参画する特別チームには、民間企業、そして関連団体を含む関係者が有機的に連携して横断的に情報を隨時共有することが必要であると考える。このような横断的な情報を隨時共有することによって、俯瞰的な視点での課題や全体的な方策の設計等を図っていけるタイムリーなプラットフォームができるのではないかと考える。

また、必要に応じてプラットフォーム間の相互連携を図っていただきたい。更に、標準化に関しては、人材が重要なキーである。コ・クリエーションが進んでいく中で、異種業種間の横断的な標準人材の情報交換、意見交換の場というものを官が主導で設けていただくことも必要ではないかと考える。

また、戦略的に標準の活用が期待されている分野としては、「データ」に関する分野に加えて、システム、サービス等も重点分野になると考える。特に、ニュー・ノーマルの社会においてはデータの利活用が一層進むものと推察され、医療分野、教育分野、防災の分野等においてもデータの利活用と流通が必須であり、このような分野で日本が主導をしていくことが重要であると考えられる。

また、上記分野以外に、検査方法、予防方法、そして、テレワークや小中学校休校等に伴うリモート教育等の分野に関し、ITを活用した仕事、教育の在り方についての標準化、それから、ITによる情報提供が今後主流となる高齢化社会に向けて、高齢者でも容易に利用できるインターフェースの標準化等を検討していく必要があるのではないかと考える。さらに、スマート農業等の農林水産分野、食品分野においても工業技術との融合が進展しており、そのような農林水産分野、食品分野における標準化の重点化というのも今後ますます重要になってくるのではないかと考える。

最後に、中小企業やスタートアップにとりまして、戦略的な標準の活用は事業と関連して重要な一面があり、スタートアップ、中小企業の経営者に対し、標準化についての一層の普及啓発を図る必要があるとともに、中小企業やスタートアップが標準取得を躊躇することなく取り組めるように、官としてのサポート体制の一層の強化を図っていただきたい。

【意見6】

完成品に組み込まれる部品特許の実施許諾契約及びその交渉の主体や実施料額の如何の問題は、契約法上の契約自由の原則の下、同原則に対する制約法理の問題として、例えばF R A N D宣言を伴う標準必須特許の場合には特許権者のN D義務違反の成否やF R A N D条件の範囲の問題として、取り扱うのが相当であるものの、かかる観点からの現行制度の下での調査研究が必ずしも十分ではないと考えられ、調査研究を迅速に行っていただきたい。

詳細には以下のとおりである。

- (1) 一般には、部品特許は、部品メーカーのみならず、部品を組み込んだ完成品メーカーにも権利行使可能。
- (2) 一般には、特許権に基づく実施許諾の本質は、特許権の権利不行使の約束。
- (3) 一般には、契約自由の原則、特に契約相手方選択の自由の原則や契約内容決定の自由の原則の下で、特許権者は、権利行使できる相手方から実施許諾の相手方を選択し、合意される実施料で実施許諾することが可能。
- (4) したがって、部品メーカーの実施許諾申込に対し、特許権者が、完成品メーカーに実施許諾する意向

に基づき、拒否し、完成品メーカーから合意される実施料を取得することは、原則として問題がない。

(5) 但し、部品特許が、標準必須特許で、F R A N D宣言付の場合、部品メーカーの実施許諾申込に対し、特許権者が、完成品メーカーに実施許諾する意向に基づき、拒否することが、ND義務違反かどうか(license to all vs. access for all)、そして、ND義務違反の場合に、特許権者による、Unwilling な完成品メーカーに対する差止請求及び／又は損害賠償請求は、F R A N D抗弁の成否にかかわらず、権利濫用かどうかが問題になる。また、特許権者が完成品メーカーに要求する実施料がF R A N D条件の範囲内かどうかも問題になる。

更に、紛争は究極的には司法的判断が重要であるとは考えるが、標準必須特許を巡る 紛争では独禁法の考え方方が大きな判断の分岐点になることもある。しかし、「どういうことがあつたら独禁法違反となるか」の具体例をまとめたものが発信されておらず、そのため事業者が判断に迷う点も多い。

したがって、これらの点を踏まえた、調査研究を迅速に行っていただく必要があると考える。

法人・団体名
26. 本田技研工業株式会社
意見の分野
「知的財産推進計画 2020」重点事項
意見
<p>1. 知的財産推進計画 2020 工程表「知的財産推進計画 2020」重点事項 5. コンテンツ・クリエーション・エコシステムの構築 (2) 模倣品・海賊版対策の強化 に關し 日本税関において商標権侵害疑義品として認定手続が開始されても、輸入者が侵害部分のラベル等を削除した場合、輸入通関が認められる事がある。しかし、そのような製品は、国内で再度ラベル等を貼り付けられて販売されるおそれがあり、結果として商標権侵害物品が国内市場に流通し、消費者の安全を害する危険性がある。 商標権侵害物品は、本来、商標法第 36 条に基づき、侵害の行為を組成した物として権利者が廃棄を請求することができるべきであり、また、TRIPS 協定第 46 条に「不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない。」と規定されていることに基づき、商標権侵害物品は、税関においても輸入者にラベル等の削除の機会を与えることなくそのまま廃棄となる処分がなされるべきであり、関税法基本通達 69 の 12-2(2)ハ(イ)～(ハ)の手続きを改正すべきと考える。</p> <p>2. 工程表「知的財産推進計画 2020」重点事項 3. イノベーションエコシステムにおける戦略的な知財活用の推進 に關し SDGs に貢献する特許の抽出手法の標準化： 各社が SDGs の達成に向けて、技術開発も含め、種々取り組んでいるものと思料するが、各社の技術開発が SDGs の達成に貢献しているかを定量的に計測できることが望ましく、そのために、技術開発の成果である特許出願の内、SDGs の達成に寄与する特許出願を国際分類、キーワード等で抽出することができると良いと考える。SDGs の各目標の達成に寄与する特許件数を見える化できれば、各社は SDGs の目標達成に向けて、分かりやすい特許出願件数という指標を用いて、技術開発及び特許出願を管理し、促進させるものと思料する。また、上記の抽出手法をベースとして、各社の特許出願の状況をまとめ、日本政府としての統合報告書のような形で実績を公開することも、それらの取り組みを後押しすることになると考える。更には、上記の抽出手法（国際分類／キーワード等）をグローバルで標準化できれば、国際競争を促し、技術開発及び特許出願が更に促進されるものと考える。</p> <p>3. 「知的財産推進計画 2021」に新たに盛り込むべき政策事項 標準必須特許を巡る紛争解決 に關し</p>

自動差止の見直しについて：

急速に進む技術の高度化・複雑化、商品の多機能化、社会の IoT 化、国際的な特許件数の増大に伴い、従来の特許権侵害の救済手段としての自動的な差止について検討すべき時期に来ていると考える。

外国の例を見ても、金銭的な収入を目的とする不実施主体（NPE）による侵害訴訟や、膨大な件数に及ぶ一部の標準規格必須特許（SEP）に関する侵害訴訟の救済手段として自動的に差止を認めることには謙抑的な姿勢が見られるところであり、日本においても、特にこれらの課題に対して、救済手段としての自動的な差止の在り方について今日の技術・社会状況を踏まえて見直すべきものと考える。

標準規格必須特許（SEP）の扱いについて：

一部の標準規格についてはその必須特許（SEP）の件数が膨大な数に及んでおり、標準規格の活用を促し安定した IoT 社会を実現するために SEP のライセンスに対する制度的な規律が求められる。

現在、SEP を巡る国際的な論点の一つとして、製品供給網（サプライチェーン）でのライセンスを受ける階層に関する議論（ライセンス先が最下流の最終製品メーカーに限られるか、上流の部品メーカーも可能か）がある。これについては、例えば、上流の部品メーカーのほうが標準規格に関する基礎的・基本的な研究開発を行い、その結果自らも SEP 等の特許権を保有する可能性が高いにもかかわらず、そうした上流の部品メーカーへのライセンスが拒絶されること、クロスライセンスによりロイヤルティコストを削減する機会を奪い、部品メーカー間の競争を阻害し、本来削減可能であったコストを様々な IoT 関連製品・サービスについて最終的に消費者が負担する結果となる恐れがある。

多様な IoT 社会の発展のために、消費者の利益・便益も考慮の上、こうした SEP を巡る課題について検討を進め、必要な制度的な規律を導入すべきと考える。

以上

法人・団体名	
27. Patent Island 株式会社	
意見の分野	
「知的財産推進計画 2020」重点事項	
意見	
1. 知的財産推進計画 2020	
工程表「知的財産推進計画 2020」重点事項	
5. コンテンツ・クリエーション・エコシステムの構築	
（2）模倣品・海賊版対策の強化 に関し	
日本税関において商標権侵害疑義品として認定手続が開始されても、輸入者が侵害部分のラベル等を削除した場合、輸入通関が認められる事がある。しかし、そのような製品は、国内で再度ラベル等を貼り付けられて販売されるおそれがあり、結果として商標権侵害物品が国内市場に流通し、消費者の安全を害する危険性がある。	
商標権侵害物品は、本来、商標法第 36 条に基づき、侵害の行為を組成した物として権利者が廃棄を請求することができるべきであり、また、TRIPS 協定第 46 条に「不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない。」と規定されていることにに基づき、商標権侵害物品は、税関においても輸入者にラベル等の削除の機会を与えることなくそのまま廃棄となる処分がなされるべきであり、関税法基本通達 69 の 12-2(2)ハ(イ)～(ハ)の手続きを改正すべきと考える。	
2. 工程表「知的財産推進計画 2020」重点事項	
3. イノベーションエコシステムにおける戦略的な知財活用の推進 に関し	
SDGs に貢献する特許の抽出手法の標準化：	

各社が SDGs の達成に向けて、技術開発も含め、種々取り組んでいるものと思料するが、各社の技術開発が SDGs の達成に貢献しているかを定量的に計測できることが望ましく、そのために、技術開発の成果である特許出願の内、SDGs の達成に寄与する特許出願を国際分類、キーワード等で抽出することができると良いと考える。SDGs の各目標の達成に寄与する特許件数を見える化できれば、各社は SDGs の目標達成に向けて、分かりやすい特許出願件数という指標を用いて、技術開発及び特許出願を管理し、促進させるものと思料する。また、上記の抽出手法をベースとして、各社の特許出願の状況をまとめ、日本政府としての統合報告書のような形で実績を公開することも、それらの取り組みを後押しすることになると考える。更には、上記の抽出手法（国際分類／キーワード等）をグローバルで標準化できれば、国際競争を促し、技術開発及び特許出願が更に促進されるものと考える。

3. 「知的財産推進計画 2021」に新たに盛り込むべき政策事項

標準必須特許を巡る紛争解決 に関し

自動差止の見直しについて：

急速に進む技術の高度化・複雑化、商品の多機能化、社会の IoT 化、国際的な特許件数の増大に伴い、従来の特許権侵害の救済手段としての自動的な差止について検討すべき時期に来ていると考える。

外国の例を見ても、金銭的な収入を目的とする不実施主体（NPE）による侵害訴訟や、膨大な件数に及ぶ一部の標準規格必須特許（SEP）に関する侵害訴訟の救済手段として自動的に差止を認めることには謙抑的な姿勢が見られるところであり、日本においても、特にこれらの課題に対して、救済手段としての自動的な差止の在り方について今日の技術・社会状況を踏まえて見直すべきものと考える。

標準規格必須特許（SEP）の扱いについて：

一部の標準規格についてはその必須特許（SEP）の件数が膨大な数に及んでおり、標準規格の活用を促し安定した IoT 社会を実現するために SEP のライセンスに対する制度的な規律が求められる。

現在、SEP を巡る国際的な論点の一つとして、製品供給網（サプライチェーン）でのライセンスを受ける階層に関する議論（ライセンス先が最下流の最終製品メーカーに限られるか、上流の部品メーカーも可能か）がある。これについては、例えば、上流の部品メーカーのほうが標準規格に関する基礎的・基本的な研究開発を行い、その結果自らも SEP 等の特許権を保有する可能性が高いにもかかわらず、こうした上流の部品メーカーへのライセンスが拒絶されること、クロスライセンスによりロイヤルティコストを削減する機会を奪い、部品メーカー間の競争を阻害し、本来削減可能であったコストを様々な IoT 関連製品・サービスについて最終的に消費者が負担する結果となる恐れがある。

多様な IoT 社会の発展のために、消費者の利益・便益も考慮の上、こうした SEP を巡る課題について検討を進め、必要な制度的な規律を導入すべきと考える。

知的財産戦略 2021において、何度も出ては未消化で消えていった「知財価値評価」がまた出てきています。

知財価値評価をいくらやっても現実の事業において意味を持たない原因是すでに明らかになっているよう、「特許資産デフレ」です。簡単に言うと特許権の価値が低いからであり、他の種類の資産と並べて取り扱う必然性がないからです。

特許資産デフレからの脱却の具体策は、三宅しんご議員を中心とした議員グループがすでに 2017 年に提言を発表済みです。その内容は、次のリンク先のとおりです。

<http://www.miyakeshingo.net/archives/002/201704/%E6%8F%90%E8%A8%80%EF%BC%88%E7%A2%BA%E5%AE%9A%E7%89%88%EF%BC%892017-4-18%E3%80%80.pdf>

まずは、特許資産デフレを解消するためのこの提言に記載の具体策を早急に着実に実行することが肝要です。

それがなければ、10年周期でまた知財価値評価の不毛な話の繰り返しになります。

知的財産推進計画 2021 に向けた検討課題との表題の次のリンク先の資料についての意見を述べます。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/2021/dai2/siryou4.pdf>

1. 国民主権の憲法原理に違反する部分があります。

この資料の第13ページに記載の「新たなガバナンスモデル」についての「企業がアーキテクチャの設計又はコードの記述において参照できるようなガイドラインや標準を、マルチステークホルダーの関与によって策定する。」は、国民主権の憲法原理に反する危険が極めて高いものであり、削除すべきであると思います。なぜならば、マルチステークホルダーというカタカナ語で一括りにしている中の企業は、主権者である国民ではありません。外国企業も入り込んできますし、日本国への侵略行為をしている外国の企業も入ってきます。

2. 法治主義に反する制度になっていく蟻の一穴です。

「ソフトロー」というカタカナ語で意味をぼやかしつつ、法律および法律に根拠を持つ政令や省令によらずして、「ソフトローは作成や改変の容易さ、個別状況に合わせた作成・運用ができる」として推進しようとしています。しかし、これは法治主義に反し、恣意的で利益相反の疑いのある者たちの裏での関与によって、おかしな仕組みを法治主義の範囲外に作ろうとする行為であると思います。これは、国家の基盤を崩す蟻の一穴になりますので、削除すべきものと考えます。

法人・団体名
28. YKK株式会社/アパレル戦略推進部
意見の分野
(B2) 模倣品・海賊版対策の強化
意見

「要旨」

模倣品の個人使用目的の輸入について、関係者の尽力により、商標法改正の具体的な方向性が示され、模倣品被害が減少するよう、一権利者としても期待したい。

また、商標法改正に対応する税関の運用、関税法改正も、方針、スケジュール等を速やかに公表して頂き、関係省庁連携して模倣品の個人使用目的の輸入問題の解決に引き続き取り組んで頂きたい。

「本文」

模倣品による様々な問題は、関係省庁などからも公表され、多くの事例が紹介されているが、とりわけ「消費者の健康・安全被害」の側面からも、早急な対策が必要である。

また、模倣品の多くは日本国外で粗悪な材料等を使用して製造され、劣悪な環境下での労働問題や、各種規制を順守されていない製造過程における環境問題が生じ、状況によっては、犯罪・国際テロ組織への資金供給にも繋がりかねない。

さらにコロナ禍の影響で消費者が外出を控える傾向にある一方、ECサイトでの消費者による購買は拡大し、一部の模倣品業者を介して模倣品を容易に入手できるようになっている。

企業等が売上を大幅に減少させている状況下で、模倣品によっても本来、権利者が得るべき利益が減少し、模倣品の品質問題等により企業のブランド・企業イメージの悪化も起こり得る。

それらにより、企業のイノベーションと創造意欲が減退し、健全な取引市場環境に悪影響を及ぼす可能性も

ある。

模倣品の個人使用目的の輸入について、関係者の尽力により、概略「海外の事業者が国内の者に模倣品を直接発送する行為を、新たに商標権侵害と位置づける」と、商標法改正の具体的な方向性が示されたが、その中でも、「海外の事業者が個人であると仮装すること」、「善意の個人輸入者への配慮」に対する課題が多く指摘されている。

「海外の事業者が個人であると仮装すること」については、仮装されることによって、税関や権利者の手続きが無駄にならないように、適切なルールを設けて頂きたい。

「善意の個人輸入者への配慮」は状況によって、模倣品業者等の逃げ道になってしまう場合も想定でき、慎重な対応が必要と考えられるが、模倣品を取扱うこと自体、上述したような問題があるため、引き続き個人輸入者（消費者）への周知と、模倣品と認識して購入する個人輸入者と模倣品販売業者の活動を抑制するため、模倣品の輸入手続きは、所定の購入情報を税関や、好ましくは権利者にも提供する等の検討も必要であると思料する。

これらの課題については、民間事業者とも連携して解決して頂きたく要望する。

いずれにしても、商標法改正が現実的になり、個人使用目的で模倣品が日本国内へ流入することが阻止され、模倣品被害が減少するよう、一権利者としても期待したい。

模倣品の個人使用目的の輸入問題は、EC サイト事業者と消費者においても重要な事案であって、「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」での議論では EC サイト事業者に対し、出品者の所在地等の情報を収集するよう努力義務を課すとしており、これが権利者の模倣品対策に活用でき、消費者等を保護することが出来るようになることも期待する。

上記の通り、商標法改正などは方向性や課題も具体的になってきているが、商標法改正に対応する税関の運用、関税法改正も、方針、スケジュール等を速やかに公表して頂き、関係省庁連携して模倣品の個人使用目的の輸入問題の解決に引き続き取り組んで頂きたい。

法人・団体名
29. -
意見の分野
(A) 主として産業財産権分野に関するもの
意見
《要旨》
<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを含めた産業構造の各プレーヤーが、受益に応じて公平に特許ロイヤルティを負担する仕組みを検討する必要があるのではないか。 ・データの利用促進のためには保護と利用とのバランスが重要であり、契約自由の原則に基づくソフトによる統制が望ましい。 ・社会課題の解決には、価値観の異なる利害関係者間、特にパブリック側とプライベート側との界面を跨いで様々なデータを相互利用できるような基盤の構築が望ましい。
《全文》
<p>(A8) 知財の戦略的な活用と社会実装に向けた環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブスクリプション時代の特許ロイヤルティの在り方について <p>「モノ」から「コト」への産業構造のシフトに対応して、「モノ」中心の特許ロイヤルティの在り方につ</p>

いても検証が必要ではないか。産業構造の変化により収益の源泉は「モノ」から「コト」にシフトしているが、特許ロイヤルティの回収は「モノ」中心であり、特許の価値が「モノ」の世界の中だけで循環するすれば、特許制度の趣旨が実現できなくなることが懸念される。例えば、今後あらゆるモノがつながるIoTの世界では、通信端末や通信基地局からではなくオペレータが徴収する通信料から、特許ロイヤルティを徴収することも、本来あってもいいのではないかと考える。また、今後車の売り切りからモビリティサービスに移行する世界では、車やその部品ではなく、モビリティサービスから、特許ロイヤルティを徴収することも、本来あってもいいのではないかと考える。さらには、特許は部品ベースの小さな価値に閉じ込められ、それを使った「コト」のビジネスは継続的に大きな利益を得ているとすれば、特許の価値は適正に評価され尽くされていない場合もあるのではないかと考える。サービスも含めて産業構造の各プレーヤーが受益に応じて公平に負担する仕組みがあらためて必要ではないか。

これに関連して、消尽の議論があるが、アップル vs サムソン事件（平成26年05月16日知財高裁判決）を踏まえつつ、消尽についても議論を深め、サービスを含めた産業構造の各プレーヤーが受益に応じて公平に負担する仕組みを検討する必要があると考える。

さらには、「物の製造販売による収益」と「方法の使用による収益」が大きく異なる場合など、方法の使用による収益をどのように算定し、方法の特許の価値をどのように評価するかについても議論が必要になると考える。

(A4) DXの加速化/AI・データ等の利活用の推進

- ・データの流通・利用について

データは保有しているだけでは価値がなく、利用して初めて価値が生まれるものであり、利用促進のためには保護と利用とのバランスが重要となる。また、データの利用については様々な挑戦的な取組みが行われているところであり、法制度による過度な規制の導入は、それらの取組みに対する意欲を萎縮させることとなることを危惧する。これらのことから、データの流通・利用については、契約自由の原則に基づき、対等な立場を前提とした相対の合意を原則とし、それら契約や交渉を円滑に進めるためのガイドライン策定等、ソフトローによる統制が望ましく、新たな権利の付与や過度な規制の導入には賛同しかねる。

また、データについては、プライバシーやセキュリティ等とかかわる部分もあるが、それらについては既存のポリシーフレームワークに則るべきであり、重畳的な法規制の導入は不要と考える。加えて、データの利活用について競争政策上の観点から検討する場合には、取引企業の規模等の外形的な側面だけでなく、ベンダーとユーザの関係、各々が保有する技術力（例：代替手段がないデータ解析力）等、様々な要因によって優越的な立場の所在も変化しうることを前提に慎重な判断がなされるよう、バランスの取れた執行が可能となるガイドラインの整備等が必要と考える。

(A5) 戰略的な標準の活用

- ・社会課題解決型の標準について

カーボンニュートラルの実現等、社会的な課題の解決にあたっては、産業横断型でかつ政府や非営利組織等、多種多様な利害関係者を巻き込んだ共創の場が必要となる。またこの共創の実現にあたっては、価値観の異なる利害関係者間で様々なデータを相互利用できるような基盤が必要と考える。特にパブリック側とプライベート側との界面を跨いでデータが相互利用できるような仕組みの構築により、パブリック側だけでなくプライベート側の活力を使って社会課題を解決していくことが望ましいと考える。

以上